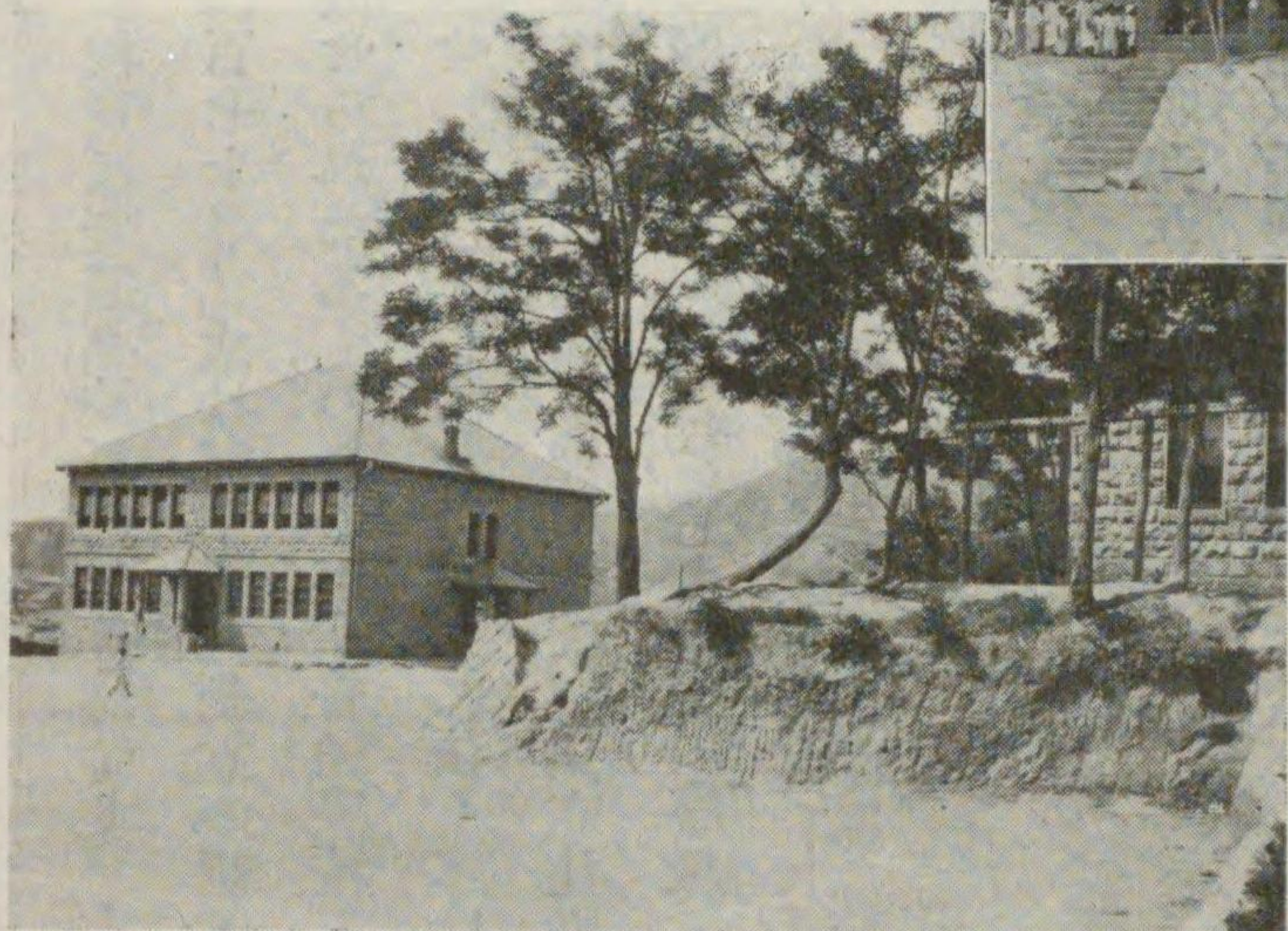
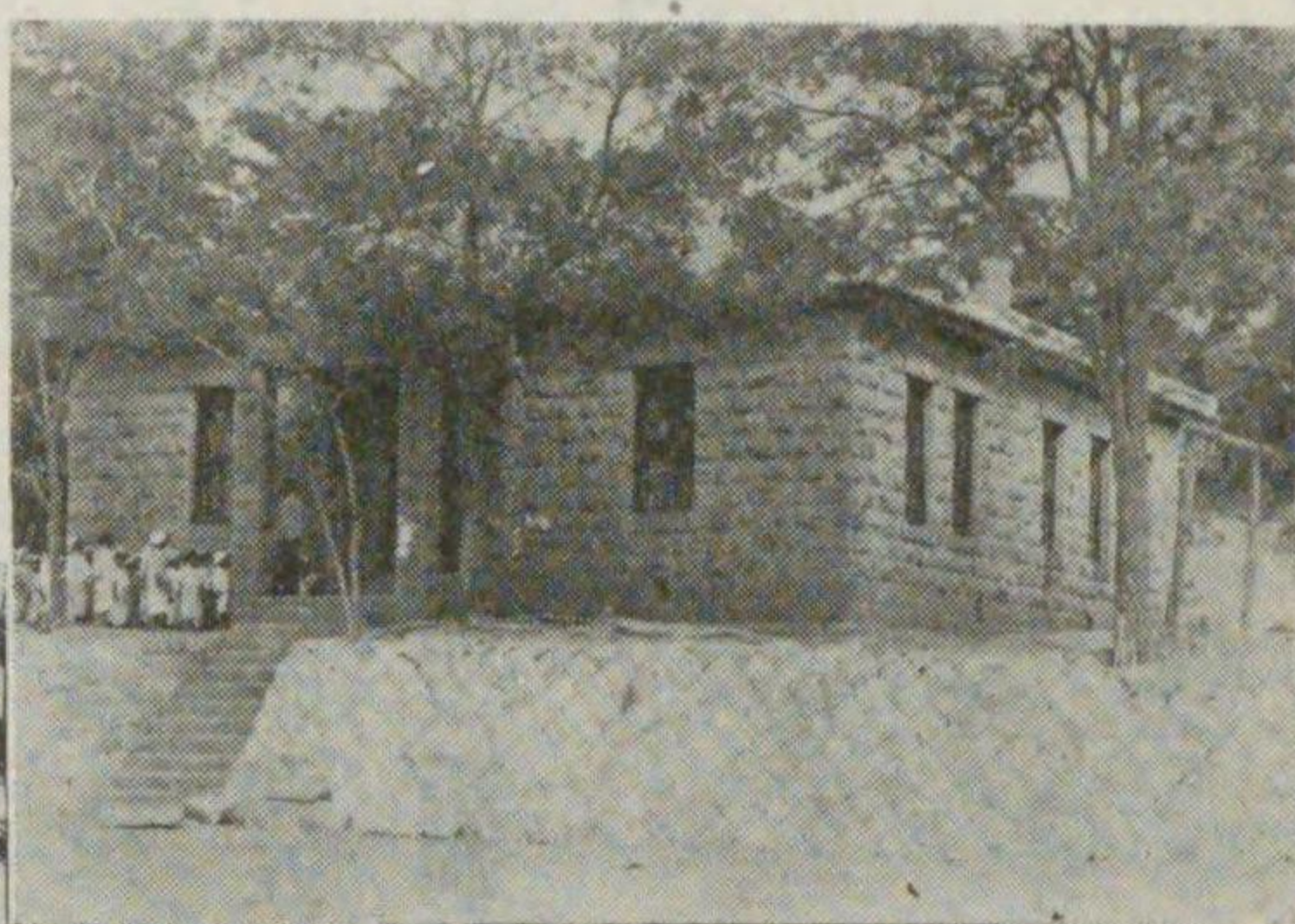


舊校舎



永興學校

本校は米國南長老派宣教會の經營に係る特殊の學校にして、明治三十六年陰九月九日米國人宣教師神學博士ユージン・ベル及任成玉、柳來春等發起の下に永興書堂（陽洞八六番地柳來春方）と稱して開設したるに初まる。當時收容兒童十名に満たず、翌三十七年維持機關として教育會を組織したるが、宣教師プレストン等の活動に依り漸次發展の機運に向ひしかば、三十八年從來の書堂を改めて永興小學校（陽洞八六番地ユージン・ベル方舍廊）と爲し、プレストンを校長に任じ翌三十九年第一回卒業式を舉行したり。其の後中等教育の必要を認めて明治四十一年十月十日中學部を附設せり。此の時米國人ジョン・ワットキンスを初め内外有志の寄附を得たるに依り、明治四十二年二月三日石造新校舎の建築に着手し十月十日落成せり。明治四十三年宣教師ハリソン校長と爲りて校務の刷新を見、其の八月二十六日學部大臣よりジョン・ワットキンス中學校設立の認可を受け、翌年三月中學科第一回の卒業式を行へり。然るに爾後兩三年は校長教員等の更迭頻繁にして

生徒兒童の教養從つて充分なる能はざりしため、校運亦甚だ振はざるに至れり。現校主ニスベット校長として着任するや、大正三年學則を變更し課程を改めて普通科、高等科に分ち、校名を私立木浦永興學校と改稱する等、銳意之が改善を圖りしと雖も未だ容易に豫期の成果を收むる能はず、茲に大正四年設立者たる南長老派宣教會は校長ジェ・エス・ニスベットをして代表設立者たらしめ、デイ・ジュ・カミングを校長に選定し以て萎微沈衰せる校勢の挽回に眼めたり。

爾來一般民衆の向學心勃興と共に校勢次第に回復し、大正十年度に於ては兒童生徒數三百に達せり。大正十一年二月新に朝鮮教育令制定發布の結果、修業年限を改めて普通科六年、高等科五年制と爲し、校名中私立の二字を削除して木浦永興學校（現在）と改稱せり。此の年度より入學志望者激増し舊態を以てしては到底之に應ずること能はざるに至りしかば、不得已在籍總數五百名を限度とし可能の範圍に於て選拔入學せしめたり。

昭和三年總工費二萬圓を以て石造二階建百七十四坪の校舎を新築し、茲に新舊兩校舎を併用して頓に從來の狹隘を緩和することを得たるのみならず、又同時に工費三千圓を投じて運動場の大手入を遂行したり。此の外講堂は石造にして八十坪あり。昭和三年火災に罹りし寄宿舎は、直に五千圓を以て石造二階建五十二坪のものを再築に着手し、昭和四年秋落成せり。

卒業生は、初等科に於て、明治三十九年三月第一回以來計二二五名、中等科に於て明治四十四年三月第一回以來計十二名を出せり。

歴代校長一覽	名	稱	職名	氏名	在職期間
永興書堂設立者	ユージン・ベル			ユージン・ベル	自明治三十六年陰九月九日至同三十八年七月

永興小學校	設立者	プレストン	自明治三十八年八月至同四十三年五月	歸國
永興小學校	校長	ハリソン	自同四十三年六月至同四十四年七月	明治四十三年八月中國學校設立認可、設立者は前長老派宣教會なり
キョンス・ワット中學校	校長	マツカレ	自同四十四年八月至大正三年五月	
永興小學校	校長	ニスベット	自同三年六月至同	
改稱私立木浦永興學校	校長	カミング	自同	
改稱木浦永興學校	校長		至現	大正九年一月設立者專任と爲る

第三 木浦貞明女學校

一、現況 (昭和五年四月末)

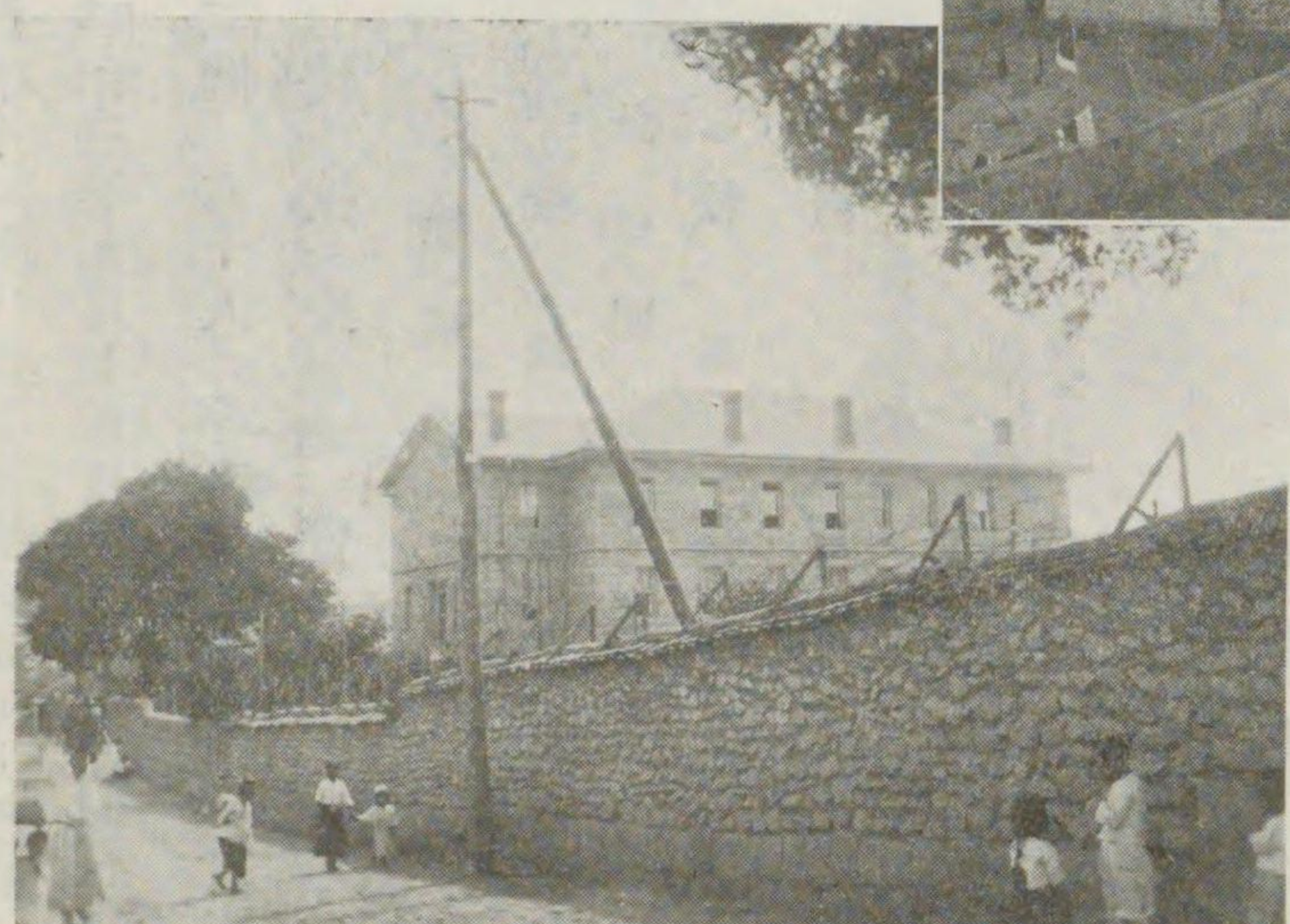
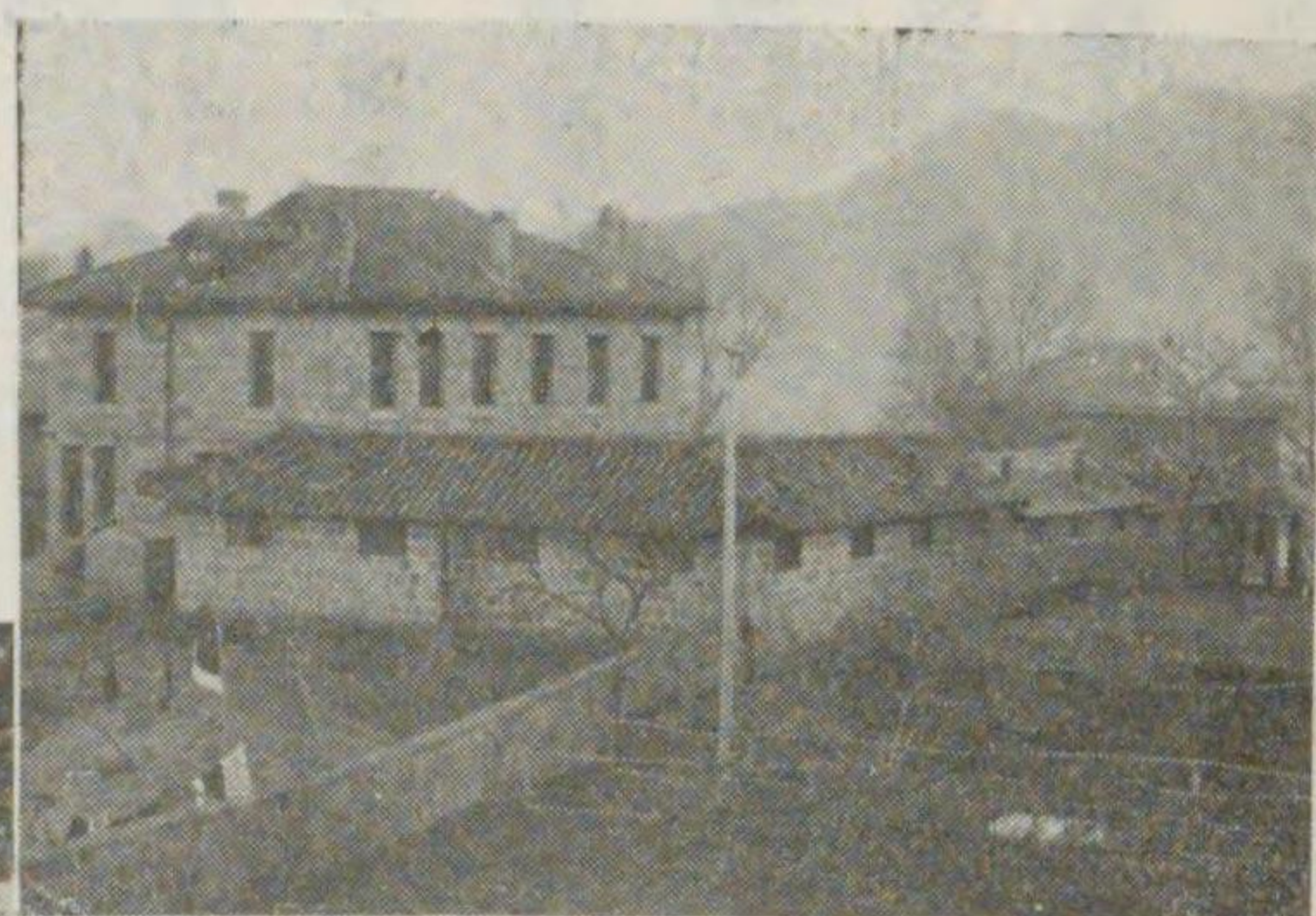
- 1、位 置 府内陽洞八六番地
- 2、經營者 米國南長老派宣教會
- 3、校 舍 石造三階建二四〇坪

二、沿革

本校は木浦に於て、女子教育機關中最も古き歴史を有するものなるのみならず、現今鮮人女子の中等教育を施す唯一の學校なり。米國南長老派宣教會の經營に係り明治三十六年九月九日創立、同月十五日の開校にして、當初陽洞八六番地宣教會附屬舎を假りに校舎に充用したり。名稱は木浦女學校と稱せしも、全然一個の私塾にして近時所謂學校の體を具備するものには非ず、兒童亦十餘名に止まり校長徐女史、教師趙競南兩名により教務を處理せられたり。居ること半歲にして明治三十七年三月徐女史校長の任を辭するや、爾來殆ど二年間休校狀態を續くるの已む無かりし

- 4、運動場 一、〇〇〇坪 (校舎敷地を含む)
- 5、寄宿舎 一〇五坪 (此の敷地六〇〇坪)
- 6、學級生徒 十學級三〇四名

同 寄 宿 舎



貞 明 女 學 校

が、三十九年四月邊夫人校長の任に就き、再び學校の存在を明かにし以て今日に及べり。此の頃より校運次第に興隆し、教室の狭小を告ぐるに至りしかば、明治四十四年同所に校舎の新築を企て、約八千圓の費を投じて石造三階建(一〇五坪現在寄宿舎の一部)建設工事を起し、九月着工、翌年一月落成と同時に移轉したり。後更に數年を経て内容漸次充實し、學父兄の期待亦組織の刷新に急なるを觀取したる宣教師柳瑞伯は、大正三年六月普通科四年、高等科四年制私立木浦貞明女學校設立の認可を受け、茲に從來の私塾木浦女學校は初めて學校としての形式を整ふるに至れり。然るに爾來益々校勢發展して、年々應募者の多數を收容する能はざりしかば、再び増築の計を樹て大正十一年九月米國人孟女史の寄附金約二萬圓を以て、石造三階建二百四十坪の新築に着手し、翌十二年春竣工せり。同時に約五千圓を投じて敷地六百坪、建物百五坪、收容人員七十人の寄宿舎を新設し又一千坪の運動場成れり。

大正十三年六月新教育令に依り學則變更の認可を受け、普通科六年、高等科四年と爲し、爾後益々内容の充實改善を加へられつゝありて、昭和三年九月十五日創立二十五週年記念式を舉行したり。開校以來昭和四年三月迄普通科十六回、二百十五人、高等科十二回、六十人の卒業生を出せり。

歴代校長一覽

校名	職名	氏名	在職期間
木浦女學校(私塾)	校長	徐女史	自明治三十六年九月十五日 至同三十七年三月
(此の間二年休校)			
木浦女學校(私塾)	校長	邊夫人	至同三十九年四月
同	同	河夫人	至同四十年三月
同	同	馬女史	至同四十一年三月
同	同	柳夫人	至同四十二年三月
同	同	明女史	至同四十三年三月
同	同	金雅各	至同四十四年三月
同	同	柳瑞伯	至同四十五年三月
同	同	趙女史	至同四十六年三月
同	同	孟女子	至同四十七年三月
同	同	趙女史	至同四十八年三月
同	同	趙女史	至同四十九年三月
同	同	趙女史	至同五十年三月
同	同	趙女史	至同五十一年三月
同	同	趙女史	至同五十二年三月
同	同	趙女史	至同五十三年三月
同	同	趙女史	至同五十四年三月
同	同	趙女史	至同五十五年三月
同	同	趙女史	至同五十六年三月
同	同	趙女史	至同五十七年三月
同	同	趙女史	至同五十八年三月
同	同	趙女史	至同五十九年三月
同	同	趙女史	至同六十年三月
同	同	趙女史	至同六十一年三月
同	同	趙女史	至同六十二年三月
同	同	趙女史	至同六十三年三月
同	同	趙女史	至同六十四年三月
同	同	趙女史	至同六十五年三月
同	同	趙女史	至同六十六年三月
同	同	趙女史	至同六十七年三月
同	同	趙女史	至同六十八年三月
同	同	趙女史	至同六十九年三月
同	同	趙女史	至同七十年三月
同	同	趙女史	至同七十一年三月
同	同	趙女史	至同七十二年三月
同	同	趙女史	至同七十三年三月
同	同	趙女史	至同七十四年三月
同	同	趙女史	至同七十五年三月
同	同	趙女史	至同七十六年三月
同	同	趙女史	至同七十七年三月
同	同	趙女史	至同七十八年三月
同	同	趙女史	至同七十九年三月
同	同	趙女史	至同八十年三月
同	同	趙女史	至同八十一年三月
同	同	趙女史	至同八十二年三月
同	同	趙女史	至同八十三年三月
同	同	趙女史	至同八十四年三月
同	同	趙女史	至同八十五年三月
同	同	趙女史	至同八十六年三月
同	同	趙女史	至同八十七年三月
同	同	趙女史	至同八十八年三月
同	同	趙女史	至同八十九年三月
同	同	趙女史	至同九十年三月
同	同	趙女史	至同九十一年三月
同	同	趙女史	至同九十二年三月
同	同	趙女史	至同九十三年三月
同	同	趙女史	至同九十四年三月
同	同	趙女史	至同九十五年三月
同	同	趙女史	至同九十六年三月
同	同	趙女史	至同九十七年三月
同	同	趙女史	至同九十八年三月
同	同	趙女史	至同九十九年三月
同	同	趙女史	至同九十年三月
同	同	趙女史	至同九十年三月

(人名参考)

普通科四年制と爲す、
高等科四年
大正十三年六月新教育令により
普通科六年と爲す
高等科四年
柳氏は設立者なり

徐女史 F. Rica. Straeffen.
邊夫人 J. F. Preston.
柳瑞伯 Dr. J. Nisbet.
柳夫人 J. S. Nisbet
明愛多女史 Ada. McMurphy.

河夫人 W. B. Harrison.
馬女史 Julia. A. Martin.
金雅各 D. J. Cumming.
趙瑪具禮女史 Margaret. H. Hopper.
孟女子 McCallie.

第三節 幼稚園

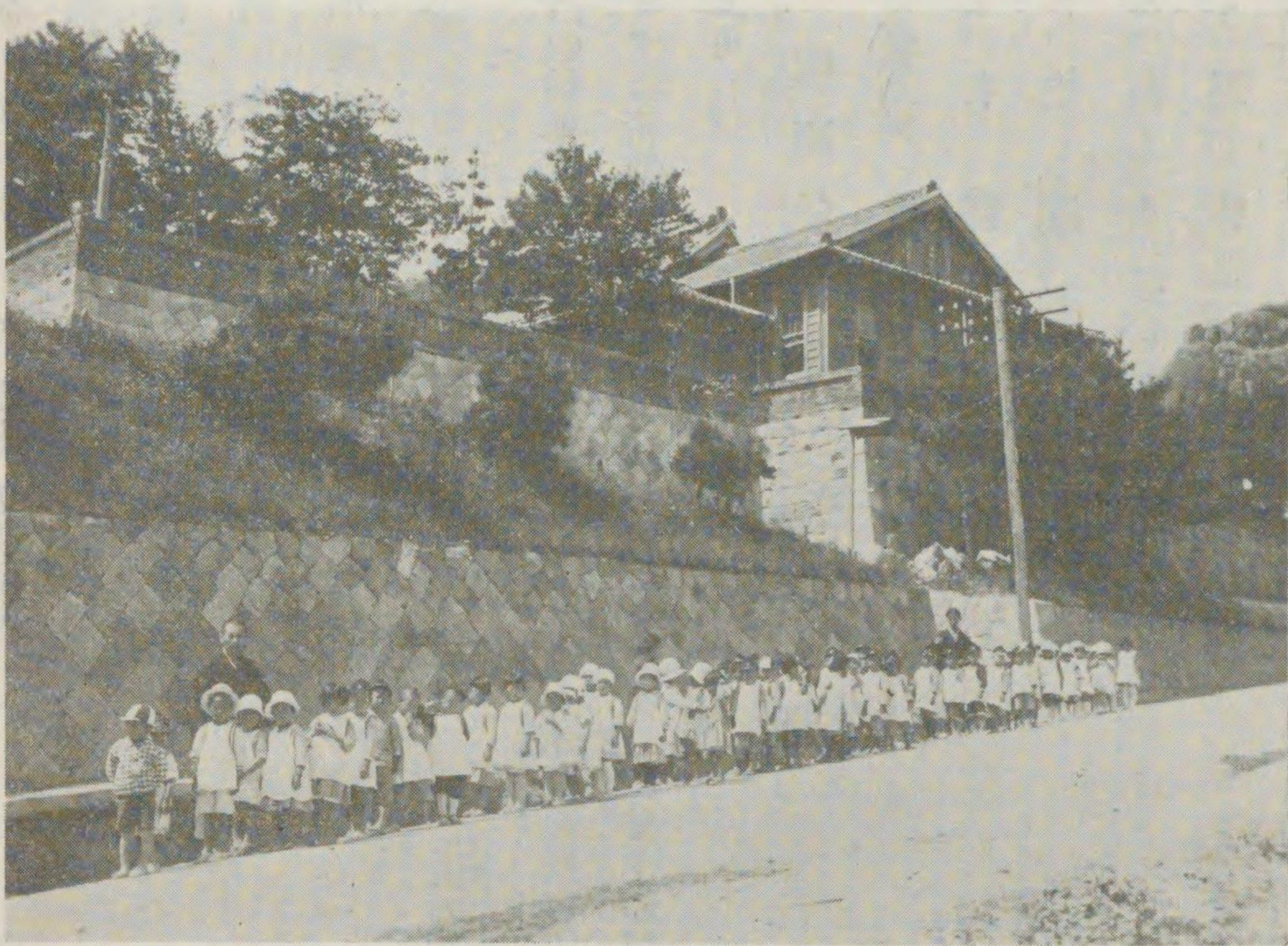
府内の幼稚園は現代其の數二、一は内地人幼兒を收容する明照幼稚園にして淨土宗寺院の經營に屬し、他は朝鮮人幼兒を保育する希望幼稚園にして基督教陽洞教會の經營する所なり。木浦の幼稚園事業が内鮮何れも宗教家の手に在るは一奇と謂ふ可し。

第一 明照幼稚園

- 一、現況 (昭和五年四月末)
- 1、名稱 明照幼稚園
 - 2、位置 木浦府霞町二番地
 - 3、創立 大正十年九月
 - 4、建物 二十七坪

- 5、運動場 一百五十坪(山手傾斜面を除く)
- 6、豫算 二千二百二十四圓
- 7、園兒數 二組、五十八名
- 8、設立者 淨土寺(若見祐道)

明照幼稚園



本園は浄土寺の經營する所にして、去る大正十年時の同寺住職若見祐道が、佛教社會進出の手段として此の事業を選定計畫し、波多野、松前、坂本三理事を擧げて協議を遂げたる上、設置方申請、九月十五日附全羅南道知事元應常の認可を得たるものなり。

若見祐道自ら園長の任に當り妻辰子保母たり。第二年次より外に一名の保母囑託を置き、昭和三年度以降更に之を増加して二名と爲せり。又其の間昭和二年九月を以て園長若見祐道及保母若見辰子他に轉出し、後任として山崎得尊、同カクの兩名各其の職を襲へり。園醫は開園以來鐵道病院長宮崎速雄に委囑す。理事は維持上の責任を擔ふものにして常に二名乃至三名あり。

創立後數年間は浄土寺本堂を以て保育室に假用したるが、大正十五年九月府内有志の寄附金を以て現在の建物を新築し基礎初めて成れり。昭和五年度を期し創立十週年記念として、保育室の増築を行ひ運動場を二倍に擴張の豫定なり。

園兒收容數累年表

大正十年度	約五十名
同 十一年度	約四十名
同 十二年度	約三十名
同 十三年度	約四十名
同 十四年度	約五十名

大正十五年度	約四十名
昭和元年度	約七十名
同 二年度	約八十名
同 三年度	約九十名
同 四年度	約九十名
同 五年度	五十八名

第二 希聖幼稚園

一、現況 (昭和五年四月末)

- 1、名稱 私立木浦希聖幼稚園
- 2、位置 木浦府南橋洞七十六番地
- 3、創立 大正十二年四月十日
- 4、園舎坪數 朝鮮建四十坪
- 5、運動場 四十坪

二、沿革

大正十二年十月木浦陽洞教會内基督青年會に幼稚園期成會組織せられたるが、翌十三年四月十日遂に貞明女學校下層空室を臨時借受け開園するに至れり。當時同期成會は、教會一般信徒及木浦市民有志中の個人或は團體より同情を求め、又は同情音樂演奏會を開催する等、熱心活動の結果基本金四千圓を造成したり。而して其の過半二千五百圓は、米國宣教師

6、經費豫算 陽洞教會補助二百圓、保育料、有志同情等計一千圓

7、園兒數 在籍生七十名

8、修了者 累計一九二名

馬栗理女史の熱烈なる基督教的博愛心より、朝鮮幼兒の頭上に加へられたる資なりとす。

現在南橋洞七十六番地なる朝鮮建草葺十九間を二千五百圓にて買受け、一千餘圓を投じて修理改築を加へ、遊戯室十八坪、保育室十二坪と爲せる外、遊戯用具、書籍、器具等の備品を購入せり。

翌十三年九月一日右の新園舎に引き移り、園名を希聖と定め保育事業を繼續せしが、同十五年陽洞教會に於て青年會の該事業を承繼し、爾來同教會諸職會管理の下に在り。近く新築擴張の計畫を有す。

同園設立者兼園長は創設以來金冕洙の當るところにして、嫗姆には朴筍子、趙源實、姜良順、姜眞實、朴敬淳、郭信德、張三禮、金信德、金貞愛、李^リ^リ等相踵いで就職し、又評議員は金應圭、徐岐見、徐化一、洪淳興、金圭彦、姜浩默、金在炫、張益和、朴淵世、金太俊、張百敏、鞠淳弘、金亨珍、金溼樸、鮮于鎮等順次歴任せり。

第四節 書堂

第一序 說

朝鮮の教育は古來儒學を宗とし科擧に合格するを以て唯一の目的とし、京城に最高學府たる成均館並に東西南中の四學あり、各郡に郷校、各面洞に書堂ありて教育の機關を爲せり。而して儒教の傳來は三國時代に在り、當時唐宋の學派を輸入し、羅末より高麗の中世に至る間は、教學の權威頗る高く嚴として一世を風靡したり。然るに麗末崇佛の思潮、翕然として半島に瀰漫してより、上下を擧げて釋氏に傾倒し、優柔懦弱遂に李朝の崛起を促せり。武力を以て政權を掌握せし李朝は、其の初め興儒毀釋の策を以て天下に臨みしと雖も、忽ち外戚の跋扈を來し、黨争を誘起し、彼の儒生なる者は陰謀暗闘を維れ事とし、政權争奪に狂奔して日も亦足らず、後の所謂黨禍黨論を生じ、教學の精神地を拂つて空しく、地方郷

校の財田は徒に黨争の資源に供せらるゝの狀に陥り、李朝國勢の衰退は、實に是に因すと斷じ得べきに似たり。大院君執政の末年、慨然として釐革の志あり、黨争撲滅の一策として全國所在の書院を廢して儒生の根據を覆へし、次で明治二十七年科擧の制を廢止せしかば、成均館以下四學、郷校は遽かに存在の實を失ひて僅かに其の名を存するに止まり、只無數の書堂獨り全國に舊態を維持せり。

史を按ずるに朝鮮に大學あるは今を距ること一千五百餘年、高句麗小獸林王二年(仁德帝六〇年)にして、其の後二百三十年を経、嬰陽王十一年(推古帝八年)李文眞を以て大學博士となす。新羅に在ては更に下ること約五十年、眞德女王の二年(孝德帝文化四年)金春秋入唐、國學に詣りて釋奠を覽、還りて朝鮮に其の風を移せり。後神文王二年(天武帝一〇年)國學を立て、卿一人を置きて之を掌理せしむ。景德王六年(聖武帝一九年)春正月、國學に諸業博士を置き、後國學を改めて大學となせり。爾來高麗を経て李氏朝鮮に至り歷朝大學の制あり。麗末恭愍王の代に於ては特に教を下して文武の用、偏廢すべからず、内には成均館、外には郷校に至るまで、皆、文武二學を設け、人材を養成し以て擢用に備へしむべしと曰ひ、時に李穡、鄭夢周等の碩學あり、李成桂の如き武臣あり、機運は相俟て健全なる文化の作興を見るべかりしが、惜い哉革命に遭ひて頓挫せり。

書堂は郷校と共に、三國時代國學或は大學存置の頃以來漸次各地に發達し、高麗に至つて大に興り、李朝に達して最も普及したるもの、如く、前記明治二十七年科擧を廢したる當時の書堂數に就ては依據する所なきも、殆ど擧げて數ふべからざるに似、都市村落到る所に啞喑の聲を聽き、無慮數萬と推せられたり。

明治二十八年時の韓國政府は、範を帝國に執りて教育制度を立て、京城に小、中學校其の他二、三種の専門學校を、又而して地方に小學校を設立したるも、其の施設時勢民度に適せざりしのみならず、之を運用するの職員其の人を得ずして

效果の見るべきもの尠く、其の數も亦全國を通じて七十校に達せず、概ね單級組織にして生徒數多きも五十名、少きは十數名に過ぎず、私立小學校は却つて公立小學校より多しと雖も、過半は純然たる私塾にして机すら具へず、公私を通じて教ふるところは漢籍の素讀と習字とのみ、内容形式共に書堂と相距ること遠からざりしかば、書堂は小學校の設置によりて常に精神的に影響を受くるところなきのみならず、一面却つて存立價値を保證せられたるの觀を呈し、日清戦後、殊に日露戦後國家的地歩の向上と、生活の安定並に自覺の發達とを來すや頗る向學心を盛ならしめ、學校施設の早急なる能はざる反動として、一層書堂濫設の傾向を示せしことすらあり。

明治三十九年の改制に於て、小學校は普通學校と稱し、教科目中日語の一科を加へ、一學校必ず一人の日本人教師（明治四十一年一月普通學校令改正に依り教監と改稱す）を置き、教授の指導及學校の管理に任せしめたり。此の普通學校は最初先づ官公立五十校を全道樞要の地に設置せられたるものにして、本道に在つては先づ木浦、光州、羅州、濟州の四地を選べり。爾來漸を逐ふて増設の歩を進められしが併合後俄然教育施設の勃興を來し、明治四十四年朝鮮教育令及關係諸法規の公布に依りて其の基本を確立し、普通學校は最初三面一校主義より進んで二面一校となり、一面一校亦遠からずして完成せられむとす。

茲に於て從來普通學校は下賤貧窮者の子弟を收容する所にして、書堂は中流以上の家庭より就學する所、現今學校の課程は謏劣、幼稚にして修徳に價値なく、書堂の漢學こそ眞に學問の權威ありと爲せし觀念も次第に動搖し來り、數百年間初學入門の階梯として、國民教育を擔任し父兄の信頼を繋ぎ來りし書堂は、其の間、假令歐洲大戰の影響に由る好景氣乃至民族意識の高潮に牽引せられて一時變調を示せしこと無きに非ざりしも、遂に時流の大勢に逆航すべからずして、今年毎に減少しつゝあり。

1、書堂數累年表

年度	全鮮	本道	木浦及務安郡
大正元年	一八、二三八	(推定) 一、八六〇	(推定) 一二三
同五年	二五、四八六	二、六五七	一七五
同十年	二四、一九三	二、四八二	一六一
昭和元年	一六、〇八九	一、五七四	七二
同二年	一五、〇六九	一、五一九	五五
同三年	一四、九五七	一、四八四	二〇

2、本道書堂累年表

年別	書堂數	兒童數	經費	備考
大正五年	二、六五七	三一、八四三	七〇、四七五	
同十年	二、四八二	三四、五五二	一八八、五六八	
昭和元年	一、五七四	二四、四一八	一八一、六一六	
同二年	一、五一九	二三、六六三	一七五、二五九	
同三年	一、四八四	二〇、一九五	一四〇、五七七	

3、木浦署管内書堂表 (五年度分は推定)

種別	大正五年	大正十年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
書堂數	一七五	一六一	七二	五五	二〇
教師數	一八一	一六三	八二	六二	一九
兒童數	二、四二五	二、六九六	三、〇二二	一、四五五	五〇五

4、木浦府内書堂表 (五年度分は推定)

種別	大正五年	大正十年	大正十五年	昭和二年	昭和三年
書堂數	五	四	四	四	四
教師數	五	四	四	四	四
兒童數	八八	七〇	五四	六〇	五二

5、全鮮書堂及兒童表 (昭和三年度末)

道別	書堂數	生徒數	道別	書堂數	生徒數
黃海	一、九二〇	二三、〇三九	全北	一、〇二九	九、一二五
江原	一、八一五	一八、一三三	忠南	九四八	八、五〇一
平北	一、五九三	三四、七〇八	忠北	八一二	六、四八三
全南	一、四八四	二〇、一九五	慶北	六九三	七、三一八
平南	一、三六七	一八、六七九	慶南	六七一	七、一五二
京畿	一、二四五	一四、〇五五	咸南	二九六	六、六六七
咸南	一、〇三七	一六、六四四	計	一四、九一〇	一九〇、六九五

是等書堂は一面輕視すべからざる存在なりしに拘らず、併合以來殆ど教育行政の圏外に置かれ、警察取締以外全然自由の境地に放任せられしが、大正七年二月總督府令第十八號書堂規則の發布ありて、書堂經營者は必ず所定の要項に付き届出の義務を有する等若干の拘束規定を設けられたり。蓋し諸般教育の施設其の歩武を進め、各種教育の機關略々備はらざるなく就中公立普通學校數五百校に達し、私立學校の教育亦逐次改善の實を擧げつゝあるの現況と、時勢民度の推移に鑑

み、徐々に指導啓發を加へんが爲め制定せられたるものにして、其の實施に付き當局用意の存する所は、一、書堂に對し急激の改善を促し廢合を強制する等は之を避くること、二、學校と由来を同じくせざるが故に體裁を之に倣はしめむとすることなかるべく、三、偏見固陋時勢を解せざる書堂教師に對しては開發に努むると共に常に其の言動に注意すること、四、教授用圖書は其の選定を當局指定の範圍内に於てせしむべし等の諸點に在りたり。

此の時以來書堂は漸く世の注目する所となり、間々所謂改良書堂と稱して國語、算術等を併課するものなど起り、其の教師も自然從來の漢學先生に止まらず、新教育を受けたる者にして之に赴くもの亦尠からず、社會思想の變遷に伴ひ此の間常に利弊の交錯を餘儀なくせられたるの結果、昭和四年六月總督府は府令第五十五號を以て書堂規則中に重要な改正を加へ、以て之れが缺陷を救済せむとせり。即ち従前の届出主義は茲に俄然知事の許可主義と爲り、書堂開設に當ては指定の七項目を具して須らく知事の認可を受くるを要し、後日、項目中の一、二を變更せむとする場合又同じく、其の他改良書堂に於ける教科書は必ず總督府編纂教科書を使用せざるべからず、之れが監督亦終始知事の職權内に屬することゝ爲れり。

今序を以て教育行政上公立普通學校と書堂との、兒童收容に對する關係を一瞥するに、昭和三年度朝鮮に於ける公立普通學校總數一、四六二、兒童總數四〇七、五八四、之を一校に平均して二百七十九名となる。彼の一面一校計畫完成せむか學校數は二千五百餘校となりて優に一千餘校を増加すべきが故に現在以上更に三十萬の兒童を收容し得べく、今後向學心の發達に因る増率を豫測するも、最近に於ける書堂兒童數一九〇、六九五名を悉く普通學校に就學せしめて尙餘裕の綽々たるものある計算を示す。

第二現況

府内に於ける書堂の現況(別表参照)を調査するに、市街地として夙に公私各學校の施設比較的充實せしと、開港地在住者の進歩的氣風とは、他地方の如く書堂を要とすること尠かりし乎、統計甚だ振はざる觀ありと雖も、其の存在は勿論開港前に溯るべく、概ね竹洞、湖南町、溫錦洞等所謂朝鮮町に設置せられ、大正七年以前即ち舊書堂規則發布前は、全く放任せられたる關係上確實なる資料を得難きも、内、竹洞所在の兼樂齋書堂の如き、大正六年四月創立以來既に十餘年の歴史を有す。

竹林齋、竹窠齋の兩書堂亦久しく繼續せられしが、前者は近年教師を喪ひて廢し、其の他何も最近の設立に係る。兒童數は多きも三十名に達せず、少きは十名を下るの狀に在り。以前は有志父兄共立のものもありしが、歳次を重ねるに従つて漸く富豪乃至漢學先生の個人經營に遷れり。(因に書堂の經營には洞里の共營あり、有志間或は一富家の設立あり、又漢學先生の自營ありて一定せず)經費は其の初め全部を父兄の分擔せしもの多く、次第に月謝金の形と變り七、八十錢より最近は一圓に増嵩したり。悉く在來の漢文書堂にして國語、算術を課するもの無く、收容兒童の年齢も概ね十歳以下にして使用教科書亦從つて千字文、啓蒙篇の域を出でず。學校設備の充實と共に、遠からず其の存立を失ふに至らむとするものゝ如し。

所在	堂名	教師	兒童	經費負擔	備考
竹洞	三樂齋書堂	一名	二五	父兄	在來書堂、有志共營
同	兼樂齋書堂	一	一一	月謝八十錢	同 教師自營
同	竹林齋書堂	一	二二	同	同

所在	堂名	教師	兒童	經費負擔	備考
竹洞	竹窠齋書堂	一名	一五	月謝一圓	在來書堂、教師自營
同	兼樂齋書堂	一	一七	父兄	同 有志共營
同	湖南齋書店	一	一七	月謝一圓	同 教師自營
溫錦洞	溫錦洞書堂	一	一五	月謝七十錢	同
竹洞	兼樂齋書堂	一名	一七	經費負擔	備考
同	竹林齋書堂	一	一三	月謝一圓	在來書堂、教師自營
同	湖南齋書堂	一	一六	同	同
同	湖隱齋書堂	一	一四	同	同
竹洞	兼樂齋書堂	一名	一六	經費負擔	備考
同	竹林齋書堂	一	一五	月謝一圓	在來書堂、教師自營
同	竹窠齋書堂	一	一八	同	同
同	湖隱齋書堂	一	一三	同	同

所在	堂名	教師	児童	經費負擔	備考
竹洞	兼樂齋書堂	一名	二〇名	月謝一圓	在來書堂、教師自營
同	竹窠齋書堂	一名	九名	同	同
湖南町	湖隱齋書堂	一名	一五名	同	同
竹洞	兼樂齋書堂	一名	二〇名	月謝一圓	在來書堂、教師自營 無認可のまゝ繼續
同	竹窠齋書堂	一名	九名	同	昭和五年八月十六日認可
大成洞	大成洞書堂	一名	三〇名	同	同年十月二十六日認可
陽洞	陽洞書堂	一名	二〇名	同	同年七月十六日認可

第二章 教育的社會施設

第一節 木浦圖書館

本館は木浦府の經營に係り、昭和三年四月一日の創立なりと雖も、本と私設木浦文庫を繼承し、同文庫亦木浦圖書俱樂部の後身なれば、今夫れ等につき次第を逐つて沿革を敘せむとす。

關港後十年既に日露戰爭を経て居留民の地歩漸く堅きを致すや、明治四十年五月有志の間に圖書共同購讀の議起り、乃ち會員組織を以て山手町に木浦圖書俱樂部を設く、代表者は民長高根信禮なり。爾後凡五年會員相互の知識慾を満足せしめ來りしが、内、藏書數の増加と、外、讀書熱の昂上とは遂に之を公開するの機運に到り、明治四十五年四月一日以來本町二丁目公會堂内に移して木浦文庫と改稱し、一般の縦覽に供したり。之れより商業會議所書記長中田孝之介之を代表管理す。斯くして暫らく會議所に附置經營せられ來りしが、之を教育會の事業とするは更に適切なりとの見地より、大正八年七月以降同會長橋本府尹之を代表することゝなれり。然れども實務上の便否に省み間も無く大正九年七月木浦小學校内に移し、爾來校長吉村貫之の管理下に凡そ八年を経て、昭和三年六月一日府立木浦圖書館創設の時に及び、擧げて之を同館に引繼ぎたるものなり。

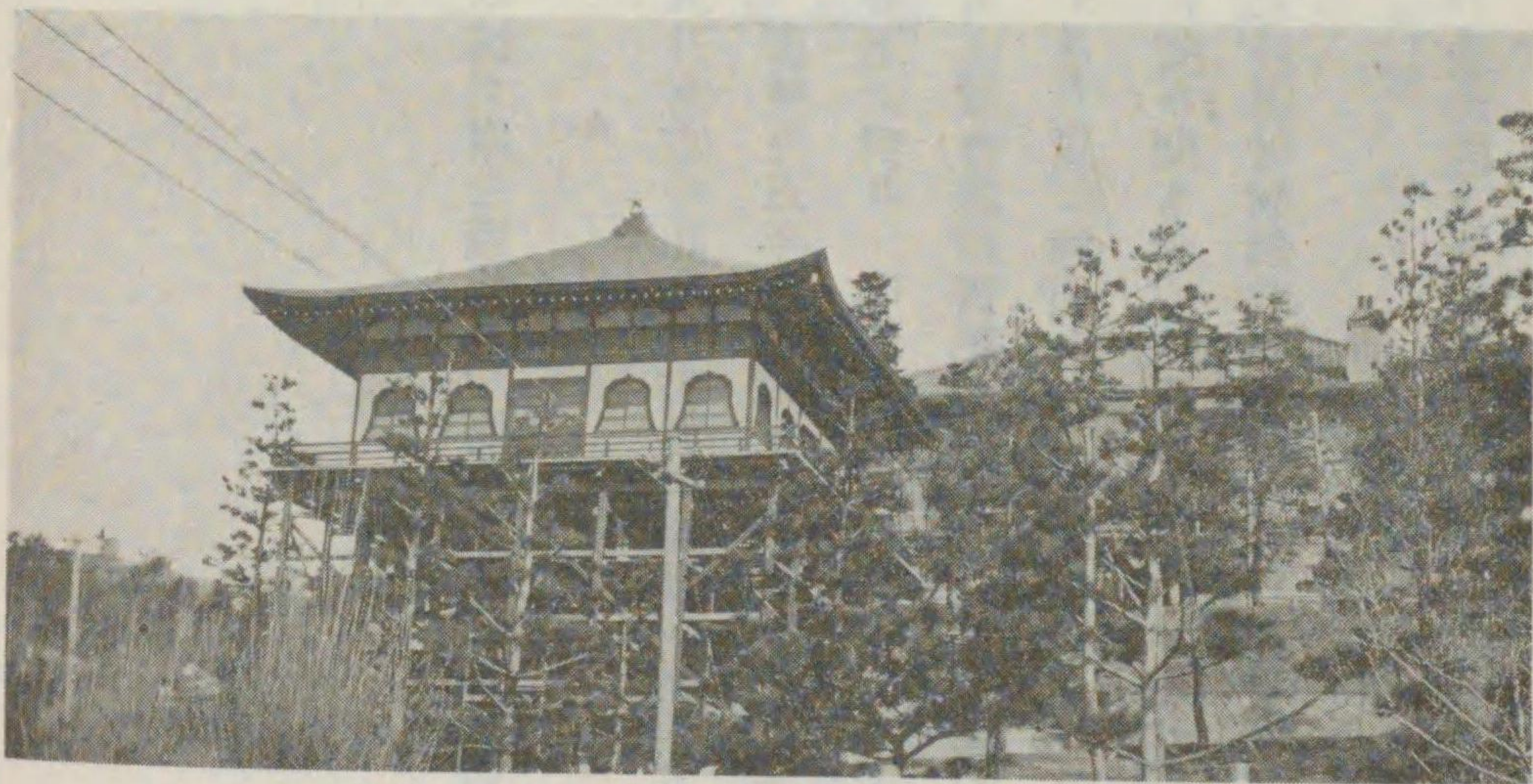
木浦圖書館は大和町二丁目一番地木浦府廳構内に在り、金清閣を以て充用す。金清閣は大正十五年十一月開港三十年記念の爲め、朝鮮棉業共進會並に全羅南道物産共進會開催に當り、協賛會の設備したる迎賓館にして、初め女學校西方の巖

角に建てられしを昭和三年二月現在の地點に移されしものとす。眺望に富み、夏季最も宜し。設立年度末藏書冊數二千有餘冊、寄贈購入を併せて著しく膨脹の勢を示しつゝあるが故に、書庫、閱覽室、其の他根本的新設備を整へて面目を改むるは今後數年を待たざるべし。

輓近成人教育或は社會教育等盛に唱道せらるゝに至りたるの結果、都鄙に大小圖書館の設置せらるゝもの頻出し、比年激増の勢を示しつゝあれば今後久しからずして我國の斯界亦眞に驚くべき發達を遂ぐるを疑はず。局に當る者若し一日を緩うせば則ち一日、一年を曠うせば則ち一年、其の地方は當に社會的一種の落伍者たるを免れざらん。今本館開設當時に於ける内鮮圖書館數を検するに、我朝鮮内は官公立二、私立二、計四二なるが、内地に於ては官公立二、五四七、私立一、三五七、計三、九〇四にして、毎年の増設數實に幾百を以て算するの狀に在り、記して以て後日の參考に資する所以なり。

圖書館一覽表

年 度	豫 算	圖 書 費	藏 書 數	代 表 者	備 考
昭和三年度	一、二一〇	一、〇〇〇	二、〇八一	飛 鋪 秀 一	一、二〇七冊は木浦文庫よりの引繼なり
同 四年度	一、六七六	八五〇	二、五五六	同	緊縮に依り三〇〇圓を減す
同 五年度	一、五二四	七五〇	二、八六四	同 板垣 只二	藏書類は昭和五年十一月現在



木浦圖書館

第二節 其の他

第一 教育會

木浦教育會と稱し庶務部を木浦府廳内に置く。其の前身は明治三十四年三月有志の發起により設立されたる教育談話會にして、創立當時の役員は會長森川領事(季四郎)、幹事西山東本願寺別院輪番(名は覺流、木浦小學校々主)、高根居留民會長(信禮)、谷垣商業會議所理事(嘉市)、三十六、七年の交まで繼續せり。其の後或る種の教育問題起り是が解決に盡力したる有志數名は、教育事業の健全なる發達を庶幾せむがためには、一般地方人亦徒に當局に委して、漫然坐視すべきに非ずと爲し、麻生作男等首として唱道の結果官民の主腦部を發起人として茲に教育會の創立成り、四十年七月其の發會式を擧げたり。先づ中大路理事官を會長に高根民長を副會長に推し、専ら學校教育の刷新、體育の興隆、社會教化の伸展を期する爲め、教育に關する演説講話、同じく諸般事業の經營及同じく其の他必要なる事項等三概目を掲げ、幻燈機械

木浦浦圖書館内(新聞雜誌閱覽席)



を購入使用するなど大に目的の達成に努力したり。

會則は時に随つて變改ありしと雖も理事者として會長、副會長、評議員、各部長、委員、幹事等を置き、會員には名譽會員（學識名望あり若くは功勞ありたる者）、特別會員（特に會の趣旨を贊する者）、通常會員（全南教育會員たる者）の三種あり、遂行事業として會則第四條に掲ぐるところは左の七項目なりとす。

- 一、教育に關する諸問題の調査研究。
- 二、體育に關する施設經營。
- 三、社會教育に關する施設經營。
- 四、教育功勞者の表彰及生徒の獎勵。
- 五、青年男女補習教育の施設經營。
- 六、青年會及處女會の施設經營。
- 七、其の他本會の目的を達するに必要な事項。

創立後、幾干ならざるに、官憲には直接學校教育を指導監督する當面の責務あり、外部よりの鞭撻後援は民間有志の擔當するを寧ろ有効適切なりとすとの聲起り、之が主旨に副はむため會長を民間より選ぶことに決し、乃ち木村健夫の推薦せらるゝを見たり。其の後再び行政長官を煩はす例となりしも、此は當地民間の意氣を窺ふ材料として本會の歴史中特筆すべき事項なり。明治四十二年七月十八日總會を開き、同月二十五松本理事官會長に就任す。講演會は同年八月二十日より六日間及翌四十三年八月五日より五日間等を初めとして例年夏期に於て三日乃至五日間開催し來れり。四十三年十月府尹橋本豊太郎を會長に推す。同年十二月十四日初めて義士會を發企し、爾來年々淨土寺、公會堂等を順次會場に充て、其の後は小學校に於て毎回開催したるが、盛況の時には參會者八十名に達したることもあり。之に類するものに大正二年九月十三日第一回を開催せる乃木會あり。共に昭和二年迄續行せらる。四十四年七月一日道内僻陬の地に在住する兒童を集合して就學せしむるを本會の事業と爲すの件につき協議し、適當の施設を行ふべきに決す。當時特別會員八名、普通會員

五十名なり。同月社會教化事業の一端として善行表彰規程を制定し、個人の善行を表彰する事とせり。

翌四十五年四月、前年の決議に基き居留民團役所構内なる木浦奉公義會の建物を充用して木浦兒童學寮を設く。學寮は木浦以外の僻地に在住する内地人子弟をして、木浦公立尋常高等小學校の教育を受けしめんが爲め、其の寄宿舎として明治四十五年五月五日以來收容を開始したるものにして、其の後閉鎖せられ、現在は木浦公立高等女學校の假寄宿舎となれり。當時小學校職員監督の任に當り、別に安部九十夫妻を傭ひて家庭的用務を辨せしめ、總督府よりも若干の補助金を交付せられたり。開設當時は定員を二十名としたるが、翌大正二年には三十名に増員して女兒をも寄宿せしむることとし、費用は各人月額金四圓三十錢（食費、授業料）徴收したるを改めて金五圓に増額せり。爾來幾分の消長あり大正七年度には二十七名、大正八年度には十三名を收容し、大正九年三月三十一日限り之を廢止す。繼續期間八ヶ年なり。

爾來深川（大正八年五月着任）、會我（大正十年八月着任）の兩府尹を経て大正十四年一月飛鋪府尹來任す。大正十四年六月總會を開き、同府尹を會長に田口高等女學校長を副會長に各推薦し、會務を社會部、研究部、青年部、體育部、庶務部の五部に別ち、各學校長、府内務主任、會我前府尹、吉村前小學校長、金商業會議所副會頭等各部を分擔し、大に面目を一新したり。

大正十五年六月一日本會事業として木浦實業夜學會を開設し、生徒七十五名を得て即ち其の入會式を擧げたり。昭和二年三月終了閉會す。

大正十五年六月二十五日本會主催の下に敬老會を催し、七十歳以上の内鮮男女を招待して之を慰め楽しませしめ、茶菓を供し記念品を頒ちなどせり。昭和二年六月十七日吉村貫之、圓城寺澤次郎、室城郁哉、土元うめ等四氏に對する教育功勞祝賀會を開き、效績狀に副へて記念品を贈れり。

木浦文庫は大正九年七月以來、小學校内に移して教育會の保管に任せ、以て昭和三年六月木浦圖書館開設移管の時に及びたるが、此の外市民講座、研究發表會、講演會等を隨時開催して今日に至る。現在特別會員五十名、通常會員六十五名、計百十五名の會員を有す。

因に當教育會は形式上朝鮮教育會、全南教育會の分會にして、兩會の會費を併せて負擔するものとす。現に會費年額三圓六十錢の内一圓六十錢は朝鮮教育會に、一圓二十錢は全南教育會に分納しつゝあり。

第二 體育團體

一、木浦運動協會

大正十三年四月の創設にして、本部を常盤町二丁目一番地木浦信託株式會社内に置き、野球、庭球其の他陸上競技に依る體育獎勵と、運動精神の涵養とを目的となす。本會組織前既に青年の集合團體ありて野球、庭球等の競技を行ひつゝありしが、兎角品性陶冶上面白からざる風聞ありしを以て、奈良次郎、上田東拓支店長、村上直助等協議の上、如上弊風を除去して健全なる發達を遂げしめ、兼ねて府民體育の進歩を促さむとするの餘り發起せられたるものなり。

昭和四年九月現在會員七十二名あり。會員は會費として年額十二圓以上を齎出す。會長は府尹飛鋪秀一、副會長奈良次郎、各總會に依て選出せられ、外に若干名の顧問、幹事、委員及一名の書記あり、共に會長の選任する所たり。

本協會に於て最も市民の人氣を呼びつゝあるは野球競技にして、昭和年代に入れる頃、東拓、鐵道、府廳、警察、税關、電燈會社、郵便局、商業學校等に各獨立のチーム組織せられ、技倆に従つてA、B、Cの三組に區分し、對抗競技を行はしめて其の進歩を圖れる外、全木浦軍を組織して遠來の外敵に當り、或は遠征を企て、今や少くも湖南に於ける強豪を以て鳴るに至れり。

庭球に於ては特に赫灼たる歴史を有し、嘗て京城日報主催全鮮庭球選手權大會舉行せらるゝや大正十四、十五の兩年繼續して庭球選手權を獲得し、一時半島庭球界を風靡せしのみならず、引き続き朝鮮の代表選手として明治神宮體育大會に送られ、全國的に木浦スポーツの眞價を誇示したる名選手東拓支店の町田、今田組は實に本協會の養成派遣せし處にして、翌年朝鮮神宮競技大會興りて京城日報主催の大會に代るや、復々金錫祚、池載豊組を派遣して其の決勝戦に出場せしめたる等特筆大書すべきものあり。昭和三年中の主なる庭球試合及成績を擧ぐれば、五月光州に於て大田及群山軍と、七月木浦に於て全州軍及京城高商軍と、同月裡里に開催せられたる湖南大會に於て全州、裡里、光州各軍と、又同月木浦に於ける全南大會にて光州軍と、八月木浦に於て柳井中學軍と、同月京城大會に於て新義州軍と、十月光州軍及裡里軍と各相見え、内柳井との二回戦中後の一回を譲り、京城大會に於て新義州に惜くも一點を輸したる外、悉く木浦軍の優勝する所たりしなり。庭球試合にては七月の全南大會に於て光州軍を、十月光、木優勝戦に於て又光州軍を並に撃破し、同月陸上競技リレーに於ても月桂冠を得たり。同年度中支出せし所の總經費二千四百〇四圓九錢、而して其の主なる収入は會費、入場料、寄附金、補助金等なり。

二、木浦體育協會

本會の目的とする所は會員相互の親睦と體育の獎勵を圖ると共に運動精神を涵養するに在り。大正十二年八月十七日の創設にして本部を理事長宅に置く。滿十五歳以上普通學校卒業程度の男子たる正會員、一時金五十圓以上を會の基本金中に齎出したる名譽會員及毎年會費十二圓以上を捐出する特別會員より成り、會長は金商燮、理事長は權寧禮なり。

總會は定期及臨時に開催し事業部、庶務部及理事に依り會務を處理す。内事業部に於ては本會の目的を達成するため庭球部、野球部、陸上競技部、水泳部を置き兼て斯界の後援に盡力す。而して目的遂行に伴ふ所要の經費は會員の入會金

(五十錢)、會費(月額四十錢)其他を以て支辨せらる。

本會員の行ふ競技中最も特色あるは蹴球にして、他の諸團體の容易に企及せざるものありとす。

三、全羅庭球協會

昭和三年の成立にして本部を湖南銀行支店内に置く。理事長は具宗泰、理事は市岡、井上、高田、田中、金普榮の五名に當る。本會は會員に何等の負擔を課せず、民間有志の財的後援を仰がず、凡ての經費は幹部側斡旋者に於て才覺し、眞に自由に、同好者をして練磨の機會を得しめんとする趣旨の下に生れたるものにして、既記二協會と異り、特に目標を庭球に限定せり。

木浦の庭球は既に運動協會の項に詳記したるが如く、嘗て京城日報主催全鮮選手權大會に於て、一回ならず二回までも優勝し、東京の大會に朝鮮を代表して派遣せられたる町田、今田組を初め、朝鮮神宮競技大會の決勝戦に出場(費用は運動協會支出)したる金錫祚、池載豐組等を輩出して、名聲半島に著聞するものあり。東京の丸菱ボール製造會社の如きは、本會に對し曩に二旒の優勝旗と多數のメダルとを寄贈し、大に後援の意を示せり。

然りと雖も土地柄好敵手を得難きと、良好なるコートの絶無なるとはテニスマンの進歩を阻害すること甚だしく、折角の選手も木浦在住久しからずして多く凡手に墮了し去るの憾あり。是等の原因を理由として、木浦は此の際設備及誘掖に一段の努力を拂ふに非ずむば、殆ど前途に光明を發見し難しと、同人中悲觀説を唱ふる者無きに非ず。

最近内地には硬球熱普及の傾向あり。朝鮮に於ても京城等に少しく行はるゝを見れど、多額の失費を伴ふは以て一般スポーツに適せず、従つて發達の見込乏しきものと考へらる。

四、游泳協會

海港木浦の府民は、夏季に於て年々水泳場の設備を爲し、又時に遠泳競泳の大會を催ふし、以て海に親しみ體力を鍛へ來りしと雖も、未だ恒久的指導獎勵の機關備はらざりしは、有志の共に密かに遺憾とする所なりしが、最近一般スポーツ熱の旺盛を致せると、日本水泳界に世界的選手を輩出する現状とは、旁々強烈なる刺激と爲り遂に昭和四年夏、石森武男、田中亨、坂本喜一郎等發起の下に木浦游泳協會を組織し、一般陸上競技に比肩して今後の發達に貢獻する處あらむとするに至れり。會長加藤寮平、副會長石森武男、田中亨、外に顧問三十名、幹事二十名、師範三名、助手五名あり、正會員一百名を算す。

同年八月十一日第一回湖南遠泳大會を催ほせり。當日十二歳以上四十六歳以下なる内鮮人五十三名の参加ありしが、區間五哩を先着一時間四秒にして達し、一名の落伍者を出さず。次で同月十八日第一回全羅競泳大會を主催せり。参加者青年組五十名、少年組三十名、計八十名を以て二十餘番の競技を行ひ盛觀を呈したり。

第三 尙武會

一、沿革

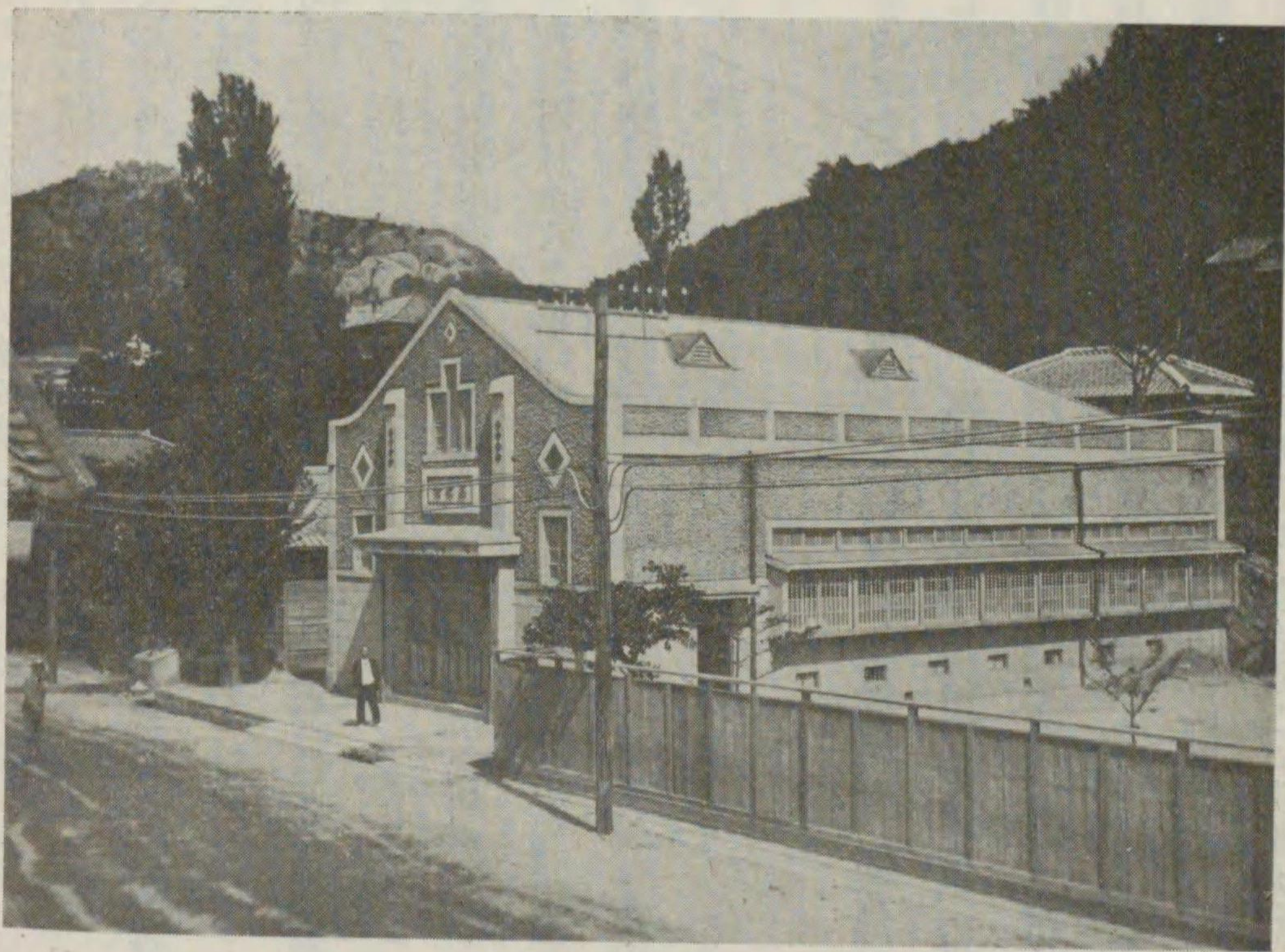
明治三十七年創立せられたる木浦體育會なるものあり、之を尙武會の前身と爲す。當時木浦警察署巡查久保喜藤次と云ふ人、柔道に堪能にして他に劍道の達者も有り、平生希望者に指南し來りたるが、偶々日露戰爭開始の直後、異常なる國民精神勃興の秋に際會し、有志の意見期せずして、志氣を鼓舞し武技を練り、以て體育に資するは刻下の要務なりと爲すに一致し、同年六月若松領事、高根民長、梅崎署長等發起と爲り、寄附金三百餘圓及頼母子講の競落金を以て現在尙武館所在の地點に道場を新築し、會員を募集して八月九日より開場せり。明治四十三年四月に至り會規を刷新し、會員を増募して五十餘名を得、會長缺員の儘警察署長之が副會長として統率の任に當り、麻生消防組頭、終始熱心に鼓舞獎勵したり。

二、現況

大正十五年光州に武徳殿建設のことあり、近年久しく我が木浦道場の小規模にして且は頽破せる現狀に嫌らざりし關係有志は、猝かに刺激を感じて後るゝことを屑とせず、又偶々同年十一月、全羅南道物産共進會及朝鮮棉業共進會の木浦府内に開催せられむとし、市況一般に活氣を呈せしに乘じ、弘く木浦府及務安郡有志の義捐に訴へ、以て遂に改築を斷行したり。

新屋は尙武館と稱し、時の知事石鎮衡の題字を軒頭に鏤刻す。コンクリートを以て外装したる木造平家建にして五〇坪あり。建築及設備費一萬餘圓、優に當面の要求を満足せしめて遺憾なし。寒暑兩期に於ける一般の稽古、陸海軍其の他外來團との隨時仕合を始め、平生肉彈劍擊の響を絶たず。有數の技倆を備ふる者亦從て既往に倍し、頗る盛況を呈す。

尙武館建設と同時に、木浦尙武會を組織して従前の體育會に代らしめしが、其の會則に示す所、武道を奨勵し、質實剛健なる氣風を涵養し、以て國民精神の作興を圖るを目的とし、



(場武演會武尙)館武尙

其の事務所を尙武館内に置けり。

會員は援助會員及維持會員の二種と爲し、前者には特別名譽會員、名譽會員、特別有功會員、有功會員、正會員等の別あり、何れも本會創立に方り、金品を寄附し或は盡力尠なからざる者、後者は前記會員中常時武道の練磨を志す者、而して維持會員の會費は毎月三十錢なり。

運用機關は、會長として署長を推し、評議會の推薦する副會長、顧問會の推薦或は囑託する評議員、幹事、而して會員の囑託する師範、助教等あり。試に其の數を擧ぐれば會長、副會長各一名、顧問十三名、評議員十三名、幹事長一名、幹事二十名、劍道部師範五名、助教六名、柔道部師範五名、助教七名なりとす。

次に會員數は特別名譽會員七名、名譽會員五十四名、特別有功會員六十八名、有功會員五十四名、正會員二百七十五名、計四百五十八名あり、此の内維持會員百五十二名なり。

第四 在郷軍人會

一、沿革

帝國在郷軍人會木浦分會の創設せられしは併合の翌年即ち明治四十四年五月二十七日なり。されど其の前年上水道工事は既に着手せられ、湖南鐵道の敷設、木浦電燈創立の議亦決しつゝ、一面嘗て斯土に第一世統監たりし伊藤博文ハルビンに暗殺せられ、暴徒所在に蜂起して人心爲めに安からず、其の間に一進會合邦の疏を上りて疑懼の念、國內に充塞せる明治四十三年三月十日、奉天戰記念日を卜して木浦在郷軍人團なるものゝ組織を見たり、之を其の發端となす。

當時戰後國運の伸張と統監政治の徹底とは、漸次在留民の數を激増し來り、既に男一、八九七名、女一、五九七名、合計三、四九四名を算し、内に在郷軍人たる者亦尠からず。此の間有志は屢々會合を重ねて機運の熟成を俟ちたるものにして、

決して徒に拱手せしに非ざるなり。母國に在ては苟くも軍事の忽諸に附しがたく、益々兜の緒を鞏くして一朝有事の日に備へざる可からずとは、識者の夙に痛論する所たりしに拘らず、國民動もすれば戰捷の夢に酔ひて久しく甘睡より醒めず、驕慢の態上下に浸潤し、延いて名譽ある軍人精神をも蠱毒せむとする惡風潮を觀取せらるゝに至りしかば、先覺深く顧みる所あり、軍人團を設立して愈々其の志氣を鼓舞し、赫灼たる曩日の武威を永遠に失墜する無く、同時に又一般國民尙武の氣象を喚起せしめむと企劃したり。此の狀勢に對局したる府内佐藤政次郎等は、折角木浦軍人團設置の議を主唱し、前記の如く數次の會合を重ね、明治四十一年三月十日東雲樓に祝宴を開きたる時の如き、會則の討議すら試みたる程に進みたりしも不幸實現を見ずして止めり。然れども内地は謂ふに及ばず、當時の韓國內に於ても、比年軍人團の創立多きを致せるが内に、木浦の獨り此の問題に冷然たるが如きは頗る遺憾に堪へざるところ、偶々大久保軍司令官の來木して激勵せらるゝあり、乃ち機は漸く熟せむとせり。明治四十三年一月人心自ら革まり、在留民一同重大の時運に際會し、國策に對應して各大に期する所あらむとせし時、榮山浦憲兵分隊長少尉阿武新太郎熱心之が成立に斡旋し、府内居住の在郷軍人又能く之れに呼應し、遂に實現を見るに至れり。依て峯章、佐藤政次郎、木浦病院長二等軍醫淺海正一、憲兵少尉阿武新太郎等發起人となり、數次の會合を経て慎重議を練り、規約の作成、參加の勧誘其の他諸般の準備を了し、乃ち明治四十三年三月十日を以て發團式を舉行したり。當日團員としての參加者將校及同相當官十一名、下士兵卒九十名、團長に峯章を、副團長に淺海正一を推せり。式場に列したる者木浦理事廳理事官松本重敏外三十名にして、淺海副團長司會、峯團長式辭朗讀、來賓中より松本理事官、松本署長、木浦新報相川主筆の各祝詞、榮山浦憲兵分隊長、憲兵司令官榊原少將、軍司官大久保大將の各祝電あり、嚴肅且つ盛大に舉行せられたり。而して翌四十四年五月二十七日海軍記念日當日帝國在郷軍人會木浦分會と改稱し、團の實體を之れに引繼げり。

會員種別員數 (昭和五年四月)

種別	將校	准士官	下士	兵卒	補充兵	計
正會員	10	3	31	75	180	199
名譽會員	1	1	1	5	1	9
合計	11	4	32	80	181	208

歴代會長一覽

氏名	職名	任期
木浦在郷軍人團	團長	自明治四十三年三月十日
帝國在郷軍人會	中尉	自同 四十四年五月二十七日
木浦分會	會長	同
同	二等軍醫	同
同	步兵	同
同	少佐	同
同	宮崎	同
同	憲之	同
同	現	在

二、基本財産

本會を維持するため會費を徴收せしこと、軍人團當時より然りしが、其の後の狀況を見るに、會員の資力は必ずしも一様ならず、其の負擔を輕しとせざる者寧ろ多數にして、此の際一般在郷者を苦痛なく入會せしむるは、會の發展上頗る緊要なりとするの論起れるに乗じ、大正五年四月時恰かも創立五周年を機とし、府民有志に謀りて基金三千餘圓を募集し得たり。會は爾來右基金の利子と別項事業經營より生ずる收入とを以て維持費に充當しつゝありしが、昭和二年養魚池は埋立工事遂行のため返還の已むなきに至り、之が代償として木浦府より一千五百圓の寄附を受け、外に特志に依る多少の臨時寄附を併せ、敍上合計五千圓未滿の基金より生ずる利子を以て分會諸般の經費を支辨するに至れり。

三、事業

第三編 教育、文藝 第二章 教育的社會施設 第二節 其の他

分會維持の諸費を辨せむがための一事業として、大正四年四月以來養魚池を設けたり。即ち分會は鐵道用地内なる木浦驛西方潮入區域の一部を借り受け、之を偶々發企せられたる驛前養魚池組合に轉貸し、使用料の差額年七十餘圓を會の經費に充用せり。然るに後八年を経て大正十二年養魚池組合解散したれば、分會員松本庄一單獨之を經營し、年額一百三十圓を分會に納付し來りしも、木浦府の發展に伴ひ、養魚池一帶の埋立工事開始さるゝと同時に、事業の繼續不能と爲り、昭和二年該用地を返還するに至れり。

四、規約

帝國在郷軍人會木浦分會規約（抄）
（明治四十四年五月創設）
（大正七年三月最近改正）

第一款 總則

第一條 本分會ハ帝國在郷軍人會木浦分會ト稱ス

第二條 本分會ノ管轄區域ハ木浦府管内一圓トス

務安郡内ニシテ木浦ニ近接シタル地方ハ、其ノ郡ニ分會ノ設ナキ間便宜本分會ニ入會スルコトヲ得

第四條 本分會ニ班ヲ置キ、班ヲ組ニ分ツ、其數及區域ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二款 目的及事業

第六條 本會ハ軍人ニ賜ハリタル 勅諭ノ精神ヲ奉體シ、在郷軍人ニ賜ハリタル 勅語ノ御趣旨ヲ貫徹シ、在郷軍人ノ

本分ヲ完フスルヲ以テ目的トス

第八條 本分會ハ本部規約ノ定ムル所ニ依リ左記事業ヲ實施スルモノトス

一、本部ニ於テ發行スル雜誌ハ各個又ハ共同シテ購讀スルモノトス

二、毎年三大節ニ於テ遙拜式及 勅諭 勅語捧讀式ヲ行フコト

三、陸軍紀念日、海軍紀念日ニハ祝典ヲ行フコト

四、毎年戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ行フコト

五、會員ヲシテ召集ニ際シ其ノ應召ニ遺憾ナキ如ク準備セシムルコト

六、軍人精神ノ修養、軍事學術ノ研究、演練及體育ニ關スル會合ヲ催スコト

七、有勳者ノ名譽ヲ保持セシメ又年金、恩給等國家ノ恩典ニ浴シタルモノニハ永久ニ其ノ恩典ヲ保持セシムルコトニ

努ムルコト

八、會員ニシテ傷痍若ハ疾病ニ罹リ自活シ能ハサル者又ハ災厄ニ罹リタル者アルトキハ必要ニ應シ之ヲ救助スルコト

九、廢兵、戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡軍人ノ遺族ヲ優遇スルコト

十、會員ニシテ死亡シタルトキハ會葬シ、又ハ特ニ死者ノ名譽ヲ表彰スル爲分會ニ於テ葬祭ヲ行ヒ、若ハ必要ニ應シ

死者ノ遺族ニ對シ弔慰ノ方法ヲ講スルコト

十一、現役軍人ニシテ死亡シタルトキハ前號ヲ準用スルコト

十二、在營者、應召員ノ家族並會員ノ遺族ヲ必要ニ應シテ救助シ若ハ之ニ助力ヲ與フルコト

十三、在郷軍人出獄者、刑執行猶豫者及起訴猶豫者ノ保護ニ努力スルコト

十四、現役ニ服シ入營スル者（其ノ年徵集ノ補充兵ヲ含ム）ノ豫習教育ヲ行ヒ、且入退營者ノ出發及歸着ニ際シ之ヲ

送迎シ必要ノ教訓ヲ爲スコト

十五、機關雜誌ノ普及並其内容ノ周知ヲ計リ、以テ本會ノ主旨ヲ一般ニ徹底セシムルコト

十六、徴兵検査、簡閱點呼ノ際ハ參會者ノ指導ニ協力シ、其ノ成績ヲ良好ナラシムルコトニ努ムルコト
 十七、常ニ地方青年團ト緊密ナル關係ヲ保チ、青年ノ誘掖指導ニ協力スルコト
 十八、地方公益改良事業ヲ幫助シ、風教ノ改善ニ盡力スルコト
 十九、産業ノ發達ヲ圖ル爲、研究會ヲ催ス等ノ方法ヲ以テ其ノ知識ノ向上ニ努ムルコト
 第九條 本會ハ團體トシテ政治ニ關與シ、又本會員ハ本會ノ名目及團結ヲ利用シテ政治ニ關與スルコトヲ嚴禁ス

第三款 會員

第十條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス

一、正會員

豫備役後備役退役將校同相當官、(將官同相當官ヲ除ク)准士官、豫備役後備役下士兵卒、歸休兵、補充兵、第一國民兵役ニ在ル者及六週間陸軍現役ヲ終リ第二國民兵役ニ在ル者
 前項ニ依リ會員タリシ者ニシテ其ノ役ヲ退キ前項ニ該ラサルニ至リタル者及待命休職ノ陸軍將校同相當官(將官同相當官ヲ除ク)准士官ハ正會員タルコトヲ得

二、名譽會員

在郷軍人ニ非スシテ特ニ本會ニ助力ヲ與ヘ又ハ功勞アリタル者若ハ其協力ヲ受クヘキ者ニシテ分會ノ推薦ニ係ル者

三、特別會員

在郷將官同相當官及分會ノ推薦ニ係ル現役將校同相當官

第十一條 正會員及特別會員タル在郷將官同相當官ハ左ノ區別ニ從ヒ各其ノ分會ニ屬スルモノトス

一、現住地分會ニ屬スルヲ本則トス

二、本籍地外ニ現住スル者ハ現住地ノ分會ニ屬スル外、本人ノ希望ニ依リ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

第四款 資産及會計

第十三條 本分會ニ基本金ヲ設ク、基本金ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 本分會ノ經常費ハ基金ヨリ生スル利息收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 正會員ハ臨時特別ノ事業ヲ實施スルニ當リ、之ニ要スル經費ヲ負擔スル義務アルモノトス

前項ノ經費ハ評議會ノ決議ニ依リ其ノ負擔ノ方法ヲ定ム

第五款 機關

第二十條 本分會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 分會長 一名
- 分會副長 二名
- 理事 二名
- 監事 二名
- 評議員 十六名

役員推薦ノ方法ハ本部ノ規定ニ依ル

理事監事評議員ヲ推薦シタルトキハ直ニ推薦狀ヲ交付スルモノトス

第二十四條 役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス、但シ重任ヲ妨ケス、又補缺ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第二十八條 重要ノ事件ヲ決議スル爲本分會ニ評議會ヲ置ク
評議會ハ分會長、分會副長、理事及評議員ヲ以テ組織ス

第六款 徽章及會旗

(略之)

第七款 雜 則

第三十五條 各班ハ分會ノ施設ニ副フヘク意思ノ疏通ヲ圖リ及親睦ヲ敦スル爲時々班ノ會合ヲ開催スルモノトス
班ニ於ケル前項會合ニ關スル規定ヲ設ケタルトキハ分會長ノ承認ヲ受クヘシ

第三十八條 會員ニシテ義務履行ヲ重ンセス又ハ其ノ體面ヲ汚スモノアリテ特ニ必要ト認ムルトキハ支部長ハ之ニ對シ
必要ノ期間本會會員タルノ待遇ヲ停止スルコトアルヘシ

以 上

第五 青年訓練所

一、現 況 (昭和五年四月末)

- 1、名 稱 木浦青年訓練所
- 2、位 置 木浦公立尋常高等小學校
- 3、開 設 昭和四年三月二十七日
- 4、管理者 木浦府尹
- 5、職 員 主事 小學校長
指導者 學校教員 九名、在郷軍人五名、計十四名
- 6、生徒數 五十名
- 7、經 費 七百五十圓 (昭和五年度)

二、沿 革

1、沿革 我が國青年訓練所の設置は、大正十五年四月十九日勅令第七十號青年訓練所令の發布に端を發し、其の目的

は同令第一條に「青年の心身を鍛錬し國民たる資質を向上せしむる」に在ることを明示せり。其の設置は市町村及同學校組合に於てするを本則とすれど、私人も亦設置することを得べく、何れも之を地方長官の監督下に置けり。次で同年同月二十日文部省令第十六號を以て青年訓練所規程公布せられ、訓練期間を四ヶ年とすること、入所年齢は十六歳以上十七歳未滿の者たること (特例を認む) 及設廢指導、其の他につき細目を規定せり。而して青年訓練所を修了したる者に對しては、左の特典を與へらるゝの規定なり。

現役兵トシテ青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認ムル訓練ヲ修了シタル者ノ在營期間ハ六ヶ月以内之ヲ短縮スルコトヲ得。

前項ニ規定スル認定及在營期間短縮ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。(昭和二年三月三十一日法律第四七號) 兵役法 第十條

爾來内地に於ては各府縣下に續々として訓練所の設置を見、開設以來三ヶ年、實業補習學校を以て訓練所に充當しつゝあるものを合して全國凡そ一萬五千に達し、生徒總數百萬内外を上下し、年々約十萬の修了者を出し、内三萬は入營者たるの狀に在り。又單り内地に止まらず滿洲、樺太等に於ても或は學校を認定し、或は公立青年訓練所を開設する等着々經營せられつゝあり。而して之が認定に就きては曩に「兵役法第十一條第二項ノ規定ニ依ル認定ハ陸軍大臣及文部大臣之ヲ爲ス」(昭和二年一月三〇日勅令第三三〇號) と定め、昭和三年十一月六日 陸軍 文部 省告示第一號に依り、本邦を通じて全般的の認定を爲し、茲に朝鮮内亦準據する所を明かにせられたりしが、更に昭和四年十月一日總督府令第八十九號を以て青年訓練所規程を發布し、從來認可を受くると否とは設立者の任意なりしも、今後新設する場合は悉く本規程に依り認可を要することゝなれり。

2、木浦青年訓練所 朝鮮に在ては昭和三年中、内地及各領土同様早くも主要郡邑間に開設せらるゝところありしが、

全羅南道に於ては昭和三年十月光州郡松汀里青年訓練所を嚆矢として、翌昭和四年に至り數個の創設を見、我が木浦青年訓練所は其の三月二十七日開設、二十八日を以て開所式を行へり。

道内青年訓練所状況

名 稱	位 置	開設年月日	主事氏名	一ヶ年經費
松汀里青年訓練所	松汀里公立小學校	昭和三年十月十日	時 枝 清 松	五四〇・〇〇〇
木浦青年訓練所	木浦公立小學校	同 四年三月二十七日	市 川 繁 次 郎	七五〇・〇〇〇
榮山浦青年訓練所	榮山浦公立小學校	同 四年四月二十九日	土 田 一 二	五七一・五〇〇
光州青年訓練所	光州公立小學校	同 四年四月三十日	安 田 保 則	四五〇・〇〇〇
羅州青年訓練所	羅州公立小學校	同 四年五月五日	豐 田 助 次 郎	三〇〇・〇〇〇
潭陽青年訓練所	潭陽公立小學校	同 四年六月一日	内 田 重 一	八七四・〇〇〇
長興青年訓練所	長興公立小學校	同 四年七月十一日	佐 藤 昌 平	四四六・〇〇〇

先是三月二日府尹は在郷軍人分會長、警察署長其他二、三者の參集を求め、府内に青年訓練所を開設すべき意圖及其の必要なる所以を述べて賛同を求め、且つ實行手段に付き豫め協議を遂げたり。越えて同月二十七日第二回打合會を府廳に開催し、署長、分會長、青年團長、小學校長、商業學校長、憲兵分駐所長等列席の上、左の如く設立に關する具體的方案を定めたり。

- 1、管理者には府尹を推戴す。
- 2、主事は小學校長に委嘱す。
- 3、顧問は左記の人々に囑託す。
在郷軍人分會長、商業學校長、消防組頭、高等女學校長、警察署長、普通學校長、會議所會頭、青年團長、憲兵

分駐所長。

- 4、後援會を組織す。
- 5、其の會長、幹事、顧問、評議員の豫選。
乃ち如上の組織を以て着々開設準備を進め、三月二十六日認定申請書を總督府に提出、翌二十七日設立を告げ二十八日入所式を行ひ、五月十五日學第八十一號を以て、當訓練所の課程は、青年訓練所令及青年訓練所規程に據る青年訓練所の課程と同等以上なる旨、昭和三年^{陸軍}省告示第一號、第三號の規定に基き山梨總督の認定を得たり。經費は府の補助五〇〇圓、後援會寄附二五〇圓、計七五〇圓にして指導員は學校職員九名、在郷軍人五名、計十四名なりとす。

木浦青年訓練所規程

第一章 總 則

- 第一條 本訓練所ハ大正十五年四月二十日勅令第七〇號青年訓練所規程ニ準據シ青年ノ心身ヲ鍛鍊シ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本訓練所ハ木浦青年訓練所ト稱シ、木浦尋常高等小學校内ニ置ク
- 第三條 本訓練所ノ管理者ハ木浦府尹ヲ推戴ス
- 第四條 本訓練所ノ訓練期間ハ四年次ニ分ツ、各年次ハ四月ニ始マリ三月ヲ以テ終ル但シ第四年次ハ其ノ年ノ十二月ヲ以テ終ル

第二章 訓練項目及課程

第五條 訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通學科、職業科トス

第三編 教育、文藝 第二章 教育的社會施設 第二節 其他

普通學科ハ國語、數學、歴史、地理、理科トシ職業科ハ商業トス
修身及公民科、普通科、職業科ノ程度ハ高等小學校程度トス

第六條 各訓練項目及教科ノ課程、訓練ノ季節及時數ハ別表ニ依ル

第七條 修身及公民科、普通學科、職業科ハ學校又ハ其ノ他ニ於テ本所所定以上ノ課程ヲ履修シ又ハ履修シツ、アル者ニ對シテハ其ノ履修事項ニ限り訓練ヲ缺クコトヲ得

第三章 職員及顧問

第八條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

主事 一名

指導員 若干名

主事ハ所務ヲ掌理ス

指導員ハ主事ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ訓練ニ當ル

第九條 本所ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ重要事項ニ付キ管理者又ハ主事ノ諮問ニ應ス

第十條 職員及顧問ハ管理者之ヲ囑託ス

第四章 入所及退所

第十一條 生徒ヲ入所セシムヘキ時期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトアルヘシ。入所志望者ハ本所所定ノ様式ニ依リ主事ニ願出ツヘシ

第十二條 本所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ其ノ前年十一月三十日ニ於テ十六年以上十七年未滿ノ男子ニシテ本府ニ居住セル者トス
但シ十七年以上ノ者又ハ本府内ニ居住セサル者ト雖モ入所セシムルコトアルヘシ

第十三條 生徒退所セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ主事ニ願出ツヘシ

第十四條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

一、引續キ一ヶ月以上無届缺席ヲ爲シタル者

二、出席常ナラサル者

三、成業ノ見込ナシト認メタル者

第五章 訓練手帳

第十五條 本訓練所ニ入所シタル者ニハ所定ノ訓練手帳ヲ交付ス

第十六條 訓練手帳ニハ出席時數其ノ他必要ナル事項ヲ記入スルモノトス、生徒ハ出席ノ際之ヲ携帯スヘシ

第十七條 轉所又ハ退所セムトスル時ハ青年訓練手帳ニ教育其ノ他必要事項ノ記入ヲ受クヘシ

第十八條 他ノ青年訓練所ヨリ轉所シタル者ハ青年訓練手帳ヲ提示スヘシ

第六章 修了、賞罰

第十九條 本訓練所々定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ別紙様式ノ修了證書ヲ授與ス

第二十條 在所者ニシテ成績優良ナル者ニハ褒賞ヲ行フコトアルヘシ

第二十一條 在所者ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ懲罰ヲ加フルコトアルヘシ

第二	二〇	二二	二二	二〇	二二	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	一五	一五	二〇	一五	二二五
第三	二〇	二二	二二	二〇	二二	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	一五	一五	二〇	一五	二二五
第四	二〇	二二	二二	二〇	二二	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	二〇	二二	一五	一五	二〇	一五	二二五
備考																			一六五

訓練ハ早朝又ハ夜間ニ行フヲ本體トスルモ時宜ニ依リ其ノ他ノ時間ニ於テ行フコトアルヘシ

(別表三)

證明書様式

第 號

修了證

氏 名

生 年 月 日

所 印

右者本訓練所の課程を修了せしことを證す

年 月 日

全羅南道木浦青年訓練所主事 氏 名 國

3、後援會 訓練所の事業を遂行して豫期の成果を収めむが爲め、三月二十七日の打合會上組織を決せしものにして、其の要とする所は載せて設立趣意書に在り、之を通讀するを便と認め次に採録す。

木浦青年訓練所後援會設立趣意書

青年心身の鍛鍊と、國民資質の向上を目的として、内地に在ては大正十五年四月勅令第七十號を以て青年訓練所令を公布せられ、爾來全國的に之が開設を見、其の成績欣仰に堪へざるものありと聞く。

輓近動もすれば思想動搖の兆あり、國民精神亦時に從て弛緩の傾あり、輕佻浮薄の風此の間に醸成せらる。邦家の前途、民生の今日、眞に憂慮に堪へざるものあるに際し、此の劃時代的施設「青年訓練所」の設置は、國家の爲め慶福に堪へざるなり。

朝鮮に於ても、内地の狀勢に鑑み、内地に於ける之れが施設に順應する目的を以て、曩に青年訓練所を認定せらるゝに至れり。

蓋し青年訓練所設置の主旨、目的は、冒頭記述の如くなるを以て、退て之を考ふれば、一面に於て國民教育の延長たり、公民教育の充足、個人の完成に在るも、一面又青年訓練修了證を有する者は兵役法の定むる處に依り、相當在營期間の短縮せらるべき特點も有るが故に、青少年の爲め眞に緊要適切にして且つ便宜の施設たるを信ず。

木浦に於ても、這般青年訓練所の開設を見るに至れる洵に事宜を得たるものと云ふべし。然れども朝鮮に於ては、制度上未だ本事業の遂行擴充頗る困難なるべき境地に在り。府民有志學て之を理解し、後援するに非ざれば、所期の効果を收め、目的の貫徹を期する上に於て或は時に遺憾なきを保せざるべし。之れ本會を組織し、最善を期して青年訓練所の事業を後援する所以なり。以上

會長には警察署長を推し、其の他幹事、顧問、評議員各若干名あり、事務所を警察署内に置く。昭和四年度に於て本會より二五〇圓を支出し、訓練所の經費に補助せること既記の如し。

木浦青年訓練所後援會規約

- 第一條 本會ハ木浦青年訓練所後援會ト稱ス
- 第二條 本會ハ木浦青年訓練所ヲ援助スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ヲ木浦警察署内ニ置ク
- 第四條 本會ハ本會ノ目的ニ賛成スル有志ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會員ハ左ノ三種トス
 - 一、特別會員 毎年三十圓以上ノ釀出者
 - 二、正會員 毎年十圓以上ノ釀出者
 - 三、通常會員 毎年五圓以上ノ釀出者
- 第六條 本會ニ會長一名、幹事、顧問及評議員若干名ヲ置ク
- 第七條 會長ハ會員中ヨリ之ヲ推舉シ其ノ他ハ會長之ヲ囑託ス
- 第八條 會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表シ會議ノ際ハ之ヲ議長トナル
- 第九條 顧問ハ本會ニ關スル重要事項ノ諮問ニ應ス
 - 幹事ハ本會ノ會務ヲ處理ス
 - 會長事故アルトキハ幹事ノ互選ニ依リ定メタル者之ヲ代理ス
- 第十條 會議ヲ分チテ總會及評議員會トス
- 第十一條 總會ハ毎年三月之ヲ開キ豫算ヲ議決シ、前年度事業成績及收支決算ヲ報告ス

- 第十二條 評議員會ハ會長必要アリト認メタル時之ヲ招集シ重要事項ヲ審議ス
- 第十三條 會議ハ出席者過半數ノ同意ニ依リ之ヲ決ス、可、否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニ依ル
- 第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第六 青年團

一、沿革

木浦に於ける青年の集團は、從來時に少數有志間に於て局部的會合の組織無かりしに非ずと雖も、多くは以て一般に認めらるゝに至らず、目的事業の特筆するに足るもの亦尠く、概ね短期間に解散消滅するを常としたり。只其の間明治三十七年木浦體育會（武道奨勵を主とす）、木浦俱樂部（玉撞等の娛樂を主とす）、同人俱樂部：等成立し、次で同四十年圖書俱樂部の企てらるゝありしと雖も、各其の目的に於て特種なるの事情あり、又其の分子に於て複雑多岐なるを免れず、以て純然たる青年の會合と目すべきに非ざりしが、其の後明治四十年十一月始めて店員懇話會なるもの組織せられたり。會員二十餘名を有し、名稱の示すが如く勿論店員の集合なりと雖も、其の店員たるや府内各商店に活動する血氣の青年にして、其の會合は青年會たるの資質を具へ、目的とするところ亦會員相互の親睦を敦うするの傍、志氣を鼓舞振作するに在りたり。岩男廣、上田又一、小島美夫等の發起に關り、密かに將來を期する所ありしが、不幸指導者中或は他に轉住し、或は死亡する者ある等、會の維持上障礙と爲るべき事情相踵いで起り、遂に一年有餘にして明治四十一年末、惜しくも解散するに至れり。

爾來八年、之に關する記材を缺き、戦後の發展殊には併合以後躍進せる在住民の地歩に省み、此の種誘掖機關の不備は識者の等しく遺憾とせし處なりしが、時の小學校長吉村貫之痛く之を缺陷と爲し、大正五年十月松村正助、山崎一二、安

藤一作等をして新に木浦青年會を發企せしめたり。其の趣旨たる概ね前者と異るなく、青年時期に於ける人格の向上及肉體の鍛鍊を談笑友好の間に發達増進せしめんとするに在り。例會場を小學校及東本願寺に定めて交互開催することとし、總會は一年三回小學校に召集したり。會員總數五十餘名に達し、基本金數百圓を蓄ふる等着々堅實なる歩武を進めつゝありしと雖も、繼續三ヶ年大正七年冬に至り、指導員退去等の事情に因り、之れ亦存立の力を失へり。解散に當り、曩きに保有の基本金は、小學校兒童文庫に寄附せらる。

爾來十年、久しく是れに類する團結發動の興るある能はざりしが、歐洲大戰後少年團、青年團乃至青年會、處女會等の全國的否世界的に流行の風潮を現するや、朝鮮亦各地に之が發生を見るの機運を馴致し、爲に木浦青年間に其の創設を企圖するの念漸次優勢となれり。偶々昭和二年光州青年團長光州日報記者田中亨の轉じて木浦新報記者と爲るに會し、府内青年階級を以て成れる十五日會、十六俱樂部、其の他の會員、有志等相諮詢て遂に木浦青年團の組織を計畫するに至る。昭和三年一月十四日創立發起人十四名木浦公立小學校に集合し、同校同窓會關係者をも加へて協議を遂げ、其の結果直に團員の募集に着手せり。二月五日のメ切までに市内在住青年約三百名中、六十三名の加盟者を得、同月十一日紀元節の佳辰を卜して小學校講堂に創立總會を開けり。木浦府尹飛鋪秀一、警察署長中島健三、同窓會長石森武男等の各激勵あり、團則制定、役員選出、綱領決定、宣言發表等型の如く、斯くして茲に木浦青年團の創立を告げたり。

宣言

吾等青年は朝見の儀に於て賜はりたる聖訓を奉體し、益々修養に努め以て國民精神の作興を圖り、共存共榮の實を擧げんことを期す。

綱領

一、建國の大本を體して尊王愛國の精神を養ひ、邦家の隆運に貢獻すべし。
 一、正義の道念に基きて共存諸和の英風を興し、社會の進展を企圖すべし。
 一、心身の修養を積みて努力奮闘の志氣を振ひ、青年の本領を發揮すべし。
 官民の有力者四十二名を顧問に、中堅階級二十一名を評議員に各推選し、初期の會務擔當者としては團長田中亨、副團長清水大陸、常任幹事申道清男、篠原勝利、幹事佐藤大輔等を擧げたり。昭和五年十月十八日團長田中亨去り副團長清水大陸之に代り、副團長缺員のまゝ現在に至る。

二、活動方針

其の目的を左記の如く精神方面と、肉體方面とに別つて考察立案し、十二項を掲げ、精神的訓練は更に之を講演會と實踐躬行とに區分せり。

(一) 精神的訓練

イ、講演會

- 1、適當なる名士を聘し團員の爲に講演會を開く。
- 2、府民の有志先輩等に囑して同じく講演を行ふ。
- 3、時事問題、時局問題に關しては先輩より正當なる定見を聽く。
- 4、團員相互間に於て雄辯會、討論會を催ふし又研究、發表、所感披瀝等を行ふ。

ロ、實際的訓練

- 1、神域の清掃、定期参拜、大祭奉仕等を爲す。
- 2、總督、總監、知事等の來訪に當りては努めて迎送し、且つ其の場合に於ける秩序の維持等につき助力斡旋す。
- 3、内地、鮮内を問はず各地に行はるゝ講習會、修養會の類には可成希望者を出席せしむ。
- 4、參考となるべき書籍の巡讀。
- 5、毎月一日、十七日には例會を開き修養、實際案、事業計畫等につき協議す。

(二) 肉體的訓練

- 1、制服、制帽等一定の服裝を約し、行動は凡て軍隊式に準ず。
- 2、陸上競技、野球、庭球、水上競技、登山、遠足、行軍、武道等を勵行す。
- 3、火災を首め一般事故に出動し當局の命に従つて活動す。

三、實績

今叙上方針に依遵して、本會が果して如何の活動を爲しつゝあるか、次に創立以來の主要經過を録して實績を窺ふの一助とせむ。

(昭和三年度分)

- 二月、發團式を擧ぐ。
- 五月、中井講師の講演會を開く。
- 六月、團員親睦の爲め愛光舎農園に蓐狩りを催ふし、實探し其の他和氣霽々裡に散會せり。
- 八月、評議員會を開催す。

池上政務總監を迎送す。

九月、臨時總會を開催す。

活動寫眞會を催ふす。

商業學校と對抗競技を試む。

十月、御眞影を驛頭に奉迎す。

松島神社神輿渡御につき神社境内に參集、途中警衛の任に當り、夜は御旅所に野營す。神輿還御の際同前。

清水副團長及吉田幹事を京城に於ける社會改良講習會へ派遣す。

十一月、大田大隊來木、二老面に於て演習實施の際、補助及警戒の任務に服せり。

御大典奉祝の爲め松島神社境内に參集、一般官民と共に聖壽無窮を壽ぐ。

奉祝餘興として、豫て作成せる樽神輿を擔ぎ市内を一巡す。

提灯行列の際警戒の任に當る。

十二月、顧問矢野康轉任出發につき、團員有志驛頭に見送る。

(昭和四年度分)

一月、「我等の家」を大和町二丁目四番地に設け、今後の集會其他を此の所に於てなすこととす。義士會を「我等の家」に於て開催、來賓の談話、琵琶の彈奏等ありて盛會なり。

二月、金瑞圭知事の來木を迎ふ。

結團一周年記念會を「我等の家」に於て開催す。
聯合青年團へ、團員二名の表彰方を申請す。

光州にて開催の全羅南道第三回青年大會に列席者を送る。

青年訓練所設立に就き入所者の取纏を周施す。

五月、昭和四年度定期總會を開催す。

十二月、天晴地明會長横山文學士の修養講演會を公會堂に主催す。

四、團 則

木浦青年團々則

第一章 總 則

第一條 本團ハ教育勅語ノ趣旨ヲ奉載シ智徳ヲ涵養シ體育ヲ奨勵シ團員相互ノ親睦ヲ圖リ併セテ地方ノ開發ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ木浦青年團ト稱シ事務所ヲ木浦尙武館内ニ置ク

第二章 組 織

第三條 本團ハ木浦ニ居住スル青年ヲ以テ組織ス

第四條 本團ハ年齢滿十五歳以上三十歳未滿ノ者ヲ正團員トス但シ現ニ在營在學中ノ者ハ此ノ限りニ在ラス曾テ正團員タリシ者又ハ地方有志中ヨリ賛助團員ヲ置クコトヲ得

第三章 役 員

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團 長 一名

副團長 一名

幹 事 若干名

顧 問 若干名

評議員 若干名

第六條 幹事ハ正團員中ヨリ總會ニ於テ選舉シ團長、副團長ハ幹事中ヨリ互選ス

顧問、評議員ハ學識徳望アル地方有力者中ヨリ團長之ヲ囑託ス

第七條 團長ハ本團ヲ代表シ一切ノ事務ヲ統轄ス

副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アル時之ニ代ル

幹事ハ團長、副團長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス顧問及評議員ハ團長ノ諮問ニ應シ重要事項ノ協議ニアツカルモノトス

第八條 幹事ノ任期ハ二ケ年トス

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四章 事 業

第九條 本團ハ第一條ノ目的ヲ達成スルタメ左記各項ノ事業ヲ行フ

一、智徳ノ涵養ニ資スルタメ研究會、講習會、講演會等ヲ開ク。

二、體育ノ向上發達ヲ圖ルタメ運動競技ヲ行フ。

三、會員相互ノ親睦ヲ圖ルタメ懇談會、文藝會其ノ他ノ會合ヲナス。
其ノ他公共事業ノ幫助ヲナスコトアルヘシ。

第五章 集會

第十條 本團ノ集會ヲ分チテ總會、例會及幹事會トス

第十一條 總會ハ毎年四月ニ之ヲ開キ事務ノ報告並ニ役員ノ改選等ヲ行フモノトス

團長必要ト認メタルトキ又ハ團員三分ノ一以上ノ請求アリタル場合臨時開會スルコトアルヘシ

第十二條 例會ハ毎月一回之ヲ開キ團員ノ懇談又ハ第九條ノ事業ニ付協議ヲナスモノトス

第十三條 幹事會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク

第六章 會計

第十四條 本團ノ經費ハ團員ノ贖金及本團ノ利殖スル收入、團員ノ勤勞ニ依ル收入並ニ篤志家ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 本團ノ資産ハ團長之ヲ保管シ其ノ責ニ任ス

第十六條 本團ノ會計ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年ノ三月三十一日ニ終ルモノトス

第七章 加入脱退

第十七條 本團ニ加入セントスル者ハ團長ノ承認ヲ得ヘシ、脱退セントスル者ハ團長ニ届出ツヘシ

第十八條 本團員ニシテ團員タル體面ヲ汚損シ若ハ團員タル義務ヲ怠リタル者ハ幹事會ノ決議ニ依リ除名スルモノトス

第十九條 前條ニ依リ除名セラレタル者ニシテ改悛ノ状著シキ者ハ幹事會ノ議決ヲ經テ再ヒ入團ヲ許スコトアルヘシ

第二十條 本團員ニシテ他ノ組織タルヘキ善行者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第八章 補則

第二十一條 本團ニ左ノ帳簿及印章ヲ備付ス

一、團員名簿

二、議事簿

三、會計簿

五、木浦青年團印

六、木浦青年團長印

第二十二條 本團則ハ總會ニ於テ出席團員總數三分ノ二以上ノ賛成アルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

第二十三條 本團則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 定期刊行物

第一節 本浦新報

第一序 言

朝鮮に於ける所謂新聞の發刊は、勿論最近世日清戦役を距る甚だ遠からざる時代に在りと雖も、新聞類似のもの、印刷發行は其の事創りて以來既に相當の年所を経たり。即ち李朝の中葉政府は朝報なるものを編纂し、多數に筆寫せしめて大官及地方官廳に配付し、其の様恰かも今日の官報に異ならず、且つ輓近所謂官報發刊の時期に連續せり。而して宣祖（西紀一五六八一、六〇八）の時、某閣臣の諒解を得て、前記朝報を木版印刷に附し一般に發賣したる者あり。是は同王の十一年（西紀一五七八）王の知るところとなり、官の機密を民間殊に倭人に漏洩するの不可なる理由を以て嚴禁せられしが、蓋し朝鮮に於ける新聞の嚆矢と謂ふ可し。

木浦新報の創刊は明治三十二年に在り。當時の朝鮮操觚界を顧みるに、邦字新聞は僅かに京城、仁川、釜山の三新聞と、元山に於ける謄寫版新聞を合せて四新聞に過ぎず、而して何れも明治二十年以前の開港地に屬す。此の内、京城に於ける漢城新報^{II}後の京城日報^{II}が流石に首都漢城てふ一地區名を冠したるの外、仁川の朝鮮新報と云ひ、釜山の朝鮮時報と云ひ、乃至爾後創刊を見たる多數新聞が、競うて何れも朝鮮の二字を冠し、遠大の抱負を標榜し故らに所在地名を用うることを避くるの傾ありし時、我が木浦新報が單り木浦を冠して世に問ひたる所以は、如何に我港の存在を社會に周知せしむるに急なりしかの證左とするに足らん。試に地圖上に標示を探らむか、他港市の顯著なるものあるに比し、木浦の甚だし

く隱微なる、内地大新聞に適々現はるゝ木浦の記事を読みもて行けば、可惜木浦に「キウラ」と振假名を與へある等、何れも時の木浦人士を憤慨せしめ、到底三十年後の今日、市内の某商舖がキウラ屋と號して自ら好奇心を満足せしめ、市民の注視を牽かむとしつゝあるが如き比に非ざりしなり。

此の情勢の下に於ける木浦人が夙に一宣傳機關を有せむと焦慮せしは極めて當然の事にして、之を急ぐの餘り某氏の如きは謄寫版の月報を發行せむと企てたる程なりしが、這は爲に活字輸入の機會を遅れしむる原因たりし元山の殷鑑に省みて、故らに之を抑止し、其の間通信により或は他地方新聞の利用を心掛け、以て只管に機を熟するを待ちたり。

朝鮮否海外に於ける邦文活字新聞の嚆矢と稱せらるゝは、明治二十一年京仁の有志に依りて仁川に創刊せられたる京仁隔週商報^{II}後ち朝鮮新報、次で朝鮮新聞と改題す^{II}にして創立以來、其の印刷を擔當し來れる仁川活版所主任に山本岩吉と云ふ者あり。氏は當時海外に於て日本活字を使用する印刷界の先鞭を以て目せられしが、要務を以て京城へ往來の途、屢々仁川を通過せる木浦居留民會の谷垣嘉市（明治二十七年四月聘せられて仁川朝鮮新報の記者たりしことあり）に謀るに、木浦に於て自ら印刷事業を起さむとするの意あるを以てせり。此の企てを聞きたる氏が、木浦のため大に歓迎したるは固よりなりしも、在留邦人未だ七、八百に過ぎず、概ねバラック街にして甚だ整はざりし當時の木浦が、克く之を維持し得べきや疑なき能はざりしを以て、直に此の議に賛同すべく聊か躊躇する所なきに非ざりしも、本人の企業熱は明治三十三年二月遂に同道來木するに至らしめたり。於茲木浦活版所の設立を見、木浦新報の發刊を告げたるものなるが、當時之が遂行を援助したる者は西川太郎一、木村健夫、福田有造、道山龜藏、大河原源吉、夏目支店、大澤商會、井出清造、清水近造、荒井徳一、長富出張店、木谷支店、三浦支店、五百井長支店、澁谷龍郎、阪田支店、武内鶴太郎、橋西清一郎、谷垣嘉市の十九名とす。

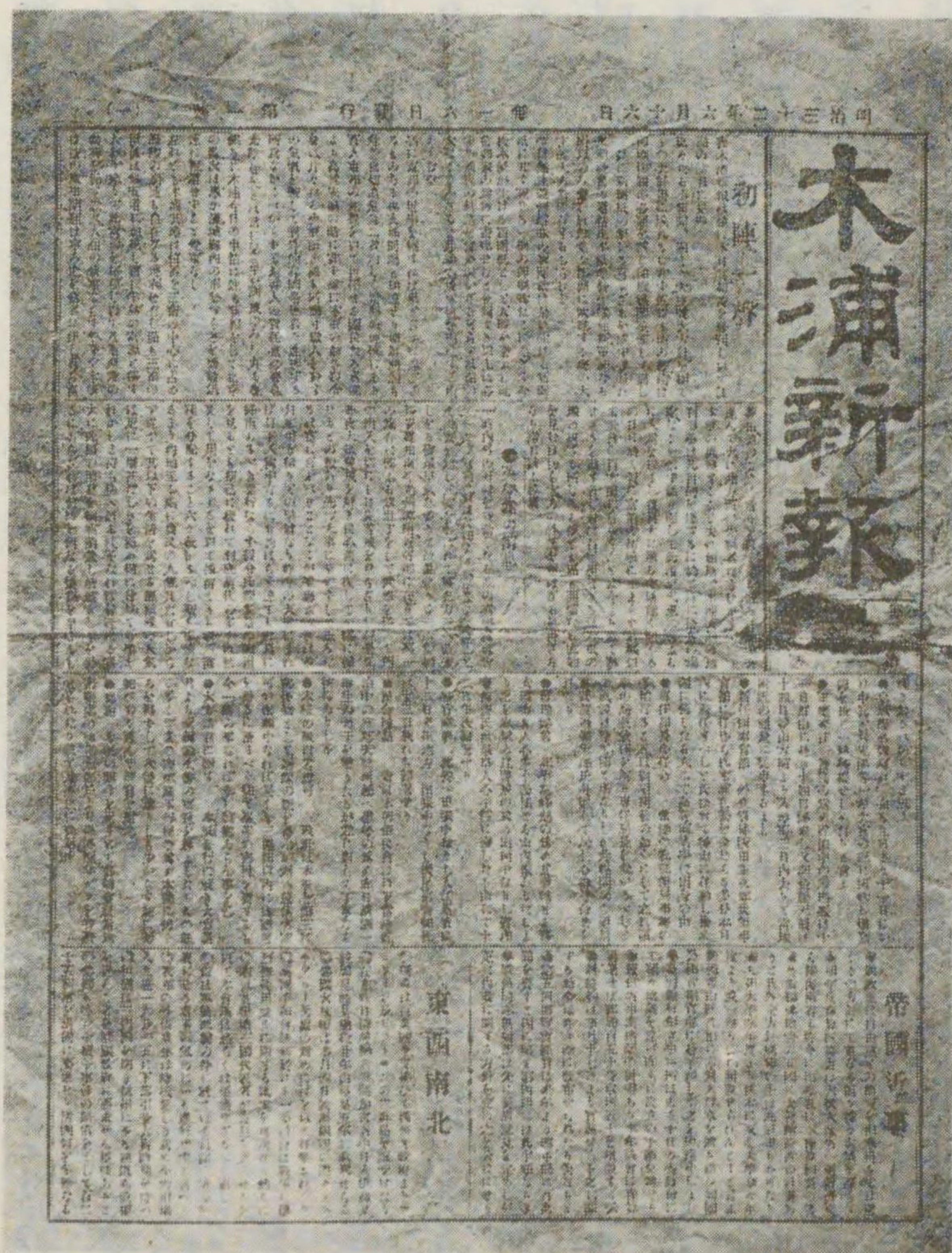
今序言を了らんとするに當り紙名選擇の用意に就き一言すべし。木浦新報に木浦の二字を冠せしことは前既に云へり。而して新報の二字に就ては當時の實狀に照し、週報の文字を用ひむとするの論ありしも、斯くては將來、其の或は隔日報

となり日刊となるにつれ、發展の都度改稱せざるべからざるの煩を思ひ、斷然木浦新報の四字を用ふるに決したる結果、爾來今日に至るまで、終始一貫の美を濟し得たるものなり。

第二沿 革

之を三期に分つて敘述するを便とす。第一次の經營者は則ち創立以來明治三十四年十一月まで二年五ヶ月間山本岩吉主宰時代に於ける本町二丁目の木浦活版所（現在森川大觀堂所在の地點）とす。最初周圍の援助者は新聞發行までの衝き進みたる考な

木浦新報 第一號



りしも、主動者は大阪より活版機械の買入と同時に、記者として千葉胤矩を伴ひ來り、勢ひ止む能はずして明治三十二年六月十三日前記活版所開業、同月十六日木浦新報第一號を發刊せり。其の體裁たるや、四六版八頁型四段新聞にして、當初週刊の豫定なりしところ、料金の計算等に不便多きを以て一、六日、月六回の發行と爲せり。創刊の翌年即ち明治三十三年夏、

沖田棄次郎新に入りて記者となる。前記者千葉胤矩は爲に木浦新報を退き、自ら兩字新聞と稱する美濃型謄寫刷を發刊せしが、間もなく廢するに至れり。競争者は容易に影を沒したりと雖も、經營の極めて困難なりしは草創時に於ける此の種事業の免れざるところ、未だ二年有半ならずして經營者は早くも事業繼續の不可能なる悲境に陥れり。然れども時の森川領事及民間有志等切に其の存續を希望し、或る保證の下に之を會議所理事谷垣嘉市に託する所ありしかば、同人は會議所理事たるの傍ら經營執筆の衝に當り、依て僅かに廢刊を免れしめしが、之れ即ち明治三十四年十一月以來四十年八月まで五年十ヶ月間、福山町（木浦金融組合の舊建物）に於ける木浦活版所時代にして、第一期の後半に屬するものとす。此の頃本紙の發行紙數漸く一百二、三十枚、新聞經濟の根幹とも云ふべき廣告は有料三分、無料七分、前一ヶ年の収入は平均月額八十圓に過ぎず、而かも此の内に領事館の補助金十圓、民團の公文掲載料五圓、會議所の同三圓を含み、實際の營業收支は六十圓内外に止まると云ふ慘境に在り。以て當時如何に經營の困難を嘗めしか、又市民の實力が又如何に微弱なりしかを窺ひ得べし。斯る状態の下に只管土地將來の發展に望を懸けつゝ、忍んで數年を送りし



木浦新報社

本紙は、明治三十九年四月一日、五段新聞と爲り、四十年七月一日、隔日發刊に改むる等頗に進境を示したり。時に主務者谷垣は新聞經營に専念する能はざる事情ありて適當なる後繼者に引渡さむことを希望し、茲に第二次の經營者に移れり。即ち明治四十年八月、居留民中の有志相謀り資本金一萬圓の木浦印刷株式會社を、本町一丁目三吉野旅館附近なる元料亭松葉廢業後の空家に創設し、以て木浦新報の經營に任じたり。其の期間は相當久しくして大正八年四月に至る十一年八月月なりとす。四十年十月一日紙面を擴張して四六版十二頁型六段組振假名付と爲し、併合の前年たる四十二年二月一日を以て愈々日刊新聞と成り、翌四十三年一月一日又紙面を擴大して四六版十六頁型八段組とし、茲に初めて普通新聞の體裁を備ふるに至る。實に日韓併合の歲なり。

此の年四月、居留民一部有志の發起に依り池上要吉、加藤幾三郎等其の中堅と爲り、菊版十二頁型の全南新聞を隔日に發刊せしが、數月ならずして維持困難を告げ、同年十月廢刊したり。其の後現今に至るまで競争紙起らず。

大正元年十一月、更に六頁新聞に擴張し、翌二年には増資して二萬圓とする等漸次好況を辿りしが、大正三年歐洲戰爭勃發の頃より再び經營難に陥り、大正四年八月四頁新聞に復歸せり。

木浦印刷株式會社初代の社長は、後の衆議院議員大内暢三（主筆野邑安之助）にして、同氏が時の理事廳當局と意志の疎隔を來し、就任の年即ち明治四十年十一月二十日早くも退社の餘儀なきに至るや山野瀧三其の後を繼げり。

大正八年四月、一躍三萬圓を増資して資本金を五萬圓と爲し、社名を改めて全南印刷株式會社と爲す。之れ即ち第三次の經營者なりとす。増資と同時に相川保三經營するところの光州日報を買收し、全南言論界統一の理想を具現したり。爾後社業に格別の障礙無く、地方の一般的發展に伴ひて漸次向上の一路を進み、大正十三年八ポイント半の新活字を採用し、一頁十二段組と爲して今日に及びり。昭和二年光州日报社々屋の新築を爲す。

第一期の前半に於ては山本岩吉専ら經營の衝に當り、千葉胤矩、沖田棄次郎相踵いで執筆せしが、其の後半に逮びては谷垣嘉市自ら軀を操りつゝ一身に内外の事を辨じたり。第二期に於ては其の初め大内暢三社長の椅子を占め野邑安之助主筆たり。山野社長の就任と共に主筆として相川保三を入社せしめたるが、明治四十四年秋相川主筆が光州日報を買收して其の社長に出づるや紫竹金太郎一時編輯の事に與り、明治四十五年一月長野虎太郎代りて主幹と爲れり。同氏は大正八年四月光州日報買收後同紙の主幹を兼ねて昭和二年九月在職の儘病を得て斃る。此の間優に十五年、明治の末季より大正年代を通じて昭和の劈頭に互り木浦新報のために活躍し、畫策改善する所多かりしが、此に至つて光州日報理事鹿野秀三來つて主幹を兼ね、昭和四年二月山野社長亦釜山客寓に病歿せしかば、九月株主總會の議に依り福田有造を社長に選任し、十二月二日臨時總會の結果商號全南印刷株式會社を改めて、株式會社木浦新報、光州日報と爲せり。

歴代經營者一覽表

木浦活版所

所主	山本岩吉	記者	千葉胤矩
	至明治三二年六月		至明治三三年五月
	至同三四年十月	同	沖田棄次郎
			至同三三年六月
			至同三四年十月
同	谷垣嘉市		自身執筆す
	至明治三四年十一月		
	至同四〇年八月		

木浦印刷株式會社

社長	大内暢三	主筆	野邑安之助
	至明治四〇年八月		至明治四〇年八月
	至同四〇年十一月		至同四〇年十一月
同	山野瀧三	同	相川保三
	自年四〇年十一月		至同四〇年十一月
	至大正八年三月		至同四四年十一月

全南印刷株式會社

主筆 紫竹金太郎 此の間暫時
主幹 長野虎太郎 自明治四五年一月
至大正八年三月

社長 山野瀧三 自大正八年四月

主幹 長野虎太郎 自大正八年四月

缺員 自同四年三月

主幹 鹿野秀三 自同二年九月

同 福田有造 自同四年八月

同 同 自同四年九月

同 同 自同四年十二月

株式會社木浦新報、光州日報

社長 福田有造 自昭和四年十二月
至現在

主幹 山本精一 自昭和四年十二月

第二節 會議所月報

木浦商業會議所の月報は、明治四十二年七月十六日第三種郵便物として認可を受け、昭和五年十二月まで號を重ねること二百五十五、此の間凡そ十ヶ年の星霜を経たり。發行所は云ふまでも無く同會議所にして、發行名義人は常に書記長を以てす。統計を主としたる二十頁内外四六倍判の冊子にして、商工業、農水産、金融、交通、貿易、倉庫、保險、人口、氣象等に關する統計及調査を掲げあり産業上の參考資料を網羅す。

會議所は別に其の項に記述する所の如く、明治三十二年十二月三十一日時の帝國領事の認可を得、翌三十三年一月二十五日成立を告げたるものにして、當時は會議所の事務權限として數へられたる數項中「商業の實況及其の統計を官廳に報

告すること」の規定あり、主として領事（後に理事官）に報告するを本旨とし、明治三十三年第一號以來明治四十年第八號に至る報告書を以て毎年一回年間の狀況を報告したるが、明治四十年五月定款全部を改正して「商工業の狀況及統計を調査發表する事」と爲りたる結果、翌四十一年度以來月報及年報を編纂發行して單に從前の報告に留めず、關係筋に廣く頒布公表するに至れり。但し第三種郵便物たるの認可を受けしは、前記の如く翌四十二年七月十六日にして、其の時更に號數を新にしたるものなり。又年報は月報の臨時増刊として發行せられ號數を附せず。

第三節 俳誌「カリタゴ」

一、發行までの経路

大正の末年木浦に彌生吟社と稱するもの存し、村上星庵を中心に松村柳浦、本田虹乙、井上湖山、松前孤舟、田中春江等是を圍繞せり。所謂正風を繼ぐものにして當時此の圏外にも尙幾多同流の隠見するを窺知し得たるが、一夜如上圏内外の同志集合して星庵居に例會を開くや、新に熱心なる數名の入會者をも加へ得て吟社の陣容を改めたり。

彌生吟社の句稿は當時福岡俳壇の權威（現今木浦に轉住）清原枌童に送りて其の選を煩はし、が、昭和二年一月頃同人間に俳句雜誌編輯刊行の希望起り、幾程も無く實現するに至れり。

即ち同年一月三十一日本田虹乙居に朴魯植、柳浦等の數子參集、各分擔を定め、三月一日を期して第一卷二月號を發刊するに決せり。號してカリタゴと云ふ。鮮俳人朴魯植此の間の努力は永く大書せらるべきものありと。

二、現 狀

斯くして俳誌カリタゴは同年二月朝鮮總督府の認可を受け、編輯兼發行人を松村正助、印刷人を廣澤廣二、發行所を松

村文具店と爲す。

目今半島の俳壇を顧みるに、中央に「青壺」北鮮に「山葡萄」「有閑」あり、南鮮に「かさゝぎ」「耕人」あり、我が湖南のカリタゴは是等先輩俳誌と駢馳して發行部數每號優に四百部を唱へ、地盤の堅固なる鮮内俳誌中の随一と目さる。同人組織にして村上星洞(星庵改め)を顧問役とし、ホト、ギス系俳句研究の集團なり、誌の内容次の如し。

- | | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|----|
| 1、扉 | 句 | 三宅清三郎選 | 7、俳 | 信朴魯 | 植報 |
| 2、雜 | 詠 | 清原拐童選 | 8、消 | 息 | |
| 3、文 | 章 | | 9、編輯後記 | 大塚楠畝 | |
| 4、試 | 作欄 | 松村柳浦選 | 10、表紙 | 畫村上英里 | |
| 5、課 | 題 | | 11、題 | 字高濱虛子 | |
| 6、婦人俳壇 | 原三猿郎選 | | | | |

而して同人十六名、賛助員十八名、内鮮各地に互る約二十名の選者に交互依頼す。

(昭和五年四月)

第四編 産業經濟

第一章 商業

第一節 總說

第一 併合前の商況

商業の活潑は生産の旺盛に俟ち、生産の旺盛は産業の勃興、交通の發達、科學の進歩等に頼ること多しと雖も、其の原始時代に溯れば主として天恵の多少如何に係りて存す。今少くとも木浦の商圏に入るべき全羅南道の道勢を一瞥するに、總面積九百餘方里、内二百餘方里は屬島一千七百四十七(全鮮三千〇〇九島)の占有するところ、海岸線二千六百六十二哩(全鮮八千四百五十哩)、半島の西南隅に位し、氣候最も溫暖、地味極めて肥沃にして、古來朝鮮の富庫と讃へられ、天下の黎庶一に湖南の豊凶に因て或は飽き或は饑えたること「湖南穰れば天下飢えず」の諺にも知らるゝ如く、輿地勝覽は各郡の民風を敘して推賞之れ努め、以下抄記する所の如く頗る寄託の意を寓せり。曰く居人淳朴、力田爲業、列肆交易。曰く民物多賢。曰く勤儉無華。曰く俗尙漁獵。曰く民淳事簡。曰く民特魚鹽。曰く民俗癡儉、有禮讓。曰く十室民淳。曰く尙富麗等々。又時に田園を敘しては、曰く古稱樂土。曰く維南右臂。曰く沃野百里、天府之地。曰く地接咸陽樹木稠等々。以て大體を窺ふべし。實に海陸の天産は其の種類に於て、其の量に於て比隣を絶するが中に、米と棉とは嶄然頭角を拔

き、水産亦無盡と稱せらる。此の無盡の物資を吞吐する我木浦港の商勢や、之を既往にして如何に目覺しき發達を遂げ、之を今後にして如何に多きを期待し得べきかは寧ろ言を須ひずして可なり。先づ筆を開港初頭に起し、當時、倭地僣蹇して延ぶる能はざりし商機の打開に努力せる斯界健闘の跡を偲び、併せて斯業推移の狀を詳にせむとす。

一、間行里程の制限

往時在住外國人は、勿論居留地外の無制限旅行を許されず。其の内陸旅行に當ては、官吏たるは旅人たるを問はず、一々地方官の發給する内地旅行券を所持することを要し、該券には用向、行先、日數、携帶品等に互りて巨細に記載せられ、用済後は直に之を返納せしめたるものなり。而して之が下附を請ふ者は、相當の身元保證人をして連署せしめたる願書に、手数料一圓を添へ、領事館を経て監理署に提出すべく、監理署其の處理を了るや再び領事館經由、本人に交付せられ、茲に初めて目的地に向ひ發程することを得たり。旅券の下附如斯煩瑣なりしとは云へ、無旅券にて深く内陸に入ることは昔に韓國地方官憲の拒むところたりしのみならず、領事館も亦假借することなく之を處罰せしかば、此の旅行券問題は、當時一般の甚だ苦痛とせし所なり。但し居留地外十韓里（當今の一里強）以内は所謂間行里程、又は遊歩區域と稱して、自由に往復することを條約上許容せられあり、此の區域は後英韓條約が、之を百韓里（我が十里餘）に擴張し、十韓里以内に於ては、土地家屋の所有權及居住營業の權を認めしめ、最惠國日本亦同一權益に均霑したれば爾來稍々驥足を伸ぶるに至れり。之を舊韓國が諸外國と通商修交條約を締結して以來、都鄙一般及各開港地附近に於ける各國人交通往來の制限と爲す。是故に營業者が居留地のみを蟄居せず、進んで深く内地に入り、産地に滞在して米穀を買収し、或は雜貨を携行して所在の市場に之を販賣するは極めて有利の事なりしに拘らず、十里以外は尙未だ旅行券無くして自由に濶歩するを得ず、我が商權甚だしく阻止せられたり。假令日清戰後、我勢力の發展に伴ひて、郡守其他韓國側官憲が強て旅行券

の有無を追及せざるに至りしと雖も其は單に默認に止まり、全然意を安んず可きに非ざるなり。木浦開港の後、我が領事館は、深く此の點に注意を拂ひ、附近の重要市場を成るべく間行里程の區域内に包容し、居留民をして無旅券のまゝ自由に活躍の利便を享受せしめむとせり。乃ち明治三十年十二月十六日付加藤辦理公使の照會に基き、久水領事は翌三十一年三月四日より二十日に至る十餘日を、間行里程區域踏査の爲に巡廻し、區域内に海南、靈巖、康津、羅州、南平、法聖浦、靈光、咸平、務安及多島海中珍島、雙子列島、クランプ群島等を包括せしむることとして公使に報告し、公使は之に基いて韓國政府と間行區域の協定を了れり。而して其の北端を法聖浦に延長したるは、同地が該地方有名的大海産市場にして船舶輻輳、且つ多少の資産家もあり逸すべからざる地點と認めたるに依り、又同地點より東南に向ひ、靈光を経て南平に達したるは、同地が全羅南道中屈指の大市場にして、各郡の物産は殆ど此の地を中心として盛に集散し、就中米穀類の賣買に至つては無比の殷盛を示すに依る。更に南平より南の方山脈を越えて康津邑に至り、海岸に沿ふて南西に進み、海南郡の南端を西に折れて珍島の南西岸を迂廻し、西北、雙子列島（都草、飛禽ならんか不詳）クランプ群島（智島、荏子邊か是亦不詳）を過ぎ、東北して法聖浦に歸る線内を劃したるは、主として多島海の水産と、島民の需用供給を目標とせしものなり。斯くて、康津、南平は何れも木浦より十數里を距て、法聖浦の如き二十里に垂とし、條約の制限十里を距ること遠しと雖も、當時の當局者は、既に元山に於ける永興が十一、二里の域外に在るを先例として交渉を進め、以て承認を得たり。蓋し此の處置たる、今日より見て地方開發促進上、極めて有效なりしは疑ふの餘地無く、後人に感謝せらるべきものなり。

二、地方取引の梗概

開港當時、村落民を對象とする内地商人の取引法は凡そ行商の域を脱せず。明治三十年六月早くも事務所を開港前の木

浦に開きたる彼の鶏林獎業團の如き、其の最も組織的にして且つ著しき事例なり。而して是等行商人は主として金巾、石油、燐寸、明太魚等の賣込、並に米穀、海藻其の他物産の買出を普通とせり。又其の取引は凡て葉錢を以てし、米穀買出の如き相當多額の資金を要するものも、等しく木浦より重量少なからざる葉錢を輸送せざるべからざりしを以て、此の徒勞を避くるため、大抵の行商人は其の買出に向はむとするや資金の幾分を輸入品に代へ、出先に携行して在所の間屋に販賣を託し、生産品の買入資金に充當するの傍又多少の利潤を収めたり。

米穀類其の他凡ての生産物は、滞在中、村民達の持寄るに随つて買收し、相當量に達するを俟て、唯一の運送機關たる苦船に積み込み、木浦に仕向けたるものとす。此の時代に於て榮山江流域の出穀地として知られたるは、右岸南部に在ては務安郡の沙浦、進禮、鶴橋、古幕院、左岸南部に在ては靈巖郡の徳津、都浦、臥牛浦、少しく北部上流に溯つては羅州郡の石海、烟洞浦、離別巖、潮海、濟倉、榮山浦等にして、就中榮山浦、石海の兩地は其の最盛期に當り毎日の出穀支米、數十俵に達し、其の他の浦港何れも十俵内外なると格段の差を示せり。然れども斯く日々の出穀概して少量なるが故に、今若し商人が百俵乃至二百俵を買付けむとせば十日、二十日を滞在せざるべからざるに、通信の便全く備はらず、不在中木浦の相場が如何に大變動を來すも飛脚を用ふるの外一切知る能はざれば、従つて買出人は歸來意外の利益を占め、時に或は不慮の損失を蒙るの悲喜劇を餘儀無くせられたり。我が木浦の内地商人は、開港以來日露戰役後まで、大約斯くの如き行商法に依るを本則とし、明治三十九年統監府設置せられ、土地家屋所有權の公認ありて後、初めて内地人到着の處に常設店舗を張り、曩日の行商の如きは極めて稀有特別の事例たるに至れり。

三、内地商人の發達

開港前後に於ては、既に記するが如く多く行商の域を脱せざりしと雖も、居留民の増加に伴ひ、漸次小規模なる店舗を備へ、更に進んで商況活氣を示すや茲に貿易商、雜貨商、小賣商等の區別を生ずるに至れり。

而して貿易商とは、當時の商人中最も有力なる者にして米、棉、雜穀、牛皮、海藻等海陸各種の物産を輸出し、金巾、石油、燐寸等、重要品の輸入を主とし、雜貨商とは、有らゆる鮮人向き輸入品の卸小賣に従事する者にして、主人より店員に至るまで朝鮮語を解することは其の要件とせられたり。又小賣商とは、専ら居留地内の雜貨を販賣するものなりと雖も、其の内容たる、今日の所謂食料雜貨店に吳服店、小間物店、文具店、履物店等を合體したるが如き組織のものにして、同じく御用聞なる店員を市中各戸に派出したり。蓋し居留地内に局限せられたる坐商的商法にして、當業者が充分手腕を發揮するの餘地乏しかりしが、併合後内地人の足跡全鮮に遍く、交通、運輸、乃至金融の諸機關亦漸次備はれる結果、新興の勢を以て商機俄然擡頭し來れり。於此木浦は是等地方市場の中樞を以て任じ、其の仕向地たり、仕入地たる卸商的地位に進み、茲に全然商業状態の大革命を致せり。分業亦次第に發達し、曩の貿易商は専ら輸出貿易商と改まり、大正の初頭に至つては輸入を兼營するもの殆ど絶無と云ふを妨げざるに至り、雜貨商も亦輸入貿易商と稱せられて、従前の半小賣商時代を蟬蛻せり。加之、地方に於ける各種事業の勃興、内地人營農者の投資、鮮人の嗜好向上、内地人居住者の増加等諸原因に由り、輸入雜貨は内鮮人の境界に基く供給上の區別漸く撤去せられむとし、従來の小賣商に在りても亦各種の商品に従つて分業次第に行はれ、更に同一商品を以てする同業者間の競争起り、販賣法の如き自然年と共に洗練せられしのみならず、發達せる交通機關を利用して廣く地方に取引を開始せむと意圖する者を生じたり。

四、各種仲介業者

朝鮮在來の商取引上各種の仲介業者を存するは一の特色とする所なるが、其の著名なるものを客主、居間、仲立人等とす。客主と云ふは日本の船問屋に類するものにして自己の計算を以て賣買することなく、唯地方より來れる商人と、地元

商人との間に介在して、相互周旋し、一定の手數料を得ることを以て目的とす。船主人とも稱し、朝鮮商賈中の有力なるものにして、木浦及其の附近に於ては客主を除き商業なしと目せられし程なり。元來、客主は何人と雖も自由に營業し得たるものなるが、獨占を維持する必要上、贈賄し、官吏亦之を奇貨として屢々財物を要求し、何れの日よりか終に牧使の免許あるに非ざれば客主たることを得ざるに至り、年額三十圓乃至二百圓の客主税の如きを徴收せられ、又常に吏族の誅求を免る能はざりき。従つて營業範圍内に於ける客主の盛力たる頗る強大なるものあり、其の賣職は、明治二十八年以後禁ぜられしと雖も、尙依然として數百圓を以て賣買せられたり。

當時府内客主を約七十名に制限し、務安監理署亦之を認めて増員を許さず、官民間に各種の請託行はれ枚擧すべからざる情弊を其の裏面に藏したり。客主に隸屬して手代の役を努むる者に居間あり又の名を市場牌とも稱す。木浦に於ては客主は居間を置かず之に代ふるに書寫と通辯とを以てせり。書寫は帳簿を掌り、通辯は客を居留地に伴ひて、賣買上の通譯を爲すと同時に、商談を取纏むるの任に當る。客主は初め居留地外の自宅より日々通ひ來りしものなるが、物資運搬船は凡て居留地の海岸に繫泊し、商談亦其の近邊にて行はるゝを便とせし關係上、何れの頃よりか居留地内に日本人家屋を借り入れて、出張所を置くの風を生じ、居留地會も其の繁榮上之を默許したり。是等多數客主の組合たる客主會は、地方商人の客主を経ずして賣買する者ある時は、自己の利益を圖るため、種々の妨碍を加へたるものにして或は海陸の要路に査驗所なるものを設け、客主を無視したる地方人を發見するや罰金と稱して普通手數料の二、三倍を徴する等理不盡なる行動尠からざりしかば、明治三十四年二月、商業會議所會頭西川太郎一は、森川帝國領事に申請して如上不法手段の撤廢を企て、領事は直に趙務安監理に照會の結果、其の目的を達したり。然れども客主會は爾後、種々別個の方法を廻らし、類似の弊を絶たず、入港する朝鮮船の荷物に對して、下陸税と稱し、緞一依につき五厘乃至一錢を賦したる如き、公

然の祕密なりしなり。次に仲立人と稱するものは、穀物賣買の媒介に依りて手數料を得ることを目的とし、明治三十二年頃には其の數、十名を算したり。這是單に賣買の仲立を爲すに止まらず、代金の受授にも與らしむる關係上、當事者に不測の損害を蒙らしむるなきを保せず、是が取締の必要上、木浦商業會議所は、三十三年二月八日、韓錢貨物賣買仲立人監理規則を決議し、同月十二日領事の認可を得て實施し、爾來仲立人は會議所に於て採用監督することゝ爲りたるが、該規則に依れば仲立人たることを得るものは、二十五歳以上の男子にして、三百圓の身元保證金を供託することを要し、營業期限を一ヶ年とす。毎年員數を定めて志願者を募集し、會議所の決議を以て選拔せられたり。此の規則は、明治三十五年二月を以て廢止し、代ふるに仲立人規則を新定し、幾分其の取締を緩和せり。其の後、明治三十七年二月一部改正を行ひ、仲立人が、韓錢豫約賣買の媒介を爲すことを禁止し更に四十年五月、時勢の進運に省み身元保證金を全廢す。統監府設置、目賀田顧問の幣制整理着手以來、葉錢は年々流通額を減じ、又金貨建取引に改まりたるより、韓錢賣買行はれざるに至りたる結果、仲立業務は漸次減少し、大正の初めに於ては仲立人たる者僅かに兩三名と爲り、爾後規則の勵行を見ざるに至れり。

五、市場

朝鮮の經濟上、最も特異なる點は、其の市場狀態に在りと謂ふべし。何れの國に於ても、其の經濟狀態幼稚なる時代に在りては、必ず市場を中心として經濟生活營まれ、文化の普及に伴つて市場の經濟勢力衰へ、都市の商業勢力勃興するものなるが、嘗て佛教、工藝等の著しき發達を示したる朝鮮が、商取引に於て新羅、高麗、李朝の各時代を通じて、殆ど變化を來すことなく、物々交換時代の遺風たる、在來市場を繼續し來りしは、頗る特色とせざる能はざるなり。

現在朝鮮には一千三百餘の市場を存し：凡そ百年前の著なる林園十六志中の倪圭志に收めたる、八城場市の記事に依

れば、當時の市場數一千五十二にして現今と大差なし：其の大部分は、何等の設備なき路傍又は廣場等に、貨物を置き並べ、一定の日を期して賣買交換行はるゝものなり。而して之を表はすに場、市の文字を用ひ、常設の商賈には廩、若くは肆、房等の文字を充て、店は主として製造所又は鑛山の意に用ひたり。概ね六齋市即ち一六、二七、三八、四九、五十の日を以て、五日目毎に、月六回開催するを定例とし、時に、月三回、二回或は年一回のものあり。又大都市に於ける毎日市、更に進んで朝夕二回の毎日市の如きも有り。京師市、郷市、府内市、城外市、東門市、南門市等所在地及位置に依る區別、牛市、馬市、藥令市等種類に依る區別は存すれども、内地に於けるが如き二日市、四日市、五日市等開市日を表はせる名稱は海南郡の九日場の外絶無なりと謂はる。併合後發布せられたる市場規則は、市場を四種に分ち在來の普通市場を一號、市街地の公設市場を二號、競賣の方法に依る魚市場、蔬菜市場の如きを三號、穀物、有價證券等の現物市場を四號と爲せり。

開港當時木浦の經濟力は、未だ市場の存在さへ容さず、大小の物資悉く之を他の地方に開催せらるゝ市場に仰がざるべからざりしものにして、比較的接近せし市場名を擧ぐれば次の如し。

務安郡	南倉場(凡そ三里)	一老面	三郷附近	一、六日
同	公須場(凡そ五里)	朴谷面	夢灘附近	三、八日
同	邑内場(凡そ七里)	外邑面	元邑内	五、十日

即ち開港當時に在りては肉類、穀物、布帛、器具、其の他の各種の雜品、少くも三里を隔つる南倉市場に出で、之を求めざるべからず、少數土着民の習慣は、縦令自ら之を恠しむなかりしとするも、在住民の大部分を占めたる新渡來者が、日夕、如何に不便を感じたるべきかは想像に餘りあり。開港後、急速に發展し來りし木浦は、何日迄も此の不便不利に忍

ぶ能はず。遂に明治三十一年府内面新昌洞(現在大成洞商業學校西南方)及南橋洞(現在巡查派出所の北方)に、前者は二の目、後者は七の目、各開市することとなり、麻布、木綿、絹布、生魚、明太魚、鹽、白米、雜穀、薪炭、紙、陶磁器、果實、蓆、笠子、煙草等を賣買せり。兩市場は其の距離僅かに三四町、居留地を距ること共に十町以内にして、居留地附近の者は市日を俟たず自由に日用品を購ひ得るを以て、市場に於て賣買せらるゝものは、居留地内商店に在らざる物品に限られ、隨て品目、數量、取引高共に少額にして山間の小市に異ならず。明治四十二、三年頃に於ける市場一日の平均賣上高を見れば、當時附近に七千の人口を有せしに拘らず極めて不振にして、南橋洞市場は三二四圓五〇錢、新昌洞市場は三三〇圓に止まれり。商人間には次の市日迄の延取引稀に行はれしと雖も、總て現金取引を本體と爲したり。

開港後十餘年を経たる明治四十二、三年の頃にして既に然り、市場開催當時住民未だ百戸内外なりし明治三十一、二年頃の市場の景況推して知るべきのみ、時の監理は市場の繁榮を策する爲め、一定の時期を定めて郡廳上方の廣場に特別市を催ふし賭博を公開し、又萬人契(富籤の一種にして、一圓を以て一等五千圓を得たり)なるものを許可したりしかば、其の都度全道民の射倖心を刺激し、異常の雜沓を呈せり。風教上遺憾の點ありとして、此の擧は幾干も無く撤廢せられしと雖も、爲に木浦居留地外接區域の繁盛を致せしこと尠からざりしに似たり。

又、別に長浦某個人經營の魚市場、開港直後より港町無線電信の北方切通し附近に設けられしが、明治四十二年に於て二萬圓の水揚あり、爾來激増の趨勢を示せり。

六、商習慣

1、資金の前貸 内鮮人間に於て、商品豫約賣買の意味を以て、收穫物引當に資金の前貸を爲す方法行はれ、此の外、内鮮支人相互間に注文を發し商品を送付すること殆ど無かりしものゝ如し。交通、通信の機關備はらず、信用の發達

充分ならざりし當時に在りては、稀に地方在住内地人よりの通信注文に應ぜし外、已むを得ず現金を以て現物を受授するの手段に限局せられ、其の間僅かに前記生産物豫約賣買の目的を以て資金の前貸を爲せしに止まれり。2、信用取引、朝鮮人相互間に於ける取引は、總て現金にして、唯葉錢流通時代は、其の携帶に不便なりし關係上、葉錢手形なるものを使用したることありしが、葉錢の整理、新貨の流通と共に、此の制度は自然に消滅したり。内地人間に於ては、米穀、棉花等の輸出品は、總て現金取引なるも、輸入品は過半信用取引なり。殊に光州、榮山浦等の地方に積送する貨物は、通例、二月延にして、荷主は常に小賣商人に對し商品代の差引尻を残し、恰かも敷金を支拂ひつゝあるが如き狀を爲せり。而して這は獨り地方との關係に止まらず、居留地内或は其の附近に於ける商人と需用者間も亦同様なり。殊に支拂期日の如き、翌月五日、十日、十五日甚だしきは二十日、二十五日等區々にして容易に決濟を見る能はざるは一の宿弊なり。3、支拂延滞處置、鮮人間に於ては、概ね現金取引なるを以て、斯くの如き事項の發生すること少しと雖も、偶々信用取引の結果、義務不履行の場合あるときは、之を官衙に訴追すること稀に、多くは相當期間を猶豫して、漸次回収するの策に出でたり。内鮮人間には信用取引はれず、只收穫物引當に資金の前貸を爲せしこと既記の如し。此の場合、債務者にして義務を完了せざること多く、累積して遂に尠なからざる額に達せしものありと雖も、損失として放棄するを常とせり。内地人相互間に於ては信用取引盛に行はれし結果支拂の延滞亦多かりしと雖も、是れ亦法律の力を藉らず示談若くは債權者の讓歩に依りて落着せしが、併合前司法機關の整備は、或は訴訟によりて差押、競賣等の強制手段に出づるものを見るに至れり。4、商品の受渡、取引商品の受渡に當りては雙方立合の上、買方は荒塵を除き秤器若くは秤を提供し、賣方に異議無き時、右量器を以て計量す。牛皮、海藻、干鰯、棉花等は百ポンド（七十五斤）を七十一斤として計算し、四斤は砂塵等を見込みて入目と爲すの慣習なり。又米穀等の受授に當り、一俵毎に量定することは實際上煩に堪へざるを以て此の

場合は、廻し法と稱する方法に依りたり、即ち假に百俵を受授せむとするとき、内二俵に就きて秤を用ひ平均量を算出したる上百俵の受渡を了す。若し一方に於て不服あるときは、更に二俵を量り、三次にして止む。而して其の都度二俵、四俵、六俵の總平均を基準と爲すものなり。粃の受渡しに就ては屢々紛紜を生ぜしかば、明治四十年五月商業會議所に士商會社と協定して其の方法を改めたり。5、口錢、客主は客主口錢と稱して、鮮人より、周旋物品に對し士商會社の定めた一定率の口錢を、又居間、通辯の輩は内地人より、同じく商業會議所及士商會社の協定に成れる一定率の口錢を各取得したり。内地人たる仲立人も亦商業會議所の定むる一定の手數料を受け、買主の支拂ふべきものとせり。

七、度量衡

從來鮮人間に存在せし度量衡は、各種各様にして一洞里内すら一定せず。殆ど「タメシバカリ」に過ぎずと雖も、慣用の概況を述べれば、尺度の命位は尺、寸、分にして、普通用ふるものを針尺、又は布帛尺と稱し、鯨尺一尺三寸を以て一尺と爲す。絹物を度るには、針尺八寸を一尺とせり。木匠の用ふる尺度は、曲尺と均しく只八尺を一間と稱せり。柘目は同じく石、斗、升、合と稱すれども、量器の大小區々にして、三種中最も紊亂せるものなり。其の一升と云ふも、二升あり、一升二合あり、七合あり、四合あり、地主中小作米を收納するに當り特に自製の大型柘を使用するものありたり。

秤は斤、兩、錢、分を以て數へ、從來藥秤の外、秤器無し。地方に在りては、葉錢の重量を標準として其の百枚を百匁に當るとし、十六貫文を天秤に掛けて百斤の商品を計量したりと云ふ。

地積には統、負、束の命位ありしと雖も民間にては總て斗落を以てせり。一斗落は水田と畑とに依り、又地方に依りて各廣狭あり、木浦附近に於ては水田は百五十坪乃至二百坪、畑は百二十坪乃至百五十坪を通例とせり。

而して内地人の用ひたる度量衡は、當初より凡て内地製のものなり。統監府設置以後、内地法に則れる韓國度量衡法確立し、其の普及に努めたる結果、一般に其の利便なるを悟り、併合の頃には委託販賣業者の取扱數、内地人六分鮮人四分の割合に達したり。

第二 併合後現在に至る商況

明治四十二年以前に於ける商況中注意すべき事項は大略上述したる所の如し。然るに是等の狀況は、明治四十三年の併合に依りて猝かに顯著なる發展を遂ぐべき機運に際會したり、今少しく朝鮮全般につきて其の大體を回顧せむとす。警察權は委任充實の結果、治安保障せられて民衆漸く其の堵に安んじ、匪徒草賊の如きも横暴を逞ふする能はざるに至り、次で併合の決行は、一部民心に疑惑を懐かしめ多少の動搖を豫期せしに拘らず、聖明の威徳と警備の周到とは、新政の趣旨能く徹底し、恩賜金の配與其の他各種の仁政は、曩日の猜疑心を一掃し去り、新政に信賴するの傾向を生じたれば、於此従前、都市、開港地又は鐵道沿線に限り居住したる内地人も、更に邊陲の地方に移住し、進んで永久的に、各種の産業に従事するに至れり。其の進歩の如何に著しかりしかは併合年度の下半年徵稅額七百八十二萬圓を示して前年度同期に比し八十二萬圓を増し、貿易總額五千三百萬圓に達して是れ亦六百八十萬圓を増加せるに徴するも、以て大體を知るに足るべし。此の貿易の伸張及生産物の増加は、朝鮮の金融界をして漸次潤澤ならしめ、殊に併合後の靜穩と庶政の更新とは、民心を安定作興して、各種産業發展の氣運を助長し、在留内地人の側にありては移民の計畫、土地の賣買、其の他諸般事業に放資するの傾向顯はれ、一面鐵道、道路、港灣の擴張、國庫金受拂高の劇増、民間融通資金の膨脹等に因り、銀行券發行高の如き四十二年末に於て六百七十二萬圓を増して二千十六萬圓に達せり。幹線道路は四十三年度迄に完成を告げたるもの延長二百餘里に止まり、各道一部の交通を便ならしめたるに過ぎざりしかば、乃ち急施を要する樞要二十三線路五百

八十餘里を選び、明治四十四年度より爾後五ヶ年間に竣功せしめ、以來修築を繼續して、昭和二年度には一等道路四六〇里、二等道路一、二四一里を通じたり。又通信機關利用の程度を察するに、四十三年度下半年は前年同期に比し遽かに二百六十六萬通を増加して五千十三萬通となれり。朝鮮人の商工業は、従前概ね個人又は不完全なる組合組織に依りて經營せられしも、經濟界の發展に伴ひ、會社組織に依りて事業を企劃せむとする者漸増の徵あり、乃ち明治四十三年十二月會社令を公布して此の氣運を助長善導することゝなれり。此の他、教育、土木、殖林、鑛業等有らゆる方面に互りて改革の實舉り來れるを以て、彼の明治四十二年以前に於ける商勢及之に關聯する舊習の如き、忽ちにして面目を一新し去れること、今日上下の世相は直に以て其の最も雄辯なき説明者なりとすべし。

此の氛圍氣中に在りて、湖南の吞吐港たる使命を擔へる我が木浦發達の跡を照顧せんか、間行里程の制限に依る不得已商權の萎微、沈滞の如きは、全く一場の昔語りにして、當時本道内、在住内地人、漸く一萬有餘を數ふるに過ぎざりしもの、昭和三年に於ては三萬三千を突破し、都鄙、海島殆ど母國人の在住を見ざるなく、地味、風土の適順なる、營農者の定着他道に比を絶し、地勢の天恵ある、水産業者の出入亦各道に群を抜き、棉と米とに伴ふ工業、就中棉に在りては全鮮中追隨するものだに無し。

米は近數年、内地市場に酒米、鮭米として其の優良なる品質を認められ其の輸出量を倍加し、全南雄町は角セ米たる證印の外特に瓢印を以て顧客に見ゆるに至り、昭和四年初めて群山外一箇所と共に新設せられたる、木浦農業倉庫の調節機能發揮と相俟て、益々良好なる成績を擧ぐべく、棉は工場設備充實等の理由に依り大正三年以來悉く繰綿として移出せられ、取引高亦急増せり。最近全南海苔の眞價を認められ、内地商人の着目する所となりたる結果、地元にも大いに覺醒する所あり、官民相率ひて改良増殖に留意し、正に年産三百萬圓に達し、將來五百萬圓を突破せしめむ意氣込なり。斯

くの如く各種産業發達の間に介在する商業家の活動が前數者の夫れに後るゝこと無かりしは論を俟たざる所にして、併合の前年即ち明治四十二年末在留内地人約三千、朝鮮人（居留地外に）約七千、爾後凡二十年を経たる今日、即ち昭和五年末に於ては内地人約八千、朝鮮人約二萬七千の膨脹を告げ、是を職業別に見るときは商業其の隨一に居り、内地人三千三百、朝鮮人一萬二千五百を占む。貿易額は曩に三百七十八萬圓なりしもの今や六千五百五十萬圓に躍進し、其の内主要なる米は、八萬五千石七十二萬圓より、四十九萬石千五百五十萬圓に、繰綿は十五萬斤二十七萬圓より、八百九十萬斤三百九十萬圓に各異數の發達を遂げたり。従つて資金の流動全く日を同うして談るべからず、之を銀行諸手形に見る、曩に仕向高二百六十萬圓被仕向高二百萬圓なりしもの、今は前者六千五百萬圓後者二千八百萬圓、銀行貸出年末現在高は八十二萬圓より一千二百圓に突進せり。郵便爲替も亦五十一萬圓より二百七十萬圓に進み、通常郵便物は百六十萬圓より五百萬圓に、電信は八萬圓より二十三萬圓に増加したり。木浦商業界は斯く充實、發達し來れるを以て、其の取引の状態も亦大に進歩を認め、市外遠隔地との間に於ける、内鮮人相互間注文發受の如きは言ふに及ばず、今や朝鮮人の舊居留地内目抜の區域に進出する者漸く多きを加ふると共に、朝鮮商人自ら内地市場と直接取引を開始し、尙進んでは大阪、神戸等に出張所を設け常住仕入に任ずる者をさへ生ずるに至れり。

市場は朝鮮の各地方に於ける賣買取引場として、歴史的性質を有するものなるに拘らず、木浦に於ては遂に發達すること能はずして、新昌、南橋兩市場とも、大正十三、四年の頃遂に廢滅に歸したり。其の後竹洞三叉路等に於て自然的に市場類似の光景を現せしが、昭和四年公設市場の開設と共に一掃せられたり。府營公設市場は同年七月八日の開設にして、敷地凡そ一千坪、創設費用三萬五千圓を投じたるものなるが、開始後三ヶ月、同年九月の状況を見るに、場内に甲、乙二種各二十商店、屋外二百坪の坪賃を包含し、一日平均八百六十圓の賣上あり。附設青物市場は最初伊藤忠孝に委託經營せ

しめ同年十月合資會社木浦青物市場の創立と共に同社をして代行せしむることとなりしが、其の所在地積二五七坪、前者と共に豫想以上の好況を呈しつゝあり。明治四十三年株式會社に變更したる魚市場は變更前、年産二萬圓内外なりしが、現今二十八萬圓を算し、鹽乾魚に至つては年額七十萬圓に達すべしと稱せらる。大正十年認可を得たる木浦穀物現物市場は、現下直取引及延取引を行ひ年々數百萬圓の賣買を行ひつゝあり。此の外、市場の形式を備へざるも木浦海産物商組合（大正十一年以前は海藻水産組合と稱せり）の仲介に依る海藻取引は大正三年以來、又木浦棉花現物共同販賣所に於ける實棉の取引は大正十三年以來各繼續せらる。

仲介業者としての客主は、従前士商會社なる一團を爲せしが、大正九年十月木浦物産問屋組合なるものを組織し、穀物に就きては同市場に於て生産者の代辨と爲り、海藻其の他に就きては仲介と爲り、各取引上の便を圖ると共に、個々客主としても引き續き其の本領を失ふことなく今日に及び、居間、差人の如きは名稱に於て亡びたれども、其の實は同じく尙存せり。仲立人は穀物市場に内鮮人各二名ありて需給兩者間を斡旋す。

商業取引上、須臾も離るゝこと能はざるは度量衡にして、其の改善統一は極めて必要のことに屬す。光武九年（明治三十八年）初めて制定せられたる韓國度量衡法（布帛尺を除き現行のものと同じ）は、隆熙三年即ち明治四十二年九月全然日本帝國法に準據して根本的に改正せられ、其の製作、販賣共に之を政府の專屬として政府直接之に當り、地方には委託販賣者を設けて一般の購買に便せしめたり。然れども本法の施行に就ては半島の交通機關尙整備を缺き、新器の普及期し難き事情あるに鑑み、取引頻繁なる地方より、順次其の施行地域を指定擴張し、三ヶ年を以て之を全半島に擴充せむとせり。同年十一月先づ、京城外五十四府郡に施行したるを初めとし、南鮮六道は四十三年七月、早くも悉く全府郡の指定を了へたり。

此の制度は、總督府設置以後と雖も變更なく、現在府内に於ける委託販賣者内地人三名、昭和三年中に於ける賣捌高合計四千五百圓に達し、新法施行以來二十年、年々其の需用を遞増しつゝあり。

今日木浦特有の商習慣と認むべきものなく、米、棉、海産物等の賣買を目的とする資金の前貸は既に殆ど行はれず、之に反して内鮮人間の信用取引は大に其の程度を進め、今や内地人相互間に於けると區別を立て難きに至れり。商品受渡に際しても度量衡一定し、主なる貨物に對しては豫め當局の品質検査行はるゝを以て、一時の如き地方限りの仕來り乃至煩雜無く、極めて簡單に且つ近代的となれり。掛賣買其の他の集金は毎月五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日の六回にして、相互に頗る面倒なるを免れず、久しく其の改善につき有識者間に問題とせられつゝあるものなるが、這是開港當時、在留民稀少にして、何れも特別の親近關係を生じ、賣掛代金請求仕拂の如きも他人行儀なる能はざりし時代の餘弊にして、獨り我が木浦に止まらず、釜山、元山、鎮南浦、新義州、其の他大方は皆大同小異の習慣を存す。木浦に於て最も掛賣の多額に上るは、内地人側にて白米商、食料雜貨商、朝鮮人側にて布木商、白米商を擧ぐべく、前者は白米、雜貨共二〇パーセント、後者は布木類四〇パーセント、白米二〇パーセント見當なりと云はる。目下需給兩者の意嚮を確かめ、一般仕拂日の整理を行はんとする企圖あり、近く實現の期に到達すべし。

第一節 貿易

第一序 言

凡そ貿易の伸張は産業の發達に俟たざるべからず、而して事業家の活躍は特殊の場合を除き地の利を得て初めて遺憾なきを期すべし。地の利とは何ぞや、天恵の豊富、交通の備完、主として之に處る。顧ふに兩湖、嶺南は古來朝鮮の寶庫、

文化の淵藪として、常に半島の死命を左右する地位に在りしこと、恰かも支那に於ける中原の如く然り。百濟は湖西に據り、新羅は嶺南に蟠居し、高麗は榮山江邊に王霸の礎を築き、李朝亦全州より發祥すと號せる等、三韓以降、歴代諸豪の憑む所盡く全羅、慶尙、忠清三道の外に出でず。而して其の三道を憑む所以のもの、一に地方文化の發達、財力の充實、用ふべく取るべきもの有りて存せしに因らずんばあらざるなり。

今三道商圏の分野を顧みるに、大體に於て嶺南は之を釜山に託し、湖西は之を群山に割き、自ら樞機湖南の楔子を以て任じ、擒縱の利を擅にするもの之を我が木浦と爲す。尙少しく詳細に検討せむ。

全南、全北所謂湖南の兩道中、全羅北道は地形上群山に集中するを以て、眞に木浦の圏内に屬するは全羅南道にして、其の廣袤九百方里（内地の四國位）東西六十四里、南北八十四里に互り、内に一府、一島、二十一郡を包含せり。北方靈光郡及長城郡の一部は群山勢力交錯し、東方求禮、谷城、順天、麗水、高興、寶城には釜山の勢力逮び、殊に麗水港を門戸とする麗水、順天には、内地勢力の直接伸張するものあり、而して湖南沿線なる羅州、光州、潭陽及海島濟州には、京城、釜山、内地の各勢力及達するものありと雖も、麗水、順天、光陽、求禮の四郡百四十五方里を除くの外、悉く我木浦の商權下に在り。

本道總生産額表（昭和二年）

區別	金額	區別	金額
農産	一四九、九七五、四二五 ^円	工業	二九、六五一、五四四 ^円
林産	七、七八八、九〇九	鑛産	四九五、九二八
水産	二一、一〇五、八一	計	二〇九、〇一七、六一七
第四編 産業經濟	第一章 商業	第二節 貿易	五五七

本道生産重要品々目別表 (昭和二年)

品目	單位	生産額		主要産地
		數量	金額	
米	石	一、八四七、二八二	四九、八六六、六一四	羅州、光州、咸平
棉花	斤	五八、五三八、七〇七	八、七八〇、八〇六	羅州、務安、麗水、海南
繭類	石	六七、三七九	三、〇三二、〇五五	羅州、光州、長城、潭陽、咸平
畜類	頭	一、一七一、一六二	一、一七七、一六二	務安郡大臺耳島近海
石魚	貫	一、五一、〇八二	八、五七、一五六	靈光郡蛸島近海
鮭魚	貫	二、三六六、二〇三	八〇一、五四七	莞島郡青山島、麗水郡巨文島及濟州島西歸浦近海
鯖魚	貫	六、一五五、三八二	一、六二六、八〇八	莞島郡、濟州島及麗水郡近海
鯛魚	貫	九四三、四二五	一、〇八二、六四六	靈光、高興郡沿海
牡蠣	貫	二一六、二四四	二四〇、六四五	光陽、高興、靈巖各郡沿岸
太刀魚	貫	五、九五、六一六	三五七、〇九七	麗水、莞島、高興各郡近海
海苔	貫	一、二八九、四三五	三五、四九九	莞島、高興、光陽、長興各郡沿岸
海菜	貫	二、七五八、五三四	二、六六七、八九七	莞島、珍島、麗水各郡及濟州島沿岸
石菜	貫	八七一、九八〇	六四六、四五六	莞島郡及濟州島沿海
用材	尺	七一三、二四三	二九八、二一六	各 地
薪炭	貫	三八六、九四〇	九七五、〇六一	各 地
木材	貫	一〇四、一五四、三九二	一、四六五、九〇四	長城、順天、谷城、光陽、求禮、莞島各郡
竹材	貫	一、四一八、二〇〇	一八四、三六五	各 地
竹炭	貫	二二三、一二八	四九〇、八八一	光陽、寶城各郡
金	貫	三八七、三六八	一八四、九二五	

品目	單位	生産額		主要産地
		數量	金額	
高嶺土	噸	四、二二〇	二七、四七〇	珍島、海南各郡
砂	石	二〇七、六七九	二八、九三〇	光州、木浦、靈巖、羅州、麗水各郡
酒類	石	三、四二二、九三三	五、一九〇、四八六	木浦、光州、長興、求禮、谷城各府郡
肥料	貫		五九五、一三四	各 地
菓製	貫		二、一三八、三二七	同
布帛製	貫		三一、四〇三	同
植物脂	貫		九三九、五二八	木浦、濟州島
竹製	貫		八一四、五三八	光州、羅州、潭陽、靈巖各郡
金屬製	貫		五〇〇、四三〇	木浦、羅州、光州各府郡
窯業製	貫		五七〇、一八五	光州、長城各郡
木製	貫		四五六、九二五	各 地
莞蘭製	貫		一六一、八八四	羅州、咸平、寶城各郡
紙及紙製	貫		三一一、六三一	長城、谷城各郡
冠物	貫		三七一、〇七〇	濟州、潭陽各郡島
穀粉	貫		一、一五七、〇七九	各 地
麵子	貫		一、九四〇、一五〇	同
諸罐詰	貫	一六一、六二〇	四五五、八二二	濟州島、務安郡
生絲	貫	一七、一七六	一、四〇〇、五二〇	光州郡
玉絲	貫	一七、五六〇	八〇六、七四四	羅州、光州、海南各郡及松汀里

他道に異りて梅、椿、竹、杉、檜等蕃殖し得るが如く、氣候的に極めて天恵あり、産物亦然り。従つて人口二百十三萬を算し、其の密度は各道中の第二位を占め一方里につき内地の平均二、三二五人に比し二、三四八人、朝鮮の平均密度一、

二四九人に比較する時殆ど其の二倍に垂とせり。農産總額は一億五千萬圓にして全鮮の八分の一を占め、内、米は二百四十三萬石を産して朝鮮第一位、日本全國を通觀するも第三位、現在反當り一石一斗なれど近く二石に達すべし。棉は五千七百萬斤を以て日本第一位、目下の反當り百斤内外なれど、遠からず百五十斤以上となるべし。繭は四萬五千石にして朝鮮第二位、數年の後には十五萬石を算すべし。家畜は數に於て朝鮮第一たり。水産は朝鮮第二位、漁獲高一千二百萬圓、養殖製造高九百〇七萬圓、此の合計二千百餘萬圓にして全鮮の四分の一を占め、加之魚類は多種多様を極め海藻亦頗る豊富なり。海岸線の長さ（全鮮の三分の一）と島嶼の饒多なるとは、既に屢々云へる所の如く、藻類の附着蕃殖、及魚族の回游棲息に適し、漁撈に便なるを以て將來尙著しき發達を見るべきこと言を俟たず。殊に海苔は二萬町歩に互る養殖適地中、現在利用せらるゝもの未だ二千町歩に過ぎざる状態なり。林業は緯度の關係上樹種の變化に富み、生育も亦甚だ良好に、殊に竹林の如き、全鮮の三千町歩に對し今や其の七割、二千町歩に達せんとし、將來一萬町歩迄擴張し得べく實に本道の誇と爲す。林野の總面積は、九十萬町歩、而かも其の大部分は綠滴る林相を呈し、未立木地十三萬町歩なるも、内、人工に依らずんば樹林を爲す能はざるが如き禿山は僅かに一萬町歩を出でず。鑛業は現在光陽金鑛の採掘を見るのみ、年産五十萬圓に過ぎざるも、金、無煙炭、黑鉛、明礬石、高嶺土、硅砂、砂金等相當の埋藏量ありて之亦有望と目せらる。商工業方面は、工業を目的とする會社二十二、工場四百三十三、工産年額二千九百六十五萬圓にして、全鮮の約一割を占む。既記の如く諸原料豊かに、人口多く、氣候亦快適なるを以て、今後の發展眞に期すべきなり。

農 區 別	商 取 引 高	備 考	農 區 別	商 取 引 高	備 考
農 產	五二、〇九四、一一五		林 產	二、六〇五、七七四	

水 產	二二、〇〇五、七九四
工 產	一一、三三四、五〇七
日用雜貨	一五、五七九、三四三

其の他 二二、八四九、二三一
計 一二七、四六八、七六四

道内の主要商工業地と目せらるゝは木浦、光州、麗水、順天、羅州、榮山浦、松汀里、長興、筏橋、法聖浦、長城、潭陽、咸平、南平、濟州の諸地方にして、其の取引高（昭和二年）は、木浦五千三百餘萬圓、麗水千餘萬圓、光州九百餘萬圓、筏橋六百六十餘萬圓、榮山浦四百三十餘萬圓、順天三百七十餘萬圓、羅州三百四十餘萬圓、法聖浦二百四十餘萬圓等を主なるものとし、以下何れも百萬圓を超過す。只右の内光州及松汀里の二地は、近年次第に其の數字を低下し來れり。市場の數百二十二、穀物市場一、魚市場三、魚菜市場一を除き、餘は悉く普通市場にして、賣買年額千四百餘萬圓、農産品の六百二十餘萬圓、畜類の二百三十餘萬圓、水産品の百七十餘萬圓、織物の百三十餘萬圓等其の主要なるものなり。本道に存在する會社は、現に七種八十一社、内商業を目的とするもの二、工業を目的とするもの二十二、其の他五十七にして、公稱資本金二千二百五十九萬圓、拂込千二百七十萬圓、其の八、九割は内地人の經營に屬す。此の外、道外に本店を有し本道に支店を設くるもの十五あり。

工場は二十五種四百三十三、産額二千三百三十九萬圓、靱摺業の百七十八工場、資本金三百六十九萬圓、生産額千五百三十九萬餘圓を筆頭とし、繰棉業の二十工場、資本金四百餘萬圓、年生産二百二十餘萬圓之に次ぐ。將來工場工業又は家内工業として、益々發達を見るべしと豫想せらるゝは、精米、繰棉、製油、機織、靴下、竹細工、朝鮮紙、藁製品、莞爾製品、陶器、肥料、沃度、乾海苔、海蘿、寒天、罐詰、醸造等にして、夫等の年産を大別すれば左の如し。

本道工業産表 (昭和二年)

區別	價額	備考
酒類	五、三九一、三〇三	
織物	四、三四七、七一五	
水産食料品	二、二二八、一九八	
油脂類	一、九四〇、二〇九	
計	一三、九八四、〇四〇	
其他	二九、六五一、五四四	

尙序を以て前表の内容につき、主なるものを次に特筆列記せむ。

本道工業産品々目別表

品名	特徴	用途	原料	主要産地	年産額		産地小賣價格
					数量	價額	
苧布	體裁高尚強靱にして着心地よく且つ安價なり	夏季衣服蒲團地用	苧糸	長興、寶城、康津	七四、六〇	二四、五二	一反四圓内外
麻布	強靱にして安價平素着として頗るよし	夏季衣服地用	同右麻糸	和順、順天、寶城、求禮	二六、九一	五四、八三	一反二圓内外
綿布	安くして丈夫なる實用品	衣服地	同右又は紡績綿糸	高興、咸平、麗水、寶城、莞島、務安、海州、羅州	一、三三、三六	二、〇七、一七	一反一圓五十錢内外
絹布	優美	同前	純絹絲	木浦	六、九一	四九、五九	羽二重一反十五圓内外縮緬一反同
粗布	大巾木綿にして體裁よく用途頗る廣し	衣服地、敷布	紡績綿糸	光州、濟州、康津	七三、一四	五七、一六	一束(長四碼)十圓内外一打一圓五十錢乃至八圓位迄各種
靴下	品質頗る優良、美術的にして而も強靱	一般用	綿糸		二九、六二	六三、〇八	

品名	特徴	用途	原料	主要産地	数量	價額	産地小賣價格
櫛	梳心地よく且つ耐久力に富む	調髪用	苦竹	靈巖、潭陽	五、七二、〇四五	三九、三三	一個四錢乃至四十錢位迄各種
團扇及扇子	高尚優美、多分に朝鮮色を含む	家庭用	竹及良質朝鮮紙	潭陽、羅州	一、九三六、八四六	一〇三、三三	團扇一本二十錢内外、扇子一本五錢乃至二圓五十錢位迄各種
農笠、喪笠	本道のみ生産する特産品にして實用的價値多し	農家及一般用	苦竹	潭陽	九、七九	三五、三五	農笠一個二十錢乃至一圓位迄各種、喪笠一個十五錢内外
美草 蕙	室内の氣分を轉換するに妙	浴室等入口及浴室等の敷物	蕙草の葉	松汀里	一六〇、〇〇	二四、〇〇	一才(一尺平方)十八錢内外
蘭疊表及上敷	品質良好にして價格低廉	日本室及温突用	蘭草	榮山浦	二六、九五	二〇、八九	疊表一枚一圓内外
莞草 蓆	室内裝飾品	敷物	莞草	咸平、寶城、務安、長城	九六、四三	二一、〇五	一枚八十錢乃至三圓位
草履表	耐久力に富む實用品	下駄及麻裏表	蓆芯	後橋、順天	五〇、五〇	一六、六三	一足二十錢内外
刷子及毛判	純豚毛品質優良強靱	馬、靴、洋服等の手入、穀物及爪検査用	豚毛	光州	七七、〇〇	三、五〇	十錢乃至一圓五十錢位迄各種
蠟石細工	精巧優美	床置物、茶器、卷煙草入等	蠟石	右水營	八、九〇	九、二〇	一個二十錢乃至十圓位迄各種
貝釘	價格低廉、豐産	各種衣服用	蝶螺及鮑貝殼	濟州島	五七、八四	四、三三	一グロス八十錢内外
棉實油	品質純良、價格低廉	工業用、食用	棉實	木浦	八、八九	五六、五九	一升一圓内外
椿油	純椿を以て精製したるものなれば毛髪用として無上の品なり	頭髮用	椿實	濟州島、莞島	五〇〇	二五、〇〇	一升五圓内外
朝鮮紙	純楮皮品質良好強靱	一般家庭用	皮	長城、谷城	五、四三	二〇、三九	窓紙一塊六十圓内外
毛筆		同前		光州、谷城、求禮、順天、咸平、靈光	一五、五六	一〇、三四	白紙一塊三十圓内外

塗油紙	朝鮮紙を短き合せ充 分往油を塗り、乾燥 したる品にして色澤 美麗強靱無比	温突上張用	朝鮮紙、荳油	長城、谷城	八〇、三五枚	五、八四七	一枚五十錢以上三圓位 迄各種
乾海苔	色澤香味共に良好、 厚漉	卷壽司及副食 物用	紫菜	高興、長興、 光陽、麗水、 莞島、海南、 珍島、務安	二、八四三、七七 東	二、五五四、九五	一束(百枚)七十錢乃至 三圓位迄各種
鱈罐詰	天然産鱈を材料とす	酒肴及鰻井、 副食物用		夢灘	一四、六三四	五、六、三三	一罐三十錢内外
鱈罐詰	原料新鮮、美味	酒肴及副食物 用	蝶螺及鮑	濟州島	四〇、五八〇	一〇、五五七	一罐三十錢内外
乾蝦	品質良好、美味	同前	蝦	羅老島、蝟島	六、六六七	一九三、三三	一罐三十錢内外
鱈子	風味頗る妙	同前	菓又は鮫の卵	夢灘、靈巖	六、六六七	一九三、三三	一罐三十錢内外
鯛の花	原料新鮮、味佳良	酒肴節節代用	鯛	麗水	七〇	一、二一〇	鯛のカルスミ百匁二圓 内外、鮫同同一圓内外
鯛田	保存力に富む	佃煮辨當用	鮫	同前	七〇	六、〇八〇	百匁一圓内外
鯛の磯巻	味佳良、保存力に富 む	贈答用又は酒 席つくだし物	鯛、海苔	同前	一七六	一五、〇〇〇	百匁一圓内外
海月鹽漬	味軽く齒切良く酒肴 及副食物に適す	同前	海月	夢灘	一〇〇	二、一〇〇	百匁二圓五十錢内外
寒天	品質優良、各博覽會 に於て金牌受領	食用、工業用	石花菜	長城	二、〇〇〇	三、〇〇〇	細一斤二圓内外 角一本二錢内外
晒海蘿	品質優良價格低廉	織物の糊付及 洗濯用として 賞用せらる	眞海蘿、袋海 蘿、イギス等	麗水、木浦	二六、〇七五	四、三六五	百匁一圓内外
牛肉罐詰	原料新鮮、味佳良	酒肴及日常副 食物、旅行用	精肉	濟州島	六九、〇〇〇	二七、二六五	一罐二十五錢乃至六十 錢位迄
蜜蜂	不純物を混入せず	食用及薬用		濟州島	一九、七七八	一三、五〇九	一貫匁七圓内外

茶	香味佳良	一般用	茶生葉	光州、順天	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一斤四十錢より三圓五 十錢迄
若布	同前	同前		濟州島	六四六、五五九	二七五、七九	
椎茸	色澤良好味出し佳良	料理用		同前	一〇、七六〇	二五、六〇〇	一斤三圓五十錢内外
清酒	色澤良好、風味稔雅 香氣高し	一般用	優良米	木浦、光州、 羅州、靈巖	五、三三〇	四七、八四〇	一升一圓乃至一圓五十 錢内外
藥酒	同前	同前		同前	二、八三三	一九、一五〇	一升八十錢内外
燒酎	同前	同前	外碎米又は酒 粕	木浦、潭陽、 羅州、咸平、 靈光、濟州	六、三三四	五五、九四八	一升一圓内外
味淋	同前	同前		木浦、光州、 麗水、羅州、 長城	二、七三三	一五、五三三	一升七十錢内外
内地醬油	同前	料理用	小麥、大豆	木浦、光州、 長城	七、三三〇	一五、七九元	一本二十二錢内外
サイダー	芳香佳味	清涼飲料水		木浦、光州、 長城	七、三三〇	一五、七九元	一本二十二錢内外

以上述ぶる所は、云ふまでも無く輸出貿易の背景を爲すものなるが、之に對して輸移入品は、外國米、粟、小麥粉、
黍、豆糟、石炭、石油、綿糸、絹織物、毛織物、金巾及シーチング、燐寸、麥酒、砂糖、鐵電鍍板、機械類、木材等を其
の主なるものとせり。本道の貿易は、概ね木浦港に於て行はるゝも、各郡島に於ける物資異動調査の結果を見れば、輸移
出五一、八八〇、六七九圓、輸移入四五、〇七五、九二八圓、計九六、九三六、六〇七圓にして六、七百萬圓の輸移出超過を示
す。然れども大正の初頭八、九年頃までは、出入の差甚だしくして、大體出入に二倍するの有様なりしが、近時輸移入
量激増し、兩者殆ど相頡頏するに至れり。

港名	摘要	出	入	計
木浦	開港場	二一、一三二、七七二	一一、二三二、三四二	三二、三六五、一一四
第四編 産業經濟	第一章 商業			五六五
	第二節 貿易			

麗水	指定港	三、〇〇六、六四〇	四、九三六、五六〇	七、九四三、二〇〇
法聖浦	蝦、石首魚の漁港	一、四二〇、五八三	一、〇四一、九五二	二、四六二、五三三
筏橋浦	海産物集散港	二、一〇九、五五〇	三、五六六、〇五二	五、六七五、六〇二
山地浦	濟州島の關門	二七三、二五四	一、八五一、三五七	二、一二四、六一一
城西浦	指定港	一一四、六七三	二〇八、二七一	三二二、九四四
西歸浦	木浦釜山間航路に當る	一〇九、四二八	二四七、八七五	三五七、三〇三
楸子島	木浦、濟州間航路に當る	八二、〇八〇	五八、五二五	一四〇、六〇五
安島	鯖、鱈の漁港	三九六、四五六	一〇五、〇八八	五〇一、五四四
蜆島	石首魚の漁港	一、四二〇、五八三	一、〇五一、九五二	二、四七二、五三五
青山島	鯖の漁港	二四七、七六二	四二、五九五	二九〇、三五七

交通線は、海陸何れも木浦を中心として集注放散す。先づ水上より説かんか、昭和三年度木浦を経て仁川、釜山、内地各方面及大連、上海、南洋等の近海航路に就航せる會社は、大阪商船株式會社、朝鮮郵船株式會社、尼崎汽船株式會社、協同海運株式會社、日鮮海運株式會社、辰馬汽船株式會社の六會社にして、使用船舶一〇七隻、寄港度數八六六回。沿岸航路に就航せるもの、内、汽船は朝鮮郵船株式會社の二隻八回、發動機船は二十一線二十七隻、日發或は一日數回發着のもの多く、隔日或は三日目發のもの之に次げり。

陸上、湖南鐵道は、其の道内十三驛に於ける昭和二年の成績左の如し。

旅客	乗車	八五八、〇三八人	貨物	發送	一三〇、四〇一噸
旅客	降車	八五六、六九二人	貨物	到着	一三四、四二六噸

松汀里より分岐して光州、潭陽に通ずる光州線は、大正十一年十二月の開通にして、昭和三年一月國有と爲る。八驛を

有し各驛の成績次の如し。

旅客	乗車	四五九、九五九人	貨物	發送	二九、三四四噸
旅客	降車	四六一、六二〇人	貨物	到着	四六、一四二噸

光州線は現在の終點潭陽より更に延長して谷城、求禮に至らしめ、群山、全州、順天線と全北院村に於て連絡せしめらるゝ豫定なり。

右の外、私設南朝鮮鐵道株式會社線は、木浦の對岸龍塘より順天に至る八十四哩、順天より麗水に至る二十四哩、龍沼より榮山浦に至る二十四哩七、寶城より光州に至る三十五哩七、計百六十八哩四分に互つて敷設せらるべく、内第一期線麗水、順天、筏橋、寶城、和順、南平、光州間は昭和五年度開通の豫定なり。又松汀里驛より法聖浦に至る三十三哩を建設する爲め、全羅鐵道株式會社設立の計畫あり。尙別に私設の軌道として、湖南線鶴橋、咸平間三哩八分あり、大正十五年十一月の開業に係る。濟州循環軌道は延長百〇七哩一五、内濟州金寧間十四哩九分は昭和四年既に開通したり。

尙旅客自動車は道内各郡邑、津浦間連絡せざるなく、運轉區間凡そ百二十區、之れが經營者凡そ五十名、貨物自動車亦二十二の經營者に依り四十區間に運轉せられ、人肩馬背の併合當時に比し、實に四通八達と云ふを憚らず。

以上聊か木浦貿易の基調を爲すと考ふる道内産業状態の一般を概説したり。尙促進機關として同業組合、商業會議所、教育施設等存し、補助機關として金融、通信等の事項ありと雖も重複を避けて省略に附せり。

第二 沿革及び現況

開港の目的は、改めて論ずるまでもなく、主として開港所在の國と、修交列國間に於ける通商貿易の促進に在り。明治三十年十月一日開港以來、木浦發展の基幹を爲せしものは、一に貿易に在りと云ふも決して過褒に非ざるべし。試に明治

三十三年中、商業會議所（同年一月二十五日成立）が決議したる主要事項を擧ぐれば、1、韓錢貨物賣買管理規則、2、海外旅券に關する件、3、韓人夫紛議の件、4、海關倉庫及検査場建設要望の件、5、日韓人間米及粳受渡法の件、6、韓人に仕拂ふ海苔口錢を従價率と爲すの件、7、仲仕賃錢の件、8、韓錢受渡法の件、9、旣取締に關する件、10、韓錢貨物賣買仲立人紛議の件等あり、一として貿易關係事項に非ざる無く、爾後連年の協議事項亦大方之に類するものあるなり。更に翌三十四年十一月、仁川に其の第一回を開かれたる在韓國商業會議所聯合會の議題を見れば1、韓國渡航を自由ならしむること、2、日本郵船會社に於て定期航路を開くこと、3、政府保護の下に日韓間汽船運賃遞減のこと（以三十四年上）4、韓國農事改良のため優良種子を配付試作せしむること（以三十五年上）5、郵便電信の敏活と正確を期するため帝國公使を経て勸告すること、6、種子及蠶卵紙の輸入税廢止希望の件、7、條約上農具の字句解釋に關する件、8、土地收穫物の抵當權に關する件、9、農事試験場用地借入の件、10、産業經營費國庫補助希望の件、11、居留地及居留民制度に關する件、12、電線に關する件、13、小包郵便物關稅免除の件、14、外國旅券に關する件（以三十六年上）15、道路橋梁速成の件、16、棉花輸出税廢止の件、17、暴徒鎮定方を其の筋へ建議の件、18、目賀田財政顧問に感謝狀贈呈の件（以四十年上）19、除草及稻扱法の改良獎勵の件、20、韓國改良米を日本米穀取引所定期市場に出場せしむるやう請願すること、21、暴徒鎮壓方を請願すること、22、新地税法第一條實施延期方請願の件、23、貿易統計に關する事務を稅關支署に於て取扱はしむるやう建議の件（以四十二年上）等々是れ亦直接間接貿易の伸張に關せざるなく、以て其の如何を窺ふ可きなり。當初、民間の商業機關としては、韓國人側に商客主會あり、在留日本人側に木浦商話會ありて殆ど各民間を代表するの觀あり、問題發生の都度、其の交渉概ね兩機關に依りて折衝せられたりしなり。商話會は明治三十一年秋の組織に係り、日本人同業組合の鼻祖なるが、會員は輸出貿易に従事する者を網羅し、其の他趣旨に賛同する者の加入をも認め、會員相互、德義を守

り懇親を旨とし、實利を圖りて當港商業の發達を期するを目的とせり。蓋し商話會の設けらるゝに至れる當面の理由は、其の頃對韓國人取引に未だ一定の慣習成立せず、唯夫れ成り行きに放任せられて何等の秩序節制有る無く、輸出貿易業者一般の蒙る不利益鮮少なざりしかば、則ち之を統一して如上の弊を一掃せむとするに在りたり。依て會の成立と共に韓人問屋の委員と協定を遂げて、該問屋に支拂ふべき口錢率を定め、併せて米、粳、大豆類の受渡法をも協定せり。越えて三十三年商業會議所の創立を見るや、存續の要なきを以て直に之を解散し積立金全部を寄贈したり。商話會と殆ど同時に成立したるものに、輸入商の一團なる木浦雜貨商組合あり、略々前者と同一理由の下に生れたるものとす。輸出入貿易業者の同業組合が、積極的方針を執りて盛に活動したるは、明治三十四、五年より四十年前後までの間に於て、此の期間の初頭に於て、旣記雜貨商組合の外に、木浦輸出商及木浦粳摺業の兩組合起り、一種のトラストを實行して其の成績頗る良好なるものありしかば、三十六年九月兩組合以外、尙新に木浦穀物商組合組織せられ、同十一月雜貨商組合は木浦輸入商組合と改稱し、共に同一制度を執りて好結果を擧げたり。

今參考のため、開港直後に於ける貿易の趨勢を數字に依て示すべし。尤も併合以前の輸出入（外國貿易）には、勿論現今内地に對する移出入を含み、且つ明治年間を通じて沿岸貿易を包括す。

輸出入對照表

區別	明治三十一年		明治三十二年		明治三十三年	
	輸	出	輸	出	輸	出
計	五四六、八三三	八四六、九九三	七八八、七九六	九六七、一七二	一、二二四、三二〇	一、三三三、六六九
外國貿易	六四五、七八八	八四六、九九三	七八八、七九六	九六七、一七二	一、二二四、三二〇	一、三三三、六六九
沿岸貿易	一九二、六二一	六三五、七八九	六三五、七八九	六三五、七八九	六三五、七八九	六三五、七八九

取引地別輸出入對照表

區別	明治三十一年		明治三十二年		明治三十三年	
	入	出	入	出	入	出
對日本	二四五、八四八	一六二、四七五	五二二、〇一四	二二三、九五〇	六二六、三七七	三五七、八七四
對仁川	四〇八、三二三	一九二、七四七	七三五、九六一	一六三、七九六	九八四、二五一	三五六、四九七
對釜山	三二七、三七〇	一三四、六二三	一六三、七九六	一六一、二〇六	一七四、一七三	一七四、一七三
對群山	七二、九二六	三四二、四三二	三二五、〇〇二	七〇、一九二	五三〇、六七〇	一一三、四五八
對其他	三四二、四三二	四一五、三五八	三一九、五三八	三八九、七三〇	二七〇、〇八五	二七〇、〇八五
對沿岸	三三、三一二	六、二五八	一〇〇、九九四	八四、一〇二	一六〇、八一六	一六五、〇四〇
計	四一、五七〇	一八五、〇九六	三二五、八五六	三二五、八五六	三二五、八五六	三二五、八五六

明治三十年を除き、輸移出は幾分輸移入に超過し沿岸貿易は常に對外貿易を凌駕せり。之を取引地別に檢索せむか、對日本を首とし、對仁川、對釜山亞いで伯仲し、對群山其の他沿岸最後に殿す。其の間にありて明治三十一年は對釜山第一位を占め、通じて對日本は輸出額に於て優り、對釜山は輸入額に於て斷然他の追隨を許さず、以て商業貿易の大勢を下すべきなり。當時輸出品中重要地を占め或は又將來ありと認められたるものに米、大豆、小豆、牛皮、海草、棉花あり。輸入品に於ては金巾、紡績糸、綿織物、西洋手拭、天竺木綿、絹織物、金屬製品、石油、燐寸等ありたり。開港以來貿易推移の狀勢は別記累年表以下諸表に現はれたる所の如しと雖も、尙聊か解説を加ふれば、先づ對外と對沿岸とに就きては、大體に於ては沿岸貿易（大正元年以降調査を廢す）優勢を示せしも、時に對外貿易と其の位置を顛倒したることなきに非

ず。對外輸移出入の比例に就きては、開港當初の形を其の儘、終始出超を以て一貫し、只僅かに明治四十四年以降三ヶ年間入超の異例を存するのみ。而して對外貿易は日本々土を對象とするもの殆ど大部分にして、眞の外國貿易に至りては極めて少額に止まれり。貿易總額は、特別の事情ある場合を除き、年次増進の一路を辿り、日露戦後の明治三十九年までは、概ね百萬圓臺を上下し、爾後數年は二百萬圓を出入し、大正の初頭數ヶ年は四、五百萬圓の間に在り、大正七年一千萬圓臺を突破し、其の後數年二千萬圓臺を覗き、大正十四年遂に三千萬圓を超えて以て今日に及べり。

明治三十四年稻作旱害、境内缺食の虞ある理由を以て、一ヶ月後を期し暫らく米穀の輸出を禁止し及之れが輸入税を免除すべき勅令を發せられたる旨、七月二十五日附趙務安監理より木浦駐在森川領事宛照會あり。居留民殊に輸出貿易商は其の休戚に關するものとして甚だ衝動を感じ、各地と連絡して一意對策を回らす所ありしが、地元附近に於て旱害の實少かりし爲め、總額に於て僅かに低下を見たるのみ、對外貿易は却つて反動的に増進し、寧ろ翌年に其の影響を及ぼしたり。明治三十六年百三十餘萬圓を唱へ、開港十ヶ年間を通じて嶄然一頭地を抽でたる所以のものは實に米穀輸出の盛況に因るものにして、日露戦役の前後三ヶ年間は、沿岸貿易の盛況なりしに拘らず、對外貿易は再び八十萬圓臺に陥落せり。但し合計に於て大差なし。輸入品は既記の如く織物、鐵製品の類を主とするが故に、輸出額の減少に伴ふ購買力の減退は、常に輸入貿易額に現はるゝを通例とせり。明治四十年米穀豐作の結果として、輸出額は急激に三倍以上と爲り輸入額亦之に追隨せしかば、其の合計額は前年に倍加して尙餘りあり、木浦貿易史上に一時期を劃したり。明治四十三年韓國併合の結果は、遽かに各地方に於ける事業の勃興を來し、四十四年以降三ヶ年に互り、稀有なる輸入超過の珍現象を呈し、獨り輸入に於て膨大したるのみならず、總額に於ても亦著しき充實振りを示せり。大正元年度の入超には、勿論湖南鐵道材料の輸入を含む特殊の事情を無視する能はずと雖も、爾後の推移に徴して既に大勢の澎湃するを否むべからざるなり。其の後

歐洲大戰時、財界の好況に掉して、大正七年には遂に一千萬圓を突破し、翌八年には百尺竿頭更に數十歩を進めて二千萬圓を抜き、九年一般經濟界の恐慌來に一頓挫して千六百萬圓臺に下り、十年、十一年續いて悲況を辿りしも、十二年移入税一部撤廢の斷行等あり、再び擡頭して二千萬圓臺に復し、十三年三千萬圓臺に近づき、十四年遂に之を駕御するに至れり。昭和元年度は開港以來未曾有の殷盛を示して總額三千六百餘萬圓に達したるが、翌二年、三年米穀輸出の減退、相場の下落及小包郵便物の著しき入減等に依り頓に沈衰の狀を呈せり。而かも尙三千萬圓臺を維持しつつ、頽勢の挽回容易ならずと見えしに、昭和四年米、繰綿、棉實油等の出増顯著なるものあり、南朝鮮鐵道敷設工事の進捗に伴ふ各種材料品及農事改良低利資金融通方法の簡易化乃至一般施肥思想の普及發達に依る硫安其の他の肥料或は地方在米掠れに原因する代用内地米及外米等の入荷夥しく、之を前年に比して四百餘萬圓の激増を告げ、大正十五年の最高記録を破ること尙百餘萬圓、實に三千七百萬圓を唱ふるの旺盛振りを示し、財界不況の加重、金融梗塞、濱口内閣成立に伴ふ公私經濟緊縮の徹底等、幾多悲觀材料を以て充たされたる難局に際し、此の良好なる成績は人の寧ろ意外とせし所なり。敍上の沿革に省みる時、木浦港貿易の將來は誠に祝福せられたるものありと謂ひて可なるべし。

開港以來貿易累年表

年次	對外貿易		沿岸貿易	
	出	入	出	入
明治三〇年	七、三五六	七、三五二	二九、三五二	一四、六七
同三一年	二四六、〇一一	一四二、八八二	二四八、一〇三	三六、六二七
同三二年	四二二、八〇五	二四一、一八四	六五三、九九九	二六、四六五
同三三年	五七五、八二六	三二五、八二五	八九一、六五一	三九、六七四
			五七三、六七〇	三六、〇〇〇
				九六〇、六七〇

同三四年	七三三、五四八	二五七、五二二	九〇〇、〇六九	三七一、九二二
同三五年	七三一、八六八	二二二、一四一	九四四、〇〇九	八一七、三五九
同三六年	一、〇三〇、五四二	三二二、五六六	一、三四三、二二六	七九〇、五四九
同三七年	六六四、七四七	一〇一、四三三	八六六、一六九	一、〇七二、四一一
同三八年	四八〇、〇八九	三三、〇六〇	八〇〇、一四九	一、六七一、〇六一
同三九年	四二五、八八一	四一三、五八二	八三九、四六三	一、二七、八三九
同四〇年	一、三二一、三三三	六六八、二九九	一、九九九、六三二	二二二、七二五
同四一年	八六〇、七三三	六五九、一〇二	一、五九、八三四	二九二、七四六
同四二年	一、〇三三、一八六	七二四、四四〇	一、九二七、六二六	五三六、八四五
同四三年	一、三四四、六二五	九六三、八七七	二、二九八、五〇二	一、三二二、八二七
同四四年	一、一五一、九五八	一、四六〇、三九〇	二、六二二、三四八	一、六五三、一〇〇
同四五年	一、〇七五、一三二	二、三六一、一四三	三、二二二、二七四	二、〇三三、二七四
大正元年	一、九五三、五七八	二、八二二、五三三	四、七六六、一一〇	二、〇三三、二七四
同二年	二、四三九、〇二二	一、八七七、八五〇	四、三〇六、八六二	
同三年	二、九六七、八五五	一、五五九、三三四	四、五二六、〇八七	
同四年	三、〇九三、〇三五	一、八〇八、二六四	四、九〇一、二九九	
同五年	五、四九五、一五〇	三、二四四、〇八六	七、七三九、三三六	
同六年	七、一四四、四八九	三、二二七、二七九	一〇、三六一、七六八	
同七年	一六、四四七、二九五	四、七五六、二五四	二二、〇〇三、五四九	
同八年	一一、〇三三、八四九	四、四五二、二六七	一六、四八六、二二六	
同九年	九、八七〇、三五五	三、九二一、二九四	一三、七八一、五四九	
同一〇年	一一、〇一七、二九七	五、一七〇、二七三	一六、一八七、五七〇	
同一年	一五、五五〇、九八二	五、七二六、八四四	二二、二七七、八二六	

(以後調査を廢せり)

年	大正一三年	同 一四年	同 一五年	昭和元年	同 二年	同 三年	同 四年
移出	三〇、三五、二二三	三、六七、五九三	三、七九、四九五	二、一三、七七一	二、六三、四三七	三、八七、三二七	三、八七、三二七
移入	八、七六、九〇〇	二、八九、〇〇五	一、五九、四三三	一、三三、三三三	一、〇四、〇八四	一、四三、二六三	三、七〇、九二九
備考	二九、〇九二、二二三	三三、五七、五九六	三六、二八、九四七	三、三六、二四四	三、七三、九二一	三、〇四四、二七九	四五、四三、五三九

沿岸貿易狀況 (昭和三年)

種別	移出		移入		備考
	數量	價額	數量	價額	
米	三三、二六石	四、五、五〇〇	二五、八五石	六、九七、九五〇	長城、松汀里、羅州、光州
粃	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	五、六、六三	七、八三、三六八	榮山浦、靈巖、其の他
麥	六、〇〇〇	七三、〇〇〇	四、二〇四	五〇、四八	濟州、松汀里、平壤
粟	一三、六七八	二七三、五六〇	一、五〇〇	三〇、〇〇〇	仁川、濟州島
豆類	三六九	九、九〇〇	三六〇	七、五六〇	羅州、宣川、安東
實類	—	—	二七、九六二	五、三五九、三六〇	道内各郡沿岸
雜穀、種子	—	九、三五〇	—	一、〇、一七一	麗水、潭陽、麗水、海南
其他	—	—	—	八八四	珍島、麗水、榮山浦
計	—	—	—	二〇、三二、五四二	—

種別	移出		移入		備考
	數量	價額	數量	價額	
鮮魚	三〇〇、〇〇〇斤	六、〇〇〇	—	—	元山、釜山、濟州島、麗水、靑山島
明太魚	一三、五〇〇斤	四六、二〇〇	—	—	釜山、元山
乾魚	六八、四五〇斤	二七、五六〇	—	—	釜山、元山、統營、椒子島
食鹽	四、五三三斤	一、〇〇、四七四	—	—	鎮南浦
鹽魚	八九、八九九斤	七、五一一	—	—	元山、大邱、釜山、濟州島
干貝	—	—	—	—	所安島、濟州島
海草	—	—	—	—	大黑山島、椒子島、濟州島
海苔	一、二三三〇斤	三、〇八三	—	—	同前
計	—	—	—	—	—
林產物	—	—	—	—	新義州、安東
木材、板材	—	—	—	—	—
石油	—	—	—	—	草梁
石炭	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
清酒	—	—	—	—	—

第四編 産業經濟 第一章 商業 第二節 貿易

明治三十六年	一五三、一八七	三〇、〇七〇	一〇八	六、一〇五	四、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、五〇〇
同 三十七年	六五四、八六八	一六九、四一〇	二、六八八	三〇、七二〇	一〇、二四六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 三十八年	六二、三三九	三〇、九七九	二、五六六	五、五七四	三、二二九	一、八六七	一、八六七
同 三十九年	二六〇、一八八	一八七、七七二	六、二八五	二、五三七	二、八〇八	八四八、八九九	八四八、八九九
同 四〇年	六二、七〇三	一〇、六九七	一一	二、三八一	一、八六七	一、八六七	一、八六七
同 四一年	四〇、五〇八	六、七四一	二、三三三	一、三〇七	一、五九〇	七、五九〇	七、五九〇
同 四二年	一六五、四〇六	七五、八〇九	一、五七二	五、五〇七	一、五九〇	七、五九〇	七、五九〇
同 四三年	二二五、九八三	四、三三七	一、五七六	七、六九五	二、〇〇五	六三、三三五	六三、三三五
同 四四年	九六三、七四八	二九、九六六	三、五六四	三七、七七二	二、〇〇五	一、一七六	一、一七六
同 四五年	一四、〇五一	一六、七五八	四、四三五	一、二二二	二、二四四	二、〇〇六	二、〇〇六
同 四六年	六二、六八三(甲)	三、七二一	二、二八八	三、九四九	二、二四七	三、七三三	三、七三三
同 四七年	六三、六八三(乙)	一、一八三	二、二八八	三、九四九	二、二四七	三、七三三	三、七三三
同 四八年	三三、三六一	一、四六五	二、八三九	七、四〇二	七、四〇二	七、四〇二	七、四〇二
同 四九年	三九、八〇一	四、八〇七	三、三三九	七、四〇二	七、四〇二	七、四〇二	七、四〇二
同 五〇年	四、九七九	四、七九一	二、二七六	四、八五〇	二、四〇六	四、七七七	四、七七七
同 五一年	六六、九四九	四、九三三	一、〇六二	三、八四〇	四、七七七	四、七七七	四、七七七
同 五二年	七、七五八	五、五〇〇	四、六二七	六、九八〇	四、七七七	四、七七七	四、七七七
同 五三年	九、五五八	四、九三三	一、〇六二	三、八四〇	四、七七七	四、七七七	四、七七七
同 五四年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 五五年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 五六年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 五七年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 五八年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 五九年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇
同 六〇年	一、五八、二九二	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇	三、八四〇

同 七年	一、四、四〇〇	二、六、五〇五	九、五四九	五、一八九	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 八年	三、二四〇、九八八	一、九七六、七五八	三、八二五九	一、一九四	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 九年	二、六、七二九	四〇、一七〇	一、七六四	一、一五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一〇年	八、八八四、三五〇	四〇、一七〇	七、三五、二八九	一〇、九四五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一一年	一、六八、〇三五	三、七四七	七、九三六	六、五五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一二年	六、六六一、五五八	二、七七八、六七九	二、三三、八四九	六、五五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一三年	一、七七一、六八九	二、四、〇二二	二、三三、八四九	二、四七三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一四年	四、六九七、九三六	二、四、〇二二	二、三三、八四九	二、四七三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一五年	一、八七、一五二	五、七、五七三	五、九七、二二七	二、七、五三三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一六年	五、八八五、〇二七	三、〇、六五〇	五、四三、〇三三	六、八八五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一七年	三〇、四、九五八	八、八七、六九五	六、〇、六一	四、七五	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一八年	七、八八〇、五〇九	六、二、四四一、四五	二、九、五七八	二、九、二八	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 一十九年	三、九、二八七	九、四、一八九	五、五、六〇	一、二、一八	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十年	九、八八八、〇三九	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十一年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十二年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十三年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十四年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十五年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十六年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十七年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十八年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 二十九年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三十年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三一年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三二年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三三年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三四年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三五年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三六年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三七年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三八年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 三九年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四〇年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四一年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四二年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四三年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四四年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四五年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四六年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四七年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四八年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 四九年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇
同 五〇年	三、九、二八七	八、三〇八、七五〇	二、三、四、五四〇	五、六、六三	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇	一、〇、五〇〇

第三節 米

穀

本節に於ては主として朝鮮米及外米の取引につき沿革及現状を述べんと欲するも、其の取引たるや糶摺及精米と沿革を

均しくし取扱者亦同一人なるを通例とするが故に截然之を別叙し難き事情あり、次章工業中の當該項目につき参照せられんことを望む。木浦に於ける米穀の取引は開港と同時に起れりと雖も第一年は諸事草創に際し自然謂ふに足るもの無く第二年即ち明治三十一年に至り金融機關の開設と交通の便漸次加はれるとに依り、従前仁川又は釜山本店へ仕向けたる貿易商人の多數が期せずして沿岸貿易より海外貿易に轉向したる結果北清事變、韓國政府の輸出米禁止令等其の影響絶無に非ざりしも年次搬出高を増し、三十五年地方旱害の餘波、鮮内取引の盛なりし反動として海外輸出亦一時減少せしも同年稀有の豊作は内地相場的好況に煽られて翌年再び増進を示せり。然るに日露開戦を見るや初め疑懼の念濃厚、中頃地元における軍用米の供給、更に下ては内地に於ける輸入穀物戦時特別税實施、多島沿岸海賊横行等の諸影響を受けて甚だしく輸出の減退を來せり。但し以上輸出不振の數年は仁川、鎮南浦、元山乃至滿洲方面への輸送好況を告げたり。是等の特殊事情に基く貿易の不況は其の原因の除去せらるゝと共に四十年に至り却つて反撥的氣勢を現じ一躍空前の數字を掲げ爾來數年其の状態を持續せしが大正に入りて其の元年凶作、米食増加、金融梗塞等の諸因は突如輸出货量を激減して遽に前年の三分の一度に降下せしめたり。然れども幸にして此の變調は直に回復し得たるのみならず歐洲大戰時の好況に掉して更に又倍加し鮮米價値の内地市場に於ける認識の増進は大正の末年より昭和の初頭に掛けて益々顯著なる需要を喚起せり。

米穀輸移出高累年表

年別	米穀	米	穀	本浦港輸移出貿易高	全羅南道米産額
大正元年	二、三、三六一	三、九八、八〇一	四、〇七五、一三一	一、〇七五、一三一	一、一七一、七〇七
同二年	四二、二九七	六六九、九四九	一、九五三、五七八	一、九五三、五七八	一、三五五、二〇四
同三年	七二、八六六	九五五、六二八	二、四二九、〇一二	二、四二九、〇一二	一、五八七、二九四

年別	米	穀	本浦港輸移出貿易高	全羅南道米産額
同四年	一五八、二九二	一、五一〇、四九八	二、九六七、八五三	一、五五五、〇〇九
同五年	一一八、九一六	一、三六五、九二八	三、〇九三、〇三五	一、六二〇、四六五
同六年	一二二、八九七	一、九一二、四六八	五、四九五、一五〇	一、五八一、五八〇
同七年	一一四、四〇〇	三、二四〇、九八六	七、一四四、四八九	二、一〇五、一〇四
同八年	二一六、七一五	八、八八四、三五〇	一六、四四七、二九五	二、二一〇、三四二
同九年	一六八、〇二五	六、六六一、五五八	一二、〇三三、八四九	一、八七三、二〇七
同十年	一七八、六九九	四、六九七、六三八	九、八七四、三七七	二、〇九九、九一〇
同十一年	一八七、一五二	五、八八五、〇一七	一一、〇二七、三四九	二、二一〇、一六四
同十二年	三〇四、九五六	七、八〇〇、五〇九	一五、五五〇、九八二	二、二六九、四六〇
同十三年	三一九、二八七	九、八八八、〇三九	二〇、三五五、二二三	二、〇〇九、六八八
同十四年	三一八、六四〇	一一、二九五、七九〇	二一、六七六、五九四	二、二五二、一九三
同十五年	五一五、七二四	一七、八三三、三九八	二三、七六九、四九五	二、三〇一、九三〇
昭和元年	四九一、〇二一	一五、四五九、九七六	二一、一三二、七六七	二、四三〇、三四二
同二年	五三六、六八一	一四、八九五、一八三	二一、六九三、四三七	二、二八四、七四二
同三年	五六五、八〇三	一五、四〇八、一五七	二二、八七三、〇二七	一、八四七、二八二

賣買取引の手續習慣は今日に在て何等異とすべき無きも開港當時に溯れば統制なき其の取扱たる常に紛議の焦點と爲れるものなり。當時在住の日鮮人は開港直後各地より雪崩れ込みたる者なれば思ひ、自己の舊居住地たりし京城、仁川、元山、釜山等の各商習慣に依らむとし一時頗る混雜を極めたり。茲に於て各地の長短を取捨折衷し木浦地方の事情に照し新に木浦最善の特色ある商習慣を樹立せざるべからずとは此の頃に於ける日鮮人一般の痛感する所なりしと雖も未だ國際對峙の時代に在りては勢ひ自國民の利益を擁護せむとするに急にして爲に相互間意思の杆格を免るゝ能はず。明治三十一年木浦商話會、雜貨商組合等の成立を見るに至りたるは主として此の情勢に適應緩和せむが爲に外ならず、韓商亦同時に

問屋の一團なる商客主會を組織して對立し、是等の機關は依て以て兩者間各種の協議を遂げ、三十三年商話會解散、木浦日本人商業會議所設立後に至りて亦同じ。同年十月商客主會が籾の受渡につき商業會議所に發したる照會及之に對する善後措置は能く當時の取引状況を髣髴するものなるが曰く、

從來貴我商估間に籾の賣買を爲す時は總石數の内一割を減じ、其の殘石を純石數として代金の計算を爲し來れり。而して右一割の殘石は受渡に當りて計量の際籾に混入せる塵芥等の不純物を甚だしく煽揚せざる爲の趣旨に外ならず。然るに近來貴國商人中、右一割減を爲すが上に尙手籤、足踏等に依りて塵芥を除去すること激甚なるの弊害あり。是れ當初協約したる趣旨に反するものなれば貴會議所に於て相當之を矯正するの措置を執られたし云々。

會議所は屢々照會を重ねたる末、相互委員の會見に依り、賣買兩方面に存在する弊害を一掃せんとして新規に左の受渡法を定め、三十四年一月二日より實施したり。

籾受渡法 買方に於て豫め廻し俵を選定し、賣方は計量すべき席の一方に廻し俵を置き、籾を兩手に掬ひて向面に撒布し、受取方は其の撒布し來るに従つて革扇を入れ、尙終りに席の四方の塵芥及四隅を革扇にて打ち拂ひたるものを廻し俵に附し從來の一割減は之を廢す。

米受渡法 米を總量りにして受渡する際、賣方に於て俵は充分水平に据置くべく、若し其の水平、不水平に就て雙方に争を生じたる時は、買方は日本吠に改装したるものにつき再び日本式の廻し法によりて受取るを得べきこと。

右の方法は爾來日鮮人間取引の基準たりしのみならず日本人相互間に於ても亦同一に適用せられたり。而して米の總量りが必要とせしは次の事情ありて存せしに依る。即ち此の頃、地方の鮮人は籾の儘放賣するの外、別に朝鮮籾摺機に掛けたる玄米（一、二割の籾を混す）を市場に出すの習慣あり、之を普通の廻し法に依て受取るとは甚だ危険とせしが故な

り。但し日本式籾摺機の普及に従ひ其の能力に對抗するを得ず、鮮人の玄米は漸次減少して悉く籾と爲れり。時代の推移、事情の變遷は如上籾受渡法も亦再び改訂の必要に達し、明治四十年商業會議所は當業者に諮問の末、土商會社（商客主會の後身）と協議を遂げ新に次の受渡法を定め五月十三日實施せり。

籾受渡法

一、籾を德席（在來の廣き席）に移し革扇を以て荒塵を取ること。

二、計量は左の區別に依ること。

甲、普通籾（有芒種）は全石數の九掛を以て純石數と定め、純石數に對し代金を受授すること。

乙、倭籾（無芒種）は全石數の九・三掛を以て純石數と定め、純石數に對して代金を受授すること。

三、廻し俵より生じたる一斗以下の端俵は一升俵を用ひ、斗俵量りの斗量に比し高く盛ること。

四、倭籾と普通籾に非ざるものとの見解は、木浦日本人商業會議所、土商會社及各當業者に備へある見本に依りて定むること、但し見本は豫め木浦日本人商業會議所より配付す。

五、亂俵は區別して量り換を爲し受渡すること。

六、不正の籾を發見したるときは土商會社に通告し、買主、客主（鮮人間屋）、賣主立會の上之を精良にして受渡すること、此の場合に於ける經費は賣主の負擔たること。

受渡上の不正行爲は賣買兩者に均しく存し、原則は前記の如く確立すと雖も以て萬全を期し難かりしが故に別に細則を設けたり。又其の所謂「廻し法」なるものは日本在來の法を朝鮮に應用せるに止まり、其の方法に於て異色あるものに非ず、當港に於ては大體百俵中五俵位の標準を以て廻し俵を選出し之を計量して得たる一俵の平均量に總俵數を乗じたるも

のを純石數と爲し、當事者中不服ある場合は更に第二回の廻し俵を選出し、尙異議あるときは第三回まで之を重複したり。明治四十三年併合後は度量衡法勵行せられ量器に關する紛議の發生を封じたりと雖も爾前に在て最も苦情の起り易かりしは枘の問題なりしなり。會議所は此の弊を救済せむと欲して量器検査を行ひ而も尙目的を達せざるや自ら正規の枘を買ひ入れて之を各商店に貸附したることすらあり。

枘量建廻し法は斯くして久しく粃の受渡法に採用せられしが何分其の正確公平を期し難き憾ありしを以て明治四十三年以降自然此の法廢れて専ら斤量建に依るの習慣と爲れり。從て相場も亦以前の石建稱呼は何日か百斤建に改まり、風袋は朝鮮俵一個の平均量を十三封度と計算することゝしたる結果之を廻し法時代に比し甚だしく改善せられ市場の悶着殆ど其の跡を絶てり。然るに斤量建制度實施以來頗る乾燥不十分と爲り、包装の故意に十三封度を越ゆるもの多きを致せる等一時甚だ忌むべき現象を見たることありしが大正四年總督府令米穀検査規則公布以來漸次改善の實を擧げたり。

以上取引の消長を概説せり。云ふまでもなく全羅南道は榮山、蟾津二大江の流域にあり、古來米産額に於て朝鮮各道中其の右に出づるもの無く、本道主要産物中に在ても亦第一位を占むるは夙に世の公知するところ、而して我が木浦は榮山江の江口に臨み現今西南多島海に於ける隨一の吞吐港たり。榮山江の上流榮山浦は李朝當時久しく貢米收納上の要地として榮山倉の設あり、木浦の海上が物資集散の壇場たりしは由來決して遠からずとせず。況んや開港以來海外輸出の途開け穀物検査、品種栽培の改良等は朝鮮米に對する需用地の信用頗る増進し、啻に不當の品騰を蒙むること無きのみならず近時飯米、酒造米として特に其の優秀なる美質を認められ盛に内外需用者の歡迎を受くるに至れるをや。木浦米界の前途多幸なりと謂ふ可く、其の今日ある所以のものに當局不斷の指導、當業者不撓の努力に歸すべし。今、朝鮮米の品格如何を知らむが爲め其の等級と之が査定標準とを示せば左の如し。

1、玄米の等級と査定標準

等級	品質	乾燥	夾雜物	其他
特等	優良なるもの	十分なるもの	石、蝦米及異年度産米の混入なく赤米の混入一合に付五粒以内にして土、稗、靑米、死米、碎米其他の夾雜物(以下夾雜物と稱す)の混入百分の二以内のもの	
一等	特等に次ぐもの	特等に次ぐもの	蝦米及異年度産米の混入なく石の混入一合に付三十粒以内にして夾雜物の混入百分の三以内のもの	
二等	一等に次ぐもの	一等に次ぐもの	蝦米及異年度産米の混入一合に付八十粒以内にして石其他の夾雜物の混入百分の五以内のもの	
三等	二等に次ぐもの	二等に次ぐもの	蝦米及異年度産米の混入一合に付八十粒以内にして石其他の夾雜物の混入百分の六以内のもの	
四等	三等に次ぐもの	三等に次ぐもの	蝦米及異年度産米の混入一合に付八十粒以内にして石其他の夾雜物の混入百分の六以内のもの	
等外	四等に次ぐもの	四等に次ぐもの	異年度産米の混入なく碎米の混入一合に付三百粒以内にして石其他の夾雜物の混入百分の十二以内のもの	

2、白米の等級と査定標準

等級	品質	搗製	乾燥	夾雜物	其他
特等	優良なるもの	優良にして搗粉及糠の除去十分なるもの	十分なるもの	石の除去十分にして蝦米、稗、靃其の他の夾雜物の混入なく碎米の混入少なきもの	
一等	特等に次ぐもの	特等に次ぐもの	特等に次ぐもの	石の混入一合に付三粒以内にして蝦米の混入なく稗、靃其の他の夾雜物の除去十分にして碎米の混入少なきもの	
二等	一等に次ぐもの	一等に次ぐもの	一等に次ぐもの	石の混入一合に付七粒以内にして蝦米、稗、靃其の他の夾雜物の除去十分にして碎米の混入少なきもの	
等外	二等に次ぐもの	二等に次ぐもの	二等に次ぐもの	石、稗、靃其の他の夾雜物の混入少なきもの	

貯藏、取引、輸送等に密接の關係を有する包装は生産地及其の附近にて消費せらるるものを除き商品として他道に搬出され、或は輸移出せらるるものは夙に米穀検査規則に依りて一定し玄米、白米共に呷入を以て通則とす。玄米用の包装は構造完全にして一枚の重量六百匁以上、容量四斗なるを要す。之が掛繩は一尋十一匁以上の擦繩二筋を用ひ、横繩を四

箇所として縦繩は兩端の横繩に本掛とする規定なり。又白米は叭入乃至布袋入とし叭入は其の包装玄米に準じ、布袋入は一袋につき三十キログラム又は十五キログラム入とし、構造強靱にして一枚の重量三十五匁以上なるを要す。横繩二箇所、縦繩一箇所とし、縦繩は横繩に本掛とするを原則とす。

今日に於ては右の如く其の包装完全にして之に原因する問題を掃蕩せしと雖も開港當初を顧みる時其處に各種の弊害を存したり。未だ荷造法の規定無く、叭の如きは概ね帆船便に依り下關、伊豫、廣島、大阪地方の原産地より輸入せられ其の品質一定せず、甚だしきに至りては「色着き」と稱し水氣のため變色せし極めて粗悪なるものを輸入することすらありたり。木浦商人亦費用の關係上甘んじて是等不良品を使用する一方、運賃を割安ならしむる爲め五斗入叭に五斗三升位迄詰め込む者あり甚だ統一せず。其の結果需用地に到着後常に尠からざる不利益を蒙りたるのみならず積入或は陸揚中、内容の漏出夥しく荷受主と汽船會社との間に損害賠償の交渉常に絶ゆることなかりしかば汽船會社側は協議の上、五分減無辨償を標榜し荷受主と荷受主の要求を斷乎として反撥するに至れり。此の結果は五斗入一叭につき二升五合の不足は縦令輸送中竊取せらるゝことありとも荷主に於て抗議の餘地なく毎に多大の損害を蒙りつゝありしなり。這は單り我が木浦のみに止まらず當時朝鮮各地を通じての現象にして要するに荷造不良の罪に坐す。茲に於て荷造の改良は喫緊の問題として論議せられ、大阪に於ける朝鮮貿易商組合を初め、朝鮮各開港地に於て研究せられたる結果釜山は明治三十五年三月、元山は同年四月、何れも領事館令を以て輸出穀物荷造改良規則を制定し、繩叭の重量品質に標準を置き、其の他商業會議所をして輸出繩叭の検査を行はしめ、仁川亦之と前後して繩叭改良組合を設け一定の良品を輸入する等荷造改良の問題は朝鮮各地に競ひ起れり。木浦に於ては商業會議所に於て改良方法講究中、偶々在大阪朝鮮貿易商組合に諮問し、同年十二月輸出穀物荷造規則を決議し領事の認可を得て翌三十六年一月一日より實施せり、其の規則の骨子次の如し。

- 1、輸出穀物の包装に使用する繩叭は會議所の検査に合格したるものに非ざれば之を使用し若くは賣買すべからざること。
 - 2、繩は十尋につき重量百十五匁を下らざる良質のもの、叭は一枚七百匁を下らざる良質のものを以て合格とすること。
 - 3、叭を用ひて穀物を包装するときは縦繩四箇所、横繩二箇所と定め、一個の定量は五斗として實際の容量一升以上を過不足すべからざること。
 - 4、當港に輸入せし繩叭は検査員に於て検査を爲し、合格と認むるものには合字印を押捺し、不合格と認むるものには不字印を押捺すること。
 - 5、繩叭の重量に關し、不良の手段を用ひたる形跡あるときは、重量如何に拘らず之を不合格と認むるを得ること。
 - 6、既に検査に合格せし繩叭と雖も其の後品質に異狀を生じ、若くは其の他の事故に依り必要と認めたるときは其の検査を取消す場合あること。
 - 7、検査料は繩一束及叭一枚に付各金一厘たること。
 - 8、検査に不合格の繩叭は検査を受けたる翌日より九十日以内に他へ積出すこと。
- 但し右規則に基く検査の方法は叭三十枚造り一個、繩百五十束造一個を荷造りの儘、解装することなく單に規定の重量に依り之を検査するに過ぎざりしかば、各地の生産者中には主として其の重量検査に合格せしむべく、不良品は之を内部に潜め、外側を精良品にて蔽ひ、且つ徒らに耳薬を長くして其の量目を保たしめ、甚だしきは故らに水を吹き掛け若くは乾燥不十分のまゝ荷造を爲す等種々の奸惡手段を弄する者あるを發見せり。即ち前記の検査にては到底改善の實績を期する能はざるに依り、當業者の建議に基き明治三十六年六月以後、荷造を全然解装して一枚毎に検査を行ふと同時に、從來

の手数料一枚一厘を三厘に引き上げたり。當時某商店に着荷したる兵庫吹四千五百枚を検査せしに合格品は一千五百二十八枚、不合格品二千九百七十二枚、即ち僅かに三十パーセントの合格品ありたるのみ、而して其の検査に要したる人員三名、日數二日、經費約十二圓を計上したり。斯は多數中の一例に過ぎざるも、手數と費用の點に於て甚だ遺憾なきを得ず。商界の閑散季は尙忍ぶべきも、秋季春季の出穀期に於てや爲に多大の澁滞を來し賣買市場に及ぼす所の餘波由々數もあるべし。乃ち穀物商組合、輸出商組合及糶摺業組合等各關係方面の同意を経たる後遂に該方法を根柢より改造し、領事の認可を経て三十七年十一月一日より之を實施することゝなれり。其の要領次の如し。

- 1、繩吹の品質及荷造方法は從來の規定と異らず。
- 2、從來の検査法を廢し、商業會議所附屬として繩吹事務所を置き、該事務所にては供給準備として自ら繩吹の輸入を爲すの外、他人の輸入する繩吹を買受け若くは委託販賣を引受くること。
- 3、當港商人の使用する繩吹は、繩吹事務所の供給品以外一切使用すべからざること。
- 4、繩吹事務所に商議委員及監督委員を置き事務所自ら規定に合格せざるものを輸入せざるは勿論他人の輸入品にして不合格と認めたるものは買受又は委託販賣の引受を拒絶すること。
- 5、若し萬一不合格品を生ずる時は不字印を押捺し之を穀物意外の用途に供給すること。
- 6、繩吹輸入者にして其の輸入せし吹を積戻し又は他港に之を移送するときは、其の陸揚期間之を繩吹事務所に保管し、嚴重に取締りて不良品の散布を防止すること。

蓋し此の方法は新機軸にして朝鮮各港中他に其の比類を見ず木浦獨創の良法たり。會議所は最初繩吹事務所の事務一切を木浦穀物商組合に委任し、同組合は之に依り多少の利益を擧げつゝありしが、其の後組合の解散と共に會議所の直營と爲り、明治四十二年八月規則に若干の變更を加へ、同時に繩吹販賣所と改稱せり。大正四年全羅南道穀物検査所の木浦に設置せらるるや、同七年十一月以來は道令第六號繩吹検査規則に基き吹の搬出検査を、同十四年八月其の生産検査を各開始し以て今日に及べり。

木浦回着米の六割は雄町種及穀良都種なるが此の兩種は全羅南道産米の約八割を占め酒造用米として内地醸造家の間に最も歡迎せらるゝを以て將來の取引上特に注目せらるゝ所のものとす。雄町種は大正八年農商務省農事試験場畿内支場より原種を齎らし奨勵の結果普及を見るに至れるものにして湖南地方の氣候風土に最適し他品種に比し其の普及成績著しく良好なり。從來酒造用米として専ら灘方面其他關西地方に移出せられ來りしが近時は等内地醸造實際家の間に眞價を認められしのみならず、昭和二年大藏省醸造試験所に於て木浦産雄町と内地産優良米との比較醸造試験の結果、醸成後第一回火入れに至る迄の成績は試験品十四種の内實に第一位を占め、定評ある備前雄町より寧ろ優越せりと云ふ。同年度中酒造用米として輸出せられたる約五萬石を仕向地方別に掲記すれば次の如し。

酒造米移出表 (昭和二年)

神戸	三萬石	東京	一萬石	京都	三千石
小樽	三千石	舞鶴	二千四百石	新舞鶴	五百石
境	四百石	長野	百五十石	兵庫	百石

米穀仕向地別四ヶ年表 (大正十四—昭和三年)

仕向地	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年
大 阪	二三〇、四三九石	一七七、六五一石	一九六、五五三石	一六三、九六五石

神名	二〇二、〇二二	二二二、六一〇	二三五、八五〇
横屋	一四、四六三	一一、六四二	一四、九五〇
東濱	七、五二一	五、六〇〇	一〇、八八八
下京	三二、一四七	四七、三三二	二六、一〇二
兵庫	二九	一〇〇	三
京	二〇一	一三九	六九三
堺	六、八五〇	三、二三四	二、六九九
宇治	一、四〇〇	一、〇三九	六九三
清田	一九八	三、九五四	二二〇
稻山	二、二三一	九八	一一〇
高松	七、一八〇	四	五、七四九
須賀	二〇〇	五、九九一	一一〇
八幡	七〇〇	一、二三〇	五、七四九
徳島	三、一一七	六〇〇	一一〇
小川	一八一	八一八	一、五九二
高湯	二四三	三〇〇	一一五
丸龜	一六〇	二七二	二〇四
日和歌	四三〇	九七	四

三田	三二〇	二、四三二	一四〇
舞鶴	四、四三六	九四八	二二〇
新宮	三、二四〇	五三六	一〇〇
八宮	四〇	九四八	二二〇
綾部	一四四	五三六	一〇〇
福山	六四	九四八	二二〇
廣島	九九	五三六	一〇〇
宇野	一二八	九四八	二二〇
尾糸	六四	五三六	一〇〇
糸島	九九	九四八	二二〇
牛久	一一二	五三六	一〇〇
伏木	五二七	九四八	二二〇
大金	一〇〇	五三六	一〇〇
大津	一六六	九四八	二二〇
下井	六四	五三六	一〇〇
篠井	一六四	九四八	二二〇
小樽	一〇四	五三六	一〇〇
函館	一九六	九四八	二二〇
旭川	一八八	五三六	一〇〇
長門	一三二	九四八	二二〇

第四編 産業經濟

第一章 商業

第三節 米穀

香	西	鹿	博	境	西	宇	坂	吉	其	合
西	島	島	多	寺	和	島	出	浦	の	計
二〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	五三六、六八一
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	四九一、〇二一
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	五一五、七二四
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	七、三二一
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四〇、四一三
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	三一八、六四〇

府内米穀業者は左の如くにして、大正十一年小賣業計十六名が翌十二年殆ど倍加して三十名となりたる以来、輸移出、小賣共に著しき増減なし。(昭和四年末)

種	種	種	種	種	種
別	別	別	別	別	別
輸移出業	小賣業	合	朝鮮人	輸移出業	小賣業
七名	一六名	二三名	一名	一名	二〇名
七名	一六名	二三名	一名	一名	二〇名
七名	一六名	二三名	一名	一名	二〇名

外米の木浦に入れるは此處七、八年來のことにして大正の末年迄は餘り其の輸入を見ざりしものなり。然るに朝鮮米の内地移出、比年累増して現在總額六百萬石に達せむとし、殊に近數年其の品質良好にして決して内地米に劣らず、寧ろ内地優良種と比肩して或は凌駕するものあること明瞭と爲るや、東京、大阪其の他の大市場に於て猝かに需要を増加し、價格亦之に隨伴せしかば生産者争ふて放賣し遂に地元品拂底の現象を呈するに至れり。而も湖南地方は古くより豊富なる天産に慣れ、決して北鮮疲瘠の地方に於ける住民の比に非ずして、日常米食を採る者甚だ多きが故に、産米の無制限搬出は直に以て食糧の缺乏を來し、之れが補填策として、茲に低廉なる外米輸入の必要を生じたり。

大正十四年頃蘭貢、西貢、シヤム等其の原産地より直接取引の途開かれて以來、輸送並に貯藏法につき種々工夫を加へられたる上、需用の増加が常に新米を食膳に上し得るに至りし結果、食味亦佳良なるを致し稍々其の眞價を發揮し來りたるも、爾前に在りては取引の拙劣もあり、當業者さへ外米と云へば悉く碎米にして本來完全なる粒形を備へざるものと心得、一向恠しまざるが如き有様にて、要するに最下等品を取扱ひ居たる次第なり。依て舌當りの不良なるは勿論、特に夏季以後の不快なる臭氣は、久しき貯藏に依りて益々其の缺點を増大し、外米といへば不得已場合を除き、從來一般に餘り歓迎せられざりしものなり。

府内に於ける取扱者は、寶町近清商店、榮町森酒井商店等を主なるものとし、前者は年額凡そ十五萬袋(七斗入二二四封度)後者は五萬袋を輸入し、内、一割は市中に於て、其餘は奥地及島嶼に於て消化せらる。壽町朝日精米所は大阪に於ける日本棉花株式會社との特殊なる關係に由り、同社の蘭貢支店及西貢出張所より直接五萬袋(五千噸)を輸入し、市内小賣業者に賣却す。蘭貢米は一袋の内容一六八斤、西貢米は一六四斤を標準とせり。

粟は總て滿洲より輸送せられ、府内搬入高五、六萬石に上る。同じく前記諸商店の主として取扱ふところとす。支那に對しては嘗て朝鮮米輸出の時代有りしに拘らず、近時朝鮮移住民の滿洲に於ける米作進展の結果、反對に粟と共に多少の支那米を輸入するに至れり。

滿洲粟及米は原産地に於ける支那官憲の検査行はれざるに依り、船車積出の際我が出先當局に於て鑑別統制を圖り、所謂外米(支那米を除く)は産地に於ける公定検査を以て最後とするの條件に依り取引せられつゝあり。二十パーセント迄の碎米含有は規則上之を許容せざるべからざるも、事實は往々四、五十パーセントに及ぶと認めらるゝものなしとせず。相場はシヤム米を良品とし西貢、蘭貢、之に亞ぐ。シヤム米の百斤九圓四、五十錢なるとき、他は九圓前後にして、朝鮮

米との比較は、中白米より一升につき四錢安、普通白米より六錢安を通常とせり。特上品は歐洲向として東洋市場には顯はれず、百斤につき一圓内外の高値を保つと云ふ。

第四節 棉花

現今府内に於て棉花の取引を行ふ者は、概ね同時に工場を有する繰棉業者なるが、其の往時に在りては必ずしも然らざりしなり。按ずるに我が朝鮮は、北鮮國境地帯を除くの外、各道棉花を産せざるなく、全羅南道は就中其の特産地として古來其の名喧傳す。而して今日の所謂繰棉事業未だ起らざりし以前に於て、農村の生産物が如何に處理せられしかと云へば一部原棉のまま、他道に供給せられしものゝ外、大方は幼稚なる家庭工業に依りて木綿織と化し、咸鏡道及京城方面へ輸送せられ居たり。爲に需用地の商人は、年々當地方に入り込みて買収を遂げ、陸路又は海路道外に搬出するを例とし其の額、十數萬圓乃至百萬圓に達すと稱せられ、税關を経て海路運漕せられしものゝみにつきて見るも、明治三十一、二年各十萬餘圓、三十三、四年各二十萬圓内外に達し、爾後斯業の發達につれて激増したり。而して當時日本内地に於ける原棉相場と、木浦に於ける葉錢相場及全南に於ける木綿相場との相關關係は、未だ之を外國貿易品化するに至らざりしが、明治三十四年秋收期、初めて大阪市場に見ゆるの端緒を開けり。其の主なる理由は一、全南棉の豊作、二、忠清以北の旱害、購買力減退に基く全南棉花相場の低落、三、韓錢相場の下落等を數へ得べし。此の謂はゞ一時的現象に立脚したる朝鮮原棉の内地輸出が、將來果して永續すべきや否や當時に於て疑問とせらるゝ所なりしが、在住内地商人の増加に伴ひ、商圏の擴張せられたると、内地製綿絲布の精巧にして格安なるとは、漸次粗製在來品の顧客を奪ひ、爾來全南棉は全南に於て其の必要度を激減せしかば、曩の疑問は一片の疑問として葬り去られ、従つて棉花の日本輸出は依然繼續せられたるのみならず、比年其の量を遞加し、反對に木浦棉の韓國內消費額は明治三十七年五十萬圓より、四十年四萬圓、四十一年七萬圓、四十二年三萬圓と次第に減少したり。

木浦棉の内地市場に輸送されしは、前記の如く明治三十四年以來のことなるが、當時大阪當業者と之が取引を開始せしものは森田、山本、西村等數名にして、謂ふまでもなく在來種の實棉に外ならず。其の後歲次を重ねて棉業の前途有望なること廣く認識せらるゝや、棉花の取引を業とする者次第に増加せしが明治三十九年以後、韓國政府の補助金を以て棉花栽培協會が、税關用地内に繰棉工場を設置したるを初とし、大阪に本店を置ける韓國棉業株式會社の木浦支店（南海岸）及天平商會（後の天平棉業株式會社）（曙町）等相次で設立せられ、殊に陸地棉は當局の方針に依て全然韓國棉業會社の獨占に屬し、在來棉と雖も上記各會社の巨手に壓せられて個々の買収者は空しく袖手傍觀せざるべからざる窮境に陥れり。個人買収者は運動の結果漸く賣買の自由を認められたるも未だ以て満足すべき状態に至らず、後に記述するが如き諸種の問題を經て遂に同業相謀り、大正二年柳町に木浦棉業株式會社を設立し、爾來韓國、天平、木浦の三社相並んで生産物買収の特權を獲得したり。然るに此の競り合ひ状態は、各社の何れも不利とする經營法なりしが故に、大正七年茲に三者を合併して、現今の朝鮮棉花株式會社を設立し、再び各個單獨買収人活躍の舊態を現するに至れり。

先是、去る明治三十七年初めて高下島に試作したる米國種陸地棉は、其の栽培の成績頗る良好なること一般に知悉せられたれば、當局の勸奨と相俟つて漸次普及し、十年を経て大正年代に入れる頃、既に相當量の出廻を見るに至れるが陸地棉は採種の必要上、韓國棉業株式會社に限り買収を特許し來れり。然るに其の後陸地棉の増加に反比例して在來種減少せるの結果、此の制度は一般當業者の利害に關すること尋常ならず、問題漸く熾烈となりしため、大正元年秋、當局は遂に自由賣買差支なき旨を言明するに至れり（在來種賣買は最初より制限なし）。之れに由て棉花市場は自然活氣を呈せしと雖

も、端なく一部少数の仲買人中、故らに四、五分乃至一、二割の在來棉を混入して陸地棉の名目の下に不當利得を圖れる者出現し、茲に所謂混棉問題なるものを惹起し當局、當業者間に異常の衝動を與へたり。圃場に於ける種の純一を維持し、市場に於ける品質の統一向上を企圖せむとする當局の棉業政策も、實際大阪紡績工場に於ける技術的混棉作業に口を藉りて多少の奸惡手段を自己辯護するの輩絶えざりし結果、之が防止策につきては可成り研究せられたり。其の水分、夾雜物等につきては明治三十七年以來、商業會議所の棉花検査規則に依り、不良品を淘汰し來りたるも、新なる混棉問題につきては四圍の狀勢、生温き方法を以てしては到底矯正し難きを察し、急遽同年即ち大正元年十一月本道當局は道令を以て棉花取締規則を制定公布したり。爾來棉花買收人たる者は届け出を要し、規則に觸るゝ者は百圓以下の罰金又は拘留、科料に依り嚴重取締らるゝことゝなれり。然り而して其の結果は榮山浦其の他に多量の停滯棉花を生じ、延いて金融の逼塞を來す等、假令一時的なりとするも關係者に恐慌を感ぜしめたるのみならず、混棉は前年度當局配付の種子に其の原因ありしを、各地の市場に於て發見し、其の責任を詰問する者あるに至れる等、輿論大に沸騰したり。依て當局は各郡に棉作組合及共同販賣所を設けしめ、同所より仲買人を經ずして繰棉工場所有者に限り直接賣渡さしむる代り、標準相場を示して購買せしむる等種々改善する所あり、府内七十餘人の仲買業者は勢の趨くところ、旬日の間に既記木浦棉業株式會社を創設し大正二年十二月一日開業するに至れるものとす。

斯くの如く棉花取引開始以來、其の買收者は會社以外、個人を以て繰棉を試むる者絶無なりしが大正十二、二年好況時代に於て二、三繰棉工場を設くる者あるや、爾後之に倣ふ者續出し、最近市内のみにて三十箇所を算するに至れり。年々の生産高は工業章に掲げたる累年輸移出額表に讓るも、昭和三年度には實棉三十萬斤の回着を見たり。賣買値段は一に米國相場に依りて左右せられ、大正十三年高値を呼びたる頃は實棉百斤四十圓を唱へたることあり、昭和二年に於ては

十四、五圓、累年通計して標準價格は二十圓前後なるべし。在來棉は使途に應じて特長あり、産額亦多からざる關係上、今日陸地棉に比し甚だしき逕庭無く、凡そ其の八掛見當なり。

買收人たる許可を受くる者は年に依りて一定せず。以前百數十名に達したることもあれど今日には大抵三、四十名を限度とし、且つ自ら繰棉工場を有する者多し。各郡には郡農會員を以て棉作組合を設け、數箇所の共同販賣所（本道内に通じて百箇所内外あり）に於て競賣受渡するものとす。昭和三年入札場所を木浦に限定し、各等級別に入札を行ふことゝなりてより、目下之を最良の方法と認められつゝあり。

木浦府内には、特に港町に務安郡農會の棉花現物販賣所あり、各郡共同販賣所關係の先物入札に反し、回着現物につき賣買を行ふ。尙同町内に朝鮮棉花、南北棉業兩會社の棉花購買組合事務所あり。兩社は他の買收人と同様に一般棉花の買附を行ふ外、郡面採種圃より産出する原種棉を隨意契約に依りて購入するの特權を有す。木浦に於ける同業者は取引狀況の改善進歩を圖るため、昭和二年七月棉花同業會を組織し、公會堂内に事務所を置けり。詳しくは其の項に記述せり。棉花の賣買に就きては、上來陳ぶる所の如く、嘗て經驗の不充分、制度の不備よりして幾多の問題に遭遇し、買收人に不正手段行はるゝと爲せば、反對に取締方法に暗翳を云爲する者ある等、官民兩者間に屢々紛糾を重ねたることありしも、比年改善せられ來り就中亥角知事の時代に於ては、良く民意を參酌して釐革作爲するところ多かりしと謂はる。

目下、地元にて買收繰棉せらるゝものは、大約道内産に限られ、稀に道外産を搬入することあるも少量なるのみならず不變性乏し。此の故に將來紡績事業の作興するあらば兎も角、否らざるに於ては外棉輸入の如き、先づ見込無きものと認めらる。

第五節 石炭、石油

第一石 炭

内地及支那より朝鮮に輸入せらるゝ石炭の總額は最近二十三、四萬噸を上下し、其の量に於て全鮮貿易港中の三、四位を占む。明治年代に於ては、石炭の需用餘り多からず、自然米穀、棉花等賣買の傍ら、森田金三其の他一、二の者に依り、副業的に捌かれ居りたるまでにて、其の價格の如きも、取引法の不完全等に原因して常に高値なるを免れざりしものなり。其の後機械工業漸を逐ふて興り、官公署、學校、會社の擴張増加、家庭生活の改善等は、次第に石炭消費の量を増大せしかば、茲に如上の缺陷を拯ひ之が需用に應ぜむとして、専門に其の取扱を開始するもの有るに至れり。

現今稍々大量に之が取扱を爲すものは、壽町山野商店、寶町丸忠商店、木浦臺宮原商店等なるが、第一に古き歴史を有するは丸忠伴商店なりとす。同店は大正二年即ち歐洲大戰前の開業にして初め撫順炭を主とせしも近時若松、博多等の内地炭を主とするに至り滿洲炭は殆ど扱はず。好況時代に在ては、年額一萬噸を上下したるが、最近は三、四千噸に縮小せり。今日約七、八千噸を吞吐するは大正七年創業に係る山野商店にして、若松及撫順の兩種あり、若松炭稍々多量に消化せらる。此の以外宮原、二本、村上等あれど何れも前者に後れて最近の開業なり。尙撫順炭は昭和三年來京城三國商會が南鮮方面の販賣權を掌握したる結果、其の代理店に於て取扱ふを便とするに至り、直接の取引を廢せられたり。

撫順炭は火着き良きを以てストーブ或は船舶用に適し、内地炭は持續力あり工場用として歡迎せらる。平均して前者が常に三、四圓の高値を稱するを見る。石炭需給の状態は其の間著しき現象を認めずと雖も主なる消費者たる鐵道、電燈會社及朝鮮郵船は、生産者との直接取引にして地元當業者の手を煩はさず、朝鮮棉花、日華製油、其の他精米工場、繰棉工

場等は何れも其の火熱を、電力に非ずんば棉穀、穀穀の類に俟てるが故に、現在石炭を燃料とするは冬期の採暖用を除き浴場、醸造場、乾燥場及各種工場等にして、奥地方面産業の發達に伴ひ、年々増加の傾向を示し大正の初頭に比して輸入量十倍以上に達せり。輓近船舶にディーゼルエンジン流行の風あるも、沿岸及河江運航船は、初めより概ね石炭を使用せざりしものにて殆ど影響を蒙らず。

本道と順郡に炭層あり、層厚、埋藏量共に侮るべからざるものありとせられ、從來屢々探掘を試みられたれど、小規模の作業は失費に堪へずして其の都度中斷の止むなきに至れり。目下工事中の南朝鮮鐵道は、該石炭事業及其の運搬を目的の一要素と見做しつゝありと聞けば、事業開始の曉に於て、道内石炭需給の關係に幾分の變動を免れざるべし。

第二石 油

現今年額六十五萬圓の輸入あり、燈油は鮮人の需用昂進に隨伴し、揮發油は自動車の發達に比例し、重輕油は輓近發動機の變遷に因る燃料として各急激に躍進し、以て歳々増加の趨勢を示す木浦の石油界は、本章中に於て亦一顧の要あるものとす。従來輸入せられしものは、日本石油株式會社の外、米國スタンダード石油會社及英國ライジングサン石油會社の三石油にして、以下順次略説すべし。

1. 米 油

スタンダード石油會社の所謂米油が、釜山、仁川より搬入せられしは實に開港と同時に於て、最も古き歴史を有す。明治三十八年京城ス社出張所の勧誘に基き藤森、大河原、平岡、松前等四代理店を以て松函石油販賣組合を設け、専ら移入販賣の衝に當れるが、明治四十四年に至り之を解散し、新に伴、松村、松井、松前、村上五名の米油組合組織せられ前者を繼承したり。事務所を幸町に有す。ス社の主力を注げるは燈油にして、年額四萬五千函に上り、其の八割は電燈設備な

き地方の需要に應じ、次は揮發油にして同じく六千函、次は重輕油の二千函とす。

2、英 油

スタンダードの米油に亞いで木浦市場に活動を開始したるは、ライジングサンの英領産石油なりとす。明治四十年大和町高瀬合名會社支店に於て取引を開始し、大正七年七月同支店の閉鎖木浦引揚と共に、日油取扱店山本萬次郎其の後を承けて兼營したるが、同人の死亡に因り大正十三年五月以來、幸町樋口由太郎之を引受け今日に至れり。最近に於ける取扱年額は、揮發油、燈油共に約一萬函なるも、比較的揮發油に於て認識を得つゝあり。而して其の重輕油は、便宜上日油販賣所に取扱を委託しあり。

3、日 油

壽町木浦日油販賣所の取扱に係る大日本石油會社製の國産品にして、現販賣所は大正十四年九月一日を以て設置せられたり。販賣所設置前は大正七年來山本萬次郎、富永清一、大正十三年山本死亡後は樋口、富永兩名の競争事業なりしが、商策上翌十四年合同せしものなり。山本、富永二店は門司、下關等の仲介者を経て移入せしものなるが、樋口商店は特約店として直接取引を爲せり。日油の主力を注ぐところは重輕油にして三萬函、外に揮發油、燈油、機械油各一萬函あり。尙別にライジングサン石油會社の重油三萬函を受託販賣す。殺蟲油は歲況に依り一定し難しと雖も、昭和四年の如き需用殊に多く五千函を消化したり。

大正十四年樋口、富永兩者の合同なるや其の十月對岸龍塘に五千坪の海岸埋立を出願して許可を得、昭和二年十月工を竣る。乃ち貯油タンクを設け、重油タンク百噸、輕油タンク百噸を各貯藏し得べく、同時にポンプを備ふる給油船に依りて需用船舶の油槽に直接供給することゝせしかば、爾來受給兩當事者間に無用の手数を省略し、頗る利便を感じるに至れり。

事は極めて小なるに似たるも従前石油罐を以て一個々々積み込まざるべからざりし煩瑣に比し、劃期的の施設と謂ふを得べし。

4、附 記

現今世界石油界の狀勢を察するに、世界は石油全盛の時代にして之無くしては最早や文明の利器を活用し得ず、石油は國家の存立上、不可缺のものとなれり。其の產出の狀態は米國を第一に推し、實に世界總產額の七割以上を占め、之に次ぐを英國資本に屬する生産とす。我日本の消費量は昭和二年二億八千萬ガロン（一噸は凡そ二七〇ガロン）に達し、發動機燃料として需用の途開けし以來其の數字は年々非常の差を以て累進するに拘らず、其の約八割（凡そ一億圓）は輸入品にして、内國産は僅かに二割に過ぎず、而かも原油の產出は遞次減少の形を示し、全然米油の壓倒に委するの慘境に在り。我國の油田は内地の外、臺灣及北樺太に存すれども、何れも少額に止まる。最近滿鐵に於て頁岩乾溜事業を起し、石油代用品の製出を開始せり。同事業に依れば原油並に副産物硫酸を得、原油を蒸溜して重油、コークス、パラフィンを得るものなるが、昭和四年四月第一期設備完成後に於けるオイルシェール一日の乾溜量四千噸にして、原油二百噸を得、之を漸次擴張して數年の後には乾溜一萬四千噸、原油七百噸、其の年額二十五萬噸に達せしめむとする豫定なりと謂へば、我國石油需給の狀態も近く大に緩和せらるゝに至るべし。頁岩以外種々の人造石油は、各國共に研究を競ひ、獨逸のカタノールの如きは既に工業的に製造せられ、ガソリン代用として輕發動機燃料に使用せられつゝあり、我國亦之に關して別に一新考案を發見したるものゝ如し。序に本邦に於ける石油の用途如何を顧みるに海軍と商船に各二割六分、自動車、飛行機と漁船に各一割三分、潤滑用と燈用、暖室用に各八分内外を消費し居り、發動機用は激増し、其の他も一般に遞増しつゝあれど、獨り燈用のみ全般的に減少の傾向を有す。

第六節 海産物

第一魚類

水産無盡と稱せらるゝ多島海の、其の心臓部に占據する木浦商人が、開港當初より水産物に對して特別の注意を拂ひたること、彼の米及棉に對する關心と多く軒輊無かりしや勿論なり。沖合漁業は、今日年毎に殷盛を致しつゝありと雖も、其の漁獲物は海上直に内地或は釜山、仁川方面へ向けらるゝもの多量にして、寧ろ港内に搬入せらるゝものを遠く凌駕すと認められ、自然商品として木浦市場に現はるゝは、沿岸島嶼間の漁獲物を主なるものとし大別して漁類及海藻の二と爲す。木浦港に於ける魚類の集散機關は魚市場にして、其の濫觴たる遠く開港當時にあり。即ち明治三十年の冬、釜山より移住したる日本人白井朴外十九名、相謀りて海産會社を組織し（一説に釜山水産株式會社の支店として設けしものなりとも云ふ）魚市場を木浦臺に設置せしに起る。土着少數の漁船、並に時々寄港する通漁船（日本内地より漁期に遠んで通漁せしもの）の漁獲物を取扱ひたるも、當時、日韓人並に居住者多からず、且つ又陸地方面への交通不便なりし關係上販路甚だ狭く、收支相償はざる状態なりしが爲め、中には株金拂込の義務を果さざる者もありて、明治三十三年には早くも遂に之を解散するの止むを得ざるに至れり。當時大分縣人長浦福市之を遺憾として繼承し（金二百五十圓を以て引受けしと云ふ）資本金五千圓を投じて經營を續け、以て明治四十三年に及ぶ。其の間經營上の都合に依り、四十一年春糶市場を京町に移したり。其の頃の營業組織は、毎朝一回開市するに止まり、糶賣手数料は、鮮魚、鹽乾魚の區別なく押しなべて一割を收納せり。仲買人は八名ありて、其の仲買人たる名義を取得せむが爲には、信認金三十圓を提供するを要したり。仕切勘定は、荷主に對しては即日拂とし、仲買人よりは十日勘定として拂込ましめ、又仲買人獎勵上歩戻法を設け、一ヶ年

買上高の一步を拂戻すこととせり。

上記の如き組立の下に、前記長浦福市は約十年間に亘りて、困難なる市場經營を持續し來りしが、明治四十三年漁業者及仲買人等、一致して經營者に對する紛議を醸せしを以て、府當局及有志者等相議り、新に資本金三萬圓の株式會社を起すこととなり、其の際、既設木浦鹽業株式會社（明治三十九年六月設立山野瀧三社長たり）を解散して、木浦水産株式會社を創立し、同時に従前長浦個人の事業たりし魚市場を讓受て之を經營するに至れり。同社の市場營業方法は、前者と大差なきも、專屬仲買人十四名あり、何れも身元引受人を定め、且つ一定の保證金を會社に提供することを要し、市場以外に於て直接水産物の取引を爲し、若くは漁船に對して直接と間接とを問はず金錢の貸借を爲すことを得ざらしめ、市場に於ける一日の賣上高は金百圓を限度とするの規定なり。而して萬一其の限度を越ゆるときは、超過額は必ず即時納付すべく、普通制限内に在ては、翌朝開市前に勘定決済するものとす。一方會社は、會社の收納せる販賣手数料額の十分の一を、歩戻（戻口錢）として毎半期の決算期に於て仲買人に交付するの定めなりしが、其の後の經過に徴し、仲買人の成績良好なりとすべからざりしを以て、大正六年歩戻を十分の二に増額し、同時に勘定は總て現金主義とし、決して遲滯を縦ざらるること定めたりしも、其の實行に至つては亦頗る困難なる事情ありしに似たり。斯くて同社は十餘年間其の經營を持續し來りしが、大正九年仲買人及漁業者間の會社に對する不平よりして復又紛議を起し、遂に別に一個の新魚市場起らんとするの狀態を生み、結局水産會社は其の名義を木浦殖産株式會社と革めて魚市場の經營を廢せり。茲に於て石森敬治、麻生作男等に依りて新に成立せしめられたる株式會社旭魚市場（資本金二十五萬圓四分の一拂込）は、水産會社に對して營業權料一萬二千圓、其他建造物、什器、貸付金引受等約四萬圓を支拂ひ、大正十年四月其の業務を繼承し以て今日に至れり。

生魚の類は、府内十數戸の魚商に依り市中に賣り捌かるゝの外、鐵道に依りて遠近の都邑に送致され、京城、平壤、南滿洲乃至元山、清津、羅南方面に販路を有す。多島海魚族の特異性と、輸送法の進歩とは、遂に今日廣汎なる商圏を擴張し得て、尙將來に開拓の餘地を存し、又沖合より直に内地其の他遠隔市場へ運搬せらるゝもの尠からざるは、既に述べたる所の如し。

生魚以外に在りては鹽乾魚既製品及干鰯等を擧ぐべく、其の數量價額に於て遙に生魚を駕御するものあり。鹽乾魚は石首魚、太刀魚、鮠、鱸を主なるものとし、専ら輿地朝鮮人用にして、憾むらくは取引に統一なく、回着高の明細を知り難しと雖も、事情に通ずる者の觀察するところ、優に年額七十萬圓に達すと目せらる。多島海は勿論、遠く黃海、平安の沿海に於ける漁獲物を吸集し、忠清、京畿、江原の諸道に供給す。

乾鮑、キンコ、鱧鱈、乾海老、煎子、櫻干、罐詰等其の道に於て所謂既製品と名くるもの亦年産二十餘萬圓あり。上記各種は其の主要なるものにして何れも三、五萬圓を下らず。煎子は現在三萬圓内外なるも將來激増の趨勢を有し、近く十萬圓に達すべしと謂はる。販路は一部内地人間に捌口を有するの外、過半支那へ輸出す。但し未だ消費地と直接の取引を開始するに至らず、凡て關門、阪神の貿易商を経由しつゝあり。

肥料用干鰯は、現今殆ど内地に於て其の生産無しと云ふに近く、其の供給は全く朝鮮の獨占する所なるに似、本道の濟州島、楸子島附近、咸鏡南北道、慶尙南北道及露領沿海州等殊に多産なり。全鮮を通じて年産一千萬俵に達すべく其の木浦に回着するものは往年二、三萬俵を稱したることありしも、今や著しく減少して僅かに數千俵に止まり、大部分内地に移出せらる。現在は漁場の範圍曩日の比にあらず且つ到る所の漁區に於て生産物を處理し、又直に賣却するの便利備はれるが故に、従前群山邊を出漁地の最北端とし、漁獲物は悉く一旦木浦港に蒐まれると、今や大に其の趣を異にし、大正以

後、頓に爾前の盛況を失墜するに至れり。木浦に於て是が取扱を開始したるは、明治三十五年頃にして、當時中上、森田、田村等の數名之に従事したり。明治時代に於ける木浦海産物商の干鰯取引は相當重要價値を存し、其の取扱高の如きも優に海藻と頡頏して下らず、明治四十年の六萬圓、同四十四年の五萬七千圓は、却つて海藻を凌駕すること二萬圓ならむとし、従つて現物の受授に就ては大に注意を拂はれ、彼の海藻或は棉花、米穀と同様、夙に検査規則を制定して、聲價の維持發揚に努めたるものなり。開港當初、木浦に回着せし干鰯は、固有の品質を保ちて良好のものなりしが、何日しか、木浦に於ける仲買商或は問屋中、故らに土砂を混入し、水分を含ませ、人爲の粗惡品を市場に出して斤量を貪らむとするの惡風を生ぜり。是れ併しながら木浦に於て初めて發生したる手段に非ず。釜山其の他舊開港地より傳染せるに過ぎざれど、目前商業上の利益は、相場の鞘に在りて品質の良否に甚だしく關係せざるを以て、斷乎之を排斥するの舉に出で難く、荏苒推移する間に、此の惡手段は年一年と増長して、遂に淳朴なる生産地をまで汚染するに至り、今や市場は其の弊に堪へず、明治三十九年六月木浦商業會議所に依りて干鰯取扱規則なるものを立案決議し、木浦理事廳の認可を得て七月十日實施したり。其の要は(1)乾燥の良否、土砂の有無に就き検査を行ひ、人爲的粗惡品を根絶し、改良の實を擧げ商取引の弊害を矯正す。(2)不良品に對しては適當の處理を命ず。(3)買收者は現品陸揚の時に検査を請求すべし。(4)検査済證なきものは賣買、輸出するを得ず。(5)違反者に對しては五十圓以下の過怠金を徴し或は其の他必要の手段を執る。と云ふに在り。爾來木浦干鰯は輸出先上海、西比利亞方面に於て漸次信用を博するに至れり。干鰯と共に魚油の生産あるは當然にして全鮮に互つて凡そ百五十萬圓に達すべく、其の木浦に於て取扱はるゝものは現在僅々數百圓に過ぎず。

尙茲に特殊の場合に於ける粕漬製品産出の歴史を附記して其の可能を明にすべし。明治三十七、八年日露の戦役に當り軍用として多量の魚類を要せしも、其の頃生魚を供用することは勿論不可能なりしかば、不得已製品として各地より調達

せられしが我が木浦よりは鹽鯛十貫、酒粕八貫の割合を以て漬け込みたる鯛の粕漬一千四百五十三樽（石森散治製造、三十七年に五百八十三樽、三十八年に八百七十樽）を當時鎮南浦に置かれし陸軍兵站部宛送納したることあり。同年木浦の魚價は今日に比し頗る低廉にして三十七年には鯛十貫目の値段最低五圓、最高十五圓、普通七、八圓程度なりしものなり。魚市場創始以來、魚類の集散狀況を觀るべき統計資料中、其の古きものは逸散して尋ねべからずと雖も、幸うじて聚集し得たる所に由り、推移の大勢を知るに便せむがため、敢て之を左に掲げたり。

魚市場魚類賣上狀況

明治三十一年乃至三十三年 資料缺乏。

明治三十四年 總額約五千圓（鯛七割、チヌ二割、ニベ其の他雜魚一割）。

明治三十五年 五千三百圓（鯛七割・五、チヌ一割・五、ニベ其の他一割）。

明治三十六年 五千七百五十圓（鯛七割、チヌ二割、ニベ其の他一割）。

明治三十七年 六千九百二圓（鯛六割、ニベ二割、其の他二割）。

明治三十八年より四十年までは左表の如し。

魚類賣上表

種別	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
ア	三三八・九一〇	二八三・三一〇	三三二・六〇〇
イ	六三六・六七〇	七八〇・八六〇	一一、二二八・三二〇
ロ	一〇八・一〇〇	二九一・八八〇	三三二・七一〇
ハ	二八八・八五〇	三八〇・六三〇	一、〇〇七・三六〇
ニ	七九四・八五〇	五一六・三四〇	五三七・四二〇
サ	三四七・四五〇	二八四・一六〇	五三五・二〇〇
シ	四二五・八〇〇	四九〇・七四〇	三五七・七六〇
ス	二七六・六二〇	七七・八八〇	八五・三〇〇
セ	一二九・八七〇	九〇・四一〇	一五六・六〇〇
エ		四七・四二〇	一八・二五〇
ホ		三、三〇四・七四〇	三、九六四・六三〇
ヘ		一五、六六二・一八〇	二〇、九一〇・四八〇
ト			
チ			
リ			
ニベ			
チヌ			
鯛			
其の他			

種別	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
ア	三三八・九一〇	二八三・三一〇	三三二・六〇〇
イ	六三六・六七〇	七八〇・八六〇	一一、二二八・三二〇
ロ	一〇八・一〇〇	二九一・八八〇	三三二・七一〇
ハ	二八八・八五〇	三八〇・六三〇	一、〇〇七・三六〇
ニ	七九四・八五〇	五一六・三四〇	五三七・四二〇
サ	三四七・四五〇	二八四・一六〇	五三五・二〇〇
シ	四二五・八〇〇	四九〇・七四〇	三五七・七六〇
ス	二七六・六二〇	七七・八八〇	八五・三〇〇
セ	一二九・八七〇	九〇・四一〇	一五六・六〇〇
エ		四七・四二〇	一八・二五〇
ホ		三、三〇四・七四〇	三、九六四・六三〇
ヘ		一五、六六二・一八〇	二〇、九一〇・四八〇
ト			
チ			
リ			
ニベ			
チヌ			
鯛			
其の他			

備考 其の他にはメバル、カレヒ、ホラ、イカケ等を含む。

以上大體に於て魚市場創始以後十年間の形勢を顧瞻するに足るべし。之を五年毎に就きて比照するに、其の第一年は不明なるも、第五年（明治三十五年）に於ては五千三百圓、第十年（明治四十年）に於ては二萬九百餘圓に増大し、爾後毎五年遞増の狀況は、左掲表示の如く極めて顯著なるものありと謂ふべく、亦以て木浦府の膨脹に伴ふ斯業發展の跡を察するに足るべきなり。

種別	大正元年度	種別	數量	價額
ア	二五、三七三	ア	八四三	一、五九四
イ	二六、四一九	イ	六〇七	

第四編 産業經濟 第一章 商業 第六節 海産物

第四編 産業經濟 第一章 商業 第六節 海産物

種別	數量	價額
タ種	三三、二六三	三、二〇四
明子	二、五四四	一、六一三
イ太	二七五	一八二
ブ	九四七	五九一
カ	六二二	八六七
メ	六七二	六一二
イ	一、四四〇	一、一三四
ヒ	九七八	五四一
イ	一、二〇八	六〇七
ヒ	六八五	二一九
メ	一、一六九	二三四
カ	四二五	一八九
ヒ	一、二四七	四六八
メ	八五三	九八八
カ	一、二四九	三四一
ヒ	三〇	六六
メ	二四四	一六八
カ	六七一	三六九
ヒ	一九九	一二七
メ	二七〇	一一一
カ	二七〇	一一一

六〇九

種別	數量	價額
フ	六、一九三	三、六四四
カ	一三、〇六四	八五八
シ	一〇五	三二
コ	八〇三	五六八
ホ	二、〇六四	六二九
エ	二、一九五	一、三六六
ス	二、六五七	九一七
ヒ	五六四	二一五
ナ	三三三	二五〇
メ	二一一	五九
サ	一、七七九	一、一二二
グ	二八三	四三
ハ	九四七	二四八
鹽	六八三	四三七
鹽	一、五七五	五三八
鹽	八三六	二五一
鯛	六二七	二四七
サ	一〇一	九三
チ	二、五六五	一、八三三
ア	七七〇	五六九
鯨	五三	九六
其	四、二三六	四、二二二

木浦府史

六〇八

種別	數量	價額
ヒ	八三四	一、二三二
ベ	一、八七三	一、三四五
エ	一〇五	一四四
イ	二五九	一六六
ニ	二、一九一	一、〇一三
イ	一五七	一三五
ア	三六六	二五七
ア	一、六四八	一、四四〇
タ	一四五	二〇五
煎	一、八八〇	一、二六五
タ	四一	二五
コ	三三七	二四九
タ	八六七	二二八
サ	三四一	二四六
鹽	三〇八	一二四
鹽	七二九	三六九
サ	二四七	一四八
サ	四、一四三	二、五一九
蛤	一三四	四〇
鹽	一九七	五五
カ	一三一	一二九
合	八一、五三七	五七、五九八

浦合計 正十年 二、八〇四 七二、〇六一

種別	數量	價額
タレ	三、三三三	一〇三、七九八
カレ	七、六六六	三、三八三
サレ	三、一三七	二、七一七
ボレ	三、一三一	二、七一三
ヒレ	二、四九九	七八三
アヒ	七、七二二	八四七
ナマ	三七二	五八
チヌ	一四、七〇七	一九、四三一
鹽	三三〇	三九七
明子	七八三	一〇、五九九
タギ	一八	四五
ハモ	二、〇六八	二、五七〇
アゴ	三四四	二、四五五
煎子	一、七二九	二、四四五
タコ	二、四八	三、二二三
ヒラ	三、三五四	一、七六二
シラ	二、五五	六三八
ニシ	九〇一	七三〇

其の他 六二〇 四、六三九

種別	數量	價額
サカ	二、六〇七	三、五一四
フカ	九、四一〇	四、八六一
アビ	二、五〇〇	一、五一六
エビ	一、五三三	四、七八七
イカ	二、二七四	三、九〇八
スナ	四、五三六	四、二八六
フナ	一、五七七	二、五七五
ベテ	三、五〇〇	六、七四
蒲	二、八六三	四、一三〇
ニベ	八、九二二	四、〇三六
グチ	二、三五六	七、四一六
エチ	三、二九〇	六、三四六
アコ	二、九五	一、一八八
サコ	二、九	七七五
サヨ	六九	一〇四
サガ	二七一	四四七
マナ	八五九	一、六一四
雑魚	一四、〇八一	一六、八九一

合計 昭和元年 一八三、六八三 二三二、〇一一

種別	數量	價額
タレ	二七、〇三六	九三、九三二
カレ	四一、〇四〇	八、四一三
サレ	八九一	一、九六〇
ボレ	二一一	八四五
ヒレ	二一六	四九五
アヒ	三、〇三五	四、二九二
ナマ	二、九八〇	五、七五四
チヌ	六、三四三	四、三四六
鹽	三〇、三〇一	二七、八三四
明子	一七三	一、二四〇
タギ	一一一	三三二
ハモ	二三八	四七七
アゴ	六七六	三三八
煎子	一、一一一	一、五九〇
タコ	二、二二一	二、六五
ヒラ	一、九三九	七九五
シラ	一四、〇三〇	七、一五八
ニシ	三、七六三	六、八七二
櫻	八九	一七八

種別	數量	價額
ボテ	二、四二四	七、七八六
チヌ	六、四三一	九、七六六
ニベ	二〇、三〇二	三五、六七九
グチ	七、四二〇	一〇、五一一
エチ	五九	一七八
アコ	一、九四二	五、九五〇
サコ	九、五〇五	一四、三八二
サヨ	一、二八八	七七三
サガ	一六、二三一	一一、一六七
マナ	二二一	四四二
イカ	六、〇三一	三、三六九
エビ	三、三四〇	七、二一七
イカ	一、八九	二、八四
サコ	一、二九七	二、六六〇
サヨ	四八一	七五七
サガ	九四四	一、四一七
マナ	八一	四〇六
雑魚	四一四	一、一八二

種別	數量	價額	種別	數量	價額
雜魚	一一、九〇八	六、八二二	合計	二二五、七七九	二八九、二一九
ア	三、八二一	一一、六二三	タ	二二、二八一	八三、一〇二
イ	七、九六二	七、九五四	蒲	一〇、七七〇	一一、三四一
カ	七、九四九	一一、四五五	ベ	二、三六七	五、二二二
ク	七、一二〇	四、五四七	コ	五	三二一
ケ	一五、九三五	一三、三二二	ク	三、四六一	四、三四六
コ	四、八一五	六、八四三	ケ	一、一八	二、三三三
カ	二、九一〇	七、九四二	コ	二、三五	四七〇
キ	一二、八二二	六、九三九	サ	四、六一	二、四九七
ク	三、二九八	一〇、一七二	シ	五八一	一、二二八
ケ	四、〇二六	九、八八一	シ	二、〇五二	一、五七九
コ	一、八一二	二、三九一	ハ	二一、五八一	二、三三〇
カ	五、二二八	二、八一五	ヘ	二、七二二	五、七〇三
キ	三二〇	四八九	ト	一、三二五	一、三二六
ク	一三、六六五	二六、六七七	ニ	一、一三五	一、〇三七
ケ	五三一	一、四一五	ホ	一、〇〇〇	一、三三六
コ	八〇〇	四〇〇	ヘ	二〇四	三七〇
カ	四、四八三	三、三六一	ト	一四三	二八七
キ	一、二七七	三、八三二	ニ	一一四	二三〇
ク	一七四、五三〇	二八〇、一〇〇			

入荷入船別表 (昭和三年度)

入荷	入船	個又ハ隻	金額
ア	二、四二八	三六、〇二〇	四、〇〇〇
イ	一、五一三	九六、一八八	〇、〇〇〇
ウ	九、三四六	一四七、八九三	〇、〇〇〇
エ	二、四二八	二八〇、一〇一	〇、〇〇〇
オ	一〇、八五九		

第二 海藻 附 鹽

木浦に回着する海藻は其の豊凶、價格の變動等各種の原因に依り遽かに標準を立つること困難なりと雖も、最近十年の消長を見るに、大正八年の六十七萬圓、明治四十四年の六十萬圓を最豐産、大正九年の二十二萬圓を最不作とし大體年額凡そ一百萬斤、金額に於て五十萬圓前後なるべく、布海苔或は寒天の原藻及塗壁用櫻草の類其の主なるものにして、附近に於て加工せらるゝ天草を除き大部分内地へ發送せらる。其の内最も多量に取引せらるゝものは海蘿にして、其の回着高最低、並布、三十萬斤、眞布、十萬斤此の價額併せて二十萬圓なり。眞布は、晒布海苔の材料として極めて珍重せらるゝ物なるに拘らず、内地に在ては其の生産頗る寥々たるものにして論ずるに足らず、我が多島海の産出額實に全邦産の大半を占め、品質優良價額も亦三倍を呼べり。次に寒天材料たる石花菜、イギス、エゴ、オゴの類三十萬斤、約十萬圓、更に之に次ぐものを櫻草、銀杏草の二十餘萬斤、五萬圓等とす。此の外近年珍島、莞島其の他多島海一帯より、急激なる勢を以て増産を見るに至りし淺草海苔は、既に年額二百五十萬圓を算し、大部分内地及京城に輸送せらる。殊に輓近内地海苔場の衰退に際會し、全国的に廣汎なる消費地を獲得するに至り一朝にして有望事業と爲れり。本道當局は、道内に於て年

海 藻 乾 燥 の 景



産五百萬圓迄擴張の可能性を認め鋭意奨励しつゝあり。木浦港外、押海島沿岸に於ける養殖の成果は、此處一兩年後、木浦市場に十五萬圓乃至二十萬圓の回着量を示すべく、之に珍島、海南、莞島よりの回着數量を加算するときは、優に四、五十萬圓に達する見込なるを以て、寄々會社創立の計畫を進むるもの、既に二、三にして止まらず。

海藻取引は、明治三十一年早くも着手せられ、後藤、中上、小倉、橋西等夙に之が取扱に従事したり。當時エゴ、オゴの如きは、忠清道方面に輸送せられて専ら鮮人の副食物と化し、未だ普く寒天原料として利用の途存するを知らざりし時代にして、相場も現今の百斤十數圓なるに比し、僅かに三圓臺を上下するに過ぎざりしものなり。然るに是等海藻賣買當事者中には、干鯛の場合と同様、故らに雜物を交へ、泥土、貝殻を混じ、鹹水を撒布する等、不正手段を講じて只管相手方を瞞着するに之れ努め、本来の品質を低下して信用を失墜するは敢て意とせざるが如き者頻出するの狀勢を現じたる爲め、果然大阪商人の乗する所と爲りて、當業者は無用の損失

を重ねたるのみならず、延いて海藻取引は不確實なるものとして、金融方面に影響を及ぼす等、種々打撃を蒙るに至りしかば、久しく改良の必要を認め居たる商業會議所は、明治四十三年一月、當業者の建議に依り海藻検査規則を定め、三月一日より之を實施し、爾來商人は布海苔、石花菜、櫻草、銀杏草の四種につきは、検査済證あるに非ざれば輸移出するを得ず、違反者は五十圓以下の過怠金を徴せらるゝこととなり、粗悪品初めて跡を絶つに至り。然るに此の制度は、獨り木浦の採用する所たるに止まり、隣接商圏分擔の關係に在る釜山等に其の施設備はらず、依然として自由賣買の許容せらるゝが爲め、當然木浦商圏内の生産品を、空しく夫等の市場に逸し去るの惧なき能はず。此の理由を以て、我が當業者は須らく官の法令に依り、全鮮一樣に律せられざるべからざる所以を、關係當局に向て屢々進言したるの結果、大正二年遂に總督府令海藻検査規則の發布を見、七月一日施行せられたり。爾來本規則に依り改善の實效を期せしに、偶々生産者に對する制裁條項の備はらざりしため、品質改良の目的殆ど滅却せらるゝの結果に陥りたれば、木浦商人は、到底右府令に依り粗悪品根絶の見込なきを悟り、茲に同業者の組合なる海藻水産組合（大正三年七月創立認可を受けしが大正十二年三月、水産會の成立に因て四月解散、翌十三年四月改めて海産物商組合を組織せり。近く水産組合に變更の氣運あり）を設け、回着せる海藻は、同業者全部立會の上、不良品を排斥し、良品のみ入札買収する方法を執り、以て大正七年五月府令第五十六號水産製品検査規則制定の期に及べり。

昭和三年南朝鮮鐵道敷設工事着手せらるゝや、其の基點麗水港の活躍目覺ましきものあり、海藻其他水産物の、木浦に背きて同地に揚陸せらるゝもの漸次多きを致さむとし、同業者中潜かに今後を憂ふるものあり、多少の影響は原より免れ得ざる處なるべしと雖も、今日未だ著しき變化を認めず。

天草の類は、大正元年道内長城郡に、總督府寒天試驗場の設置あり、大正四年木浦殖産株式會社の寒天製造場と改まり

て以來、年々約五萬斤の原藻を使用し、細寒天一萬斤、角寒天二十萬本を生産しつゝありしが、昭和二年六月更に現經營者、郡繁太郎に譲渡せられたり。細寒天は支那向にして、角寒天は鮮内に消費せらる。而して製造期間は極寒中、即ち十二月より翌年二月末迄とす。

魚類、海藻以外の海産に鹽あり。鹽は古く全南三白の一に數へられ(今日にては繭のために其の位置を奪はれたれど)島嶼部到達る處に鹽田ありて、日露戰前は一億數千萬斤を誇稱したる時代もあり、明治三十八年木浦鹽業株式會社の設立及栗塚省吾の府外二老面山亭里前方二十四町歩を占むる天日製鹽試驗の施設等相次で起りしと雖も、天日製鹽は南鮮の雨量過多に殃されて成績面白からず、煎熬法に依るものは、燃料昇騰の結果利益を擧げ難く、敍上の施設は、或は撤廢縮小し、或は其の目的を變更する等、遽しくも須臾にして閉幕せられたり。加ふるに産米増殖計畫に伴ふ耕地造成事業は、鹽田をして次第に水田に變化せしめつゝある状況にして、近年に至りては僅かに往時の五分の一、即ち三萬斤の産出すら覺束なからんとす。

木浦は全南沿岸各郡島より産出する在來煎熬鹽の集散港たり。而して是等沿岸諸地方は周年の漁季に當て鹽の需要頗る多量に上り、殊に七、八、九月の鯖、鮓、石首魚、鰕、鱚其の他雜魚の鹽藏用として其の使途最も多く、加之背後は人口稠密なる沃野遠く連り、製鹽の需要頗る廣汎旺盛なるを以て、到底木浦港の集散のみを以て満足する能はざるなり。昭和三年度に於ける本道の移入量を見るに群山より一千八百三十七噸、仁川より二千三百七十三噸、鎮南浦より二百六十二噸、其の他鮮内各地より四百四十一噸、これに木浦港よりする三千二百九十四噸を加へて合計八千二百〇七噸なり。而して其の仕向地は潭陽二千六百六十八噸、光州二千五百噸、長城千三百三十噸、松汀里一千一噸、林谷二百五十四噸、鶴橋百四十二噸、夢灘三十三噸、三郷二十四噸、此の外簡易驛に仕向けらるゝもの亦相當の額に達す。道内の需給斯くの如く、常に

多大の生産不足を痛感しつゝある次第なり。

由來本道の沿岸は頗る屈曲に富み、且つ所在に干潟地を分布せり。今之を利用して大に鹽田の開拓に努め、舊式の煎熬法を改善するに於ては如上の缺陷を救済し得ること疑なし。

現在府内に於て製鹽に従事する者は支那原鹽に依り再製を業とする一人を除きて絶無なり。夙に全南水産翁を以て自ら任ずる斯界の一權威、石森敬治は深く本道製鹽業の將來に見るところあり、大正九年九月櫻町十七番地々先を卜して木浦製鹽所を創設したり。工場四十一坪、製鹽釜二枚(長さ三十尺、幅十五尺、深さ八寸)倉庫一百〇六坪。爾來再製鹽の生産に従事し以て今日に及べるが、最近の年産額凡そ一百万斤、經營の概要左の如し。

原料、支那山東鹽、青島鹽、關東鹽を輸入して之に充つ。
製法、輸入原鹽を海水に溶解濾過し、釜に投じて煮沸煎熬す。
燃料、石炭、九州炭を充用す。

業績、本道が古來煎熬鹽の産地たりしこと既記の如く、其の豊凶に依り自ら此の事業に影響あるを免れず。且つ輸入原鹽の大部分は原鹽のまま、販賣消費せられ、再製原料となるは僅かに其の一部に過ぎざるものとす。

鹽需給狀況表

年次	用途別	種類別		合計
		青島鹽	山東鹽	
大正十年	一般用	七六五、二一六斤	七六、五〇〇斤	八四一、七一六斤
再製用	一、六〇五、二一六斤	七六、五〇〇斤	一、六八一、七一六斤	六二七
合計				六二七

年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
大正十一年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
大正十二年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
大正十三年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
大正十四年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和十五年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和十六年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和十七年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和十八年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和十九年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十一年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十二年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十三年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十四年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十五年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十六年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十七年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十八年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和二十九年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十一年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十二年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十三年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十四年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十五年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十六年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用
昭和三十七年	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用	再一 合製 計用

第七節 煙草

第一序 言

朝鮮民族は著名なる愛煙家なり。明治四十二年酒税と共に煙草耕作税の實施せらるゝ迄は、全鮮に互りて任意、無制限に其の耕作を認められ、耕作税實施につき届出たる耕作者數二十七萬五千餘人なりしが、事實は優に之に倍するものあり

しなるべく、大正十年專賣令實施の時、免許を受けたる者六十萬人に達せしを以てするも略々推知することを得べし。爾來當局は過渡期に於て暫定的に認めたる、全葉喫用煙草の拂下を昭和二年限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造を昭和四年限り共に廢止し、以て今日專賣制度の完璧を得たり。

斯く、曩きには煙草の自作自給、任意に行はれしと雖も、其の間必ずしも製造煙草の侵入全く無かりしには非ず。輸入品としては、村井兄弟商會製のヒーロー頗る流行し、日露戦争以後に至るや、ヒーローは實に巻煙草の代名詞の如くなれり。而して所謂刻煙草は、一部内地人間の需用に止まり、従つて石見、下の關等より少許の製品を輸入せしに過ぎず。明治三十七年日本に專賣制度の布かるゝや、其の製品たるリリー、チェリー、スター等追々朝鮮に輸入せられしも、餘力を海外に專にせし村井商會のヒーローと到底競争する能はざりしが、其の後創設せられし東亞煙草會社は、敢然之に對抗の策を廻らし、英米苘會社の侵入と共に、漸次勢力を扶植し、遂にヒーローを壓倒し去れり。越えて明治四十二年日韓併合の事あり、將に十年を期して朝鮮にも亦專賣制を布かむとするの議を決せしより、全盛を誇りし英米トラスト先づ滿洲に退却の方針を執り、ヒーローは早く既に終熄したれば、今や内地專賣煙草を外にしては、東亞の獨占舞臺たるに至れり。此の時將來の專賣實施を見込み、廣江商會、朝鮮煙草會社、東西煙草會社等の新製造業者京城に續出し、競争激烈を極めたりしが、大正十年專賣令の發布に依り、民業一時に撤退したれば、爾後輸入品の外は悉く朝鮮總督府專賣局の製品に統一せられ其の販賣は各主要地の元賣捌組合をして一手に取扱はしあ、次で昭和二年組合を合同して煙草元賣捌會社を創立し以て現在に及べり。元賣捌會社の木浦支店は壽町に在り、初め東亞煙草會社の出張所なりしが、專賣制樹立と同時に木浦元賣捌組合と爲り、又改稱して現在の支店となれるものなり。

従前木浦に於ける煙草賣上の状況は、明治三十六年度通關額未だ一萬圓に満たざりしもの、四十一年、二年に至つて、初

めて五萬圓（此の外に勿論自家用及鮮内製造煙草あり）を超過し、大正十年專賣と爲るや木浦元賣捌人が其の受持區域十一府郡島に配給せし數量、一躍五十七萬圓（同前）を算せしが、大正十四年には無慮一百六十萬圓（同前）に達し、爾來甚だしき増減を示さず。只最近尙未だ年の十月頃、耕作煙草の收穫期に際して甚だしき製造煙草の賣行減退（約五割）を見る例にして聊か諒解に苦しむところなるが、當業者は之を密耕の存在に基因すと爲せり。因に自家用煙草耕作廢止の年、即ち昭和四年に於ける耕作人員は、木浦支店區域内に無慮六千餘人を存したり。

第二 販賣 狀 況

日露戰爭前、東亞煙草會社の出現と共に、府内に松前みね、福田又支店、村上直助の三特約店設置あり、鮮人向きハネービー（五本一錢）ヘルメット（二十本五錢）等を賣り出して、盛にヒーローと競争せり。戰後ヒーロー退き、英米トラストやがて亦滿洲に去り、東亞煙草の獨占たらむとする時、多數の製造業者相踵いで擡頭したる結果、更に伴諒輔、松井邑次郎（以上廣江商會）守田千助（朝鮮煙草）、伊勢伴助（東西煙草）等の各特約店簇生し、村落方面に掛けての商圏擴張を策し互に鎬を削るに至れり。大正六年福田又支店の當道を引揚ぐるや、伴、松井兩特約店は廣江を捨て、東亞に替り、次で朝鮮煙草亦東亞に買収せられたため、茲に民營としては東亞、東西兩社の角逐と爲れり。

當時行はれたる煙草の種別は勿論今日と異なる無く葉卷、紙卷、刻の三種にして葉卷は一部特殊の顧客を有するのみ計上するに足らず紙卷最も需用あり、刻之に次ぐの狀態なりしこと需給の關係亦今日と同様なり。紙卷には金口、口付、兩切の三種あり、キルク口、スポーク等は省みられずエム・シー・シー、及フェボライト等の金口最も好評を博したるが其の嗜好範圍の狭小なること葉卷と大差なく、殆ど口付、兩切を以て斯界を風靡するの有様を示せり。口付は日本官煙の數島、大和、朝日、山櫻を以て大宗と爲し、英米トラストの姫百合、西瓜、キューウエンドキューウ、次で活躍し、民煙の朝

月、八島、不二等新に賣出されしも遂にトラストの敵に非ずして民煙の販路は悉くトラストの蠶食するところとなれり。

兩切は、官煙のスター、チェリー、リリー、ビーパー等多少の輸入無きに非ざりしも、トラストの兵士、バムブー、サイクル、パイレット、キングストック等に壓せられて驥足を伸ぶる能はず、ゴールドンバットの如き偶々賣行好かりしものは敢て發賣を停止し、之が代用として賣り出されたるウエールスは豫想外の失敗を告ぐる等全然官煙の敗戦に了らんとせしが、五本制を以て發賣せしハネービーの意外なる好評に依り辛うじて頷頷するを得たり。

所謂刻賣は内地專賣局製を主なるものとし、あやめ、はぎ、さつき、白梅、富貴、福壽草（賣上高の順に依る）等にして、前三者は後の三者に比し、數量に於て格段の差あり、専ら内地人を顧客とす。府内に於て煙草の製造を計畫せしものに大内田商店あり。明治四十二年幸町一丁目工場を設け、主として鮮人向き刻煙草を製造せり。年額三千三百圓を生産せしが、幾程も無く濟州島城山浦に移居せり。

大正十年四月朝鮮煙草專賣令（七月一日施行）發布せらるゝや、需給を調節するため從來各特約店の資本を合同して、道内に、木浦、光州、麗水の三元賣捌組合を創設し、松井、村上、伴三名によりて資金の半額を負擔したり。而して木浦に於ける之が元賣捌人として、村上直助新に指定を受け、木浦、濟州、靈光、咸平、務安、靈巖、長興、康津、海南、珍島、莞島以上十一府郡島を其の區域と爲し、區域内に十六營業所、三十三荷置所を設けて配給の圓滑を圖れり。

大正十三年木浦より光州、麗水兩組合への出資を禁ぜられ、各獨立するに際し木浦は村上直助個人の經營に移りしが、昭和二年更に販賣制度を改めて朝鮮煙草元賣捌會社創立せらるゝや、曩きの元賣捌組合は其の木浦支店と改まり、同時に其の區域は十一府郡島内に於て多少の變更行はれ、廣さ四百四十五方里（全道九百方里）住民一百萬人（全道二百萬人）、而して之が賣上高百六十萬圓（光州、順天兩支店の合計百七十萬圓）を算す。又販賣系統を改めて營業所十二、出賣荷置

場二十二、駐在荷置場六、荷繼荷置場四十三と爲せり。現在毎月六回宛の出賣を行ひ、山間僻地の小賣人と雖も居ながらにして仕入を爲すことを得。

消費の趨向を見るに、大體に於て下級品優勢を押し、總量目の八割五分は一包二十五匁入十錢の蕪烟及長壽煙なり。金額について比例を求めんか、前記刻が五割を占め、兩切のメーブル二割強、ピジョン一割二分、マコー六分、朝日、敷島等の口付は合計して僅かに一割に過ぎず。

煙草消費状況表 (昭和三年度)

品名別	數量	金額
不敷島	二〇、〇五一	二七〇、〇〇〇
朝日	四八、一一〇	五四、一三七・七〇〇
松風	七、八七七	一〇三、九一七・六〇〇
カヂ	三、四九六	一二、七六〇・七四〇
ピジョン	八二、〇一四	九、四三九・二〇〇
マコー	四二、七七八	二二一、四三七・八〇〇
メーブル	一九九、二二四	九六、二五〇・五〇〇
(御大典記念煙草)	二、〇〇〇	三五八、六〇三・二〇〇
菊	三、〇〇〇	五、四〇〇・〇〇〇
(御大典記念煙草)	三、〇〇〇	八、一〇〇・〇〇〇
水府	三一	五五・八〇〇
白梅	三、二七四	三、〇九三・九三〇
さつき	七、八四九	五、六五一・二八〇

あやめ	八、四三五	四、八五八・五六〇
長壽	六七、三一	九、〇八六・九九〇
同上	五〇一、九一四	二二、五八六・一三〇
同上	七、九七九、八六二	七一八、一八七・五八〇
蕪烟	...	一、二四八・六八〇
輸入	...	一、六三五、〇八五・六八〇
合計

第八節 獸肉及牛乳

府内の獸肉販賣業者は、昭和四年末に於て内地人二戸、朝鮮人九戸、計一戸を算し、其の處分獸肉量は年に依り多少ありと雖も、馬及羊の屠殺なく、通例牛千五百頭内外、豚三百頭内外なりとす。之を斤數にして牛肉三七三、六五五斤、豚肉三一、二二四斤、其の價額前者一三一、〇二二圓、後者八、一九三圓(昭和四年中)を消化し、牛豚を合せて販賣業者一戸當り三六、七九八斤、府民一戸當り六五斤となる。此の外冬季に於て時に猪肉、獐肉等の販賣せらるゝこともあり。

木浦の牛肉は肉質概ね良好にして食膳に上すに足る。唯毎春三月濟州牛の盛に移入せらるゝを見る頃より、季節の關係に因るか頗る肉質の低下を示す。市價は牛肉一斤に對し上等五十五錢、普通五十錢位、豚肉は上等四十五錢、普通四十錢位なり。牛皮は夙に當港重要貿易品の一に數へられ、明治三十九年頃日露戰役の影響を受けて激減せりと稱せられし當時すら尙十五萬九千斤、七萬一千五百四十圓の輸出量を示せしが、爾來増殖需用に伴はず漸次減退の傾向あり。昭和四年中の移出量一萬四千斤、七千四百八十八圓を算し、府の牛皮乾燥場に於ける同期中の處置量は合計六一、二六三斤、一一、四四二圓を計上せり。

屠獸は殆ど全く牛、豚に限られ極めて稀に羊あり。明治四十四年度屠獸頭數合計一、三六九頭、大正三年の二千餘頭を最高として概ね一千數百頭を算したるものなるが、大正六年一旦九百臺に落ち、後數年再び頽勢を回復して一千臺に上り、近年遞増、二千臺に接近するに至れり。

屠獸數表 (昭和四年十二月末)

年次	屠獸數	馬	豚	羊	計	備考
昭和四年	一、四一二	—	三四四	—	一、七五六	
同三年	一、八一五	—	二九九	—	二、一一一	

木浦に於ける牛乳搾取業の開始は明治四十一年に在り(但し三十八年中一合十錢六厘なりしこと日用物價表に掲ぐ)。永田槌之助乳牛四、五頭を以て竹洞に開業し、後附近の狀況衛生的ならざるを慮り一度二老面鐵道水源地の邊に移りしが、地理上の關係より再び現刑務所近傍に其の營業所を轉じたり。當時一日の最大搾取量三斗内外、一合六錢を以て販賣せり。其の後大正元年十二月府外二老面山亭里に清水近造の愛光舎牧場現はるゝや爾來約一年有半兩者間に於て競争を繼續したりしが、設備取締其の他の關係に依り永田牧場廢業し愛光舎の獨占に歸せり。其の前永田牧場と共同して府外二老面に藤木久之助牧場の經營を見たることありしが永田牧場の廢業に先じて閉止したり。併合前の統計を缺くも明治四十三年に於ける搾取量二十八石七斗九升(二千二百三十九圓)爾來大正元年迄は大體三十石を上下するに止まりしが、大正二年に至り俄然數倍の百二十餘石に達し、同十三年又百十餘石、此の兩年は牛乳史上のレコードと謂ふべく、大正四年八十餘石に下りて以來餘りに著しき波動を示さず。

愛光舎清水牧場は、開始の當時乳牛兩三頭に過ぎざりしも、獨占事業と爲りてより、港勢の發展につれて漸次擴張を加へ、現在乳牛十七頭を有し、販賣高次表の如く、傍らバタの製造を行へり。

牛乳搾取高表 (昭和四年十二月末)

年次	數量	價額	一合の單價	年次	數量	價額	一合の單價
昭和四年	八五、七二〇 _合	一〇、二八七 _圓	一二〇	同	三	六四、七四〇 _合	七、七六九 _圓 ・一二〇

第二章 工業

第一節 總説

木浦に於ける各種工業は年次發展の道程を辿り、殊に米穀及棉花は木浦貿易の大宗にして、加之以上兩者の國民生活に於ける關係は相當重要なものありて存す。明治の初期まで棉花を自給し得たる我國も、今日に於ては殆ど全く産出せざるに至り、毎年の消費量五、六十萬噸(英國と並で米國に亞ぐ消費國なり)なるに對し、内地の實棉産額は僅々一千噸に満たず、朝鮮に約十萬噸の産出ありて稍々緩和することを得、而して朝鮮より内地へ搬出せらるゝものゝ大部分は、概ね木浦を経由すと謂ひて可なり。米は明治三十年以前の我國に在りて、常に輸出超過の狀態を持続せしものなるが、國民生活の向上は爾來多量の外米輸入を馴致し、最近に於ては國內の年産凡そ六千萬石に對し、二割内外を植民地或は外國より補給するの要あり。朝鮮よりは約六百萬石を移出し其の一割以上は木浦港を通過するものとす。此の故に當港に於ける之等重要物資の移出價額は、各種工業品總價額の大部分を占め、其の精米工場、繰棉工場は茲十ヶ年間に於て、新設、擴張、機械の増設等極めて著しきものあり。玄米及白米は一日一千石を調製し、棉は一日繰棉十五萬斤を製産するの工場能力を具備するに至れり。棉實油は年次品質の精撰に依りて聲價を高め今や内地の食料品市場に移出せらるゝもの尠からず。又織布工場に於て製織せらるゝ粗布八卦票は、全羅南北道は勿論、京城及北鮮地方に年次販路を増幅し來れり。電氣事業は從來府内に限りて燈光、電力を供給するに過ぎざりしも、輓近精米、繰棉等の府内各種工場に電力を供給すること益々多きを致せるのみならず、昭和三年以來更に進んで郡部に燈光及動力を配給して尙餘裕ある現況なり。造船業は多島海を擁

する關係上、帆船製作は逐年其の數を増加し、從來内地に製作を仰ぎし發動機船も、近年に至ては府内當業者の力を以て容易に建造せらるゝを得、海港の素質を充實したり。從來他地方より供給を受けつゝありし天然水及人造水は、今日府内製氷業者の手に依りて飲料、冷凍共に地元の需用を滿たし、尙各地に搬出するの餘力を存するに至れる等諸種の工業漸次勃興し、商港木浦はやがて全羅南道に於ける工業地として唯一の地歩を占めむとしつゝあり。

第二節 繰棉

第一 經營者

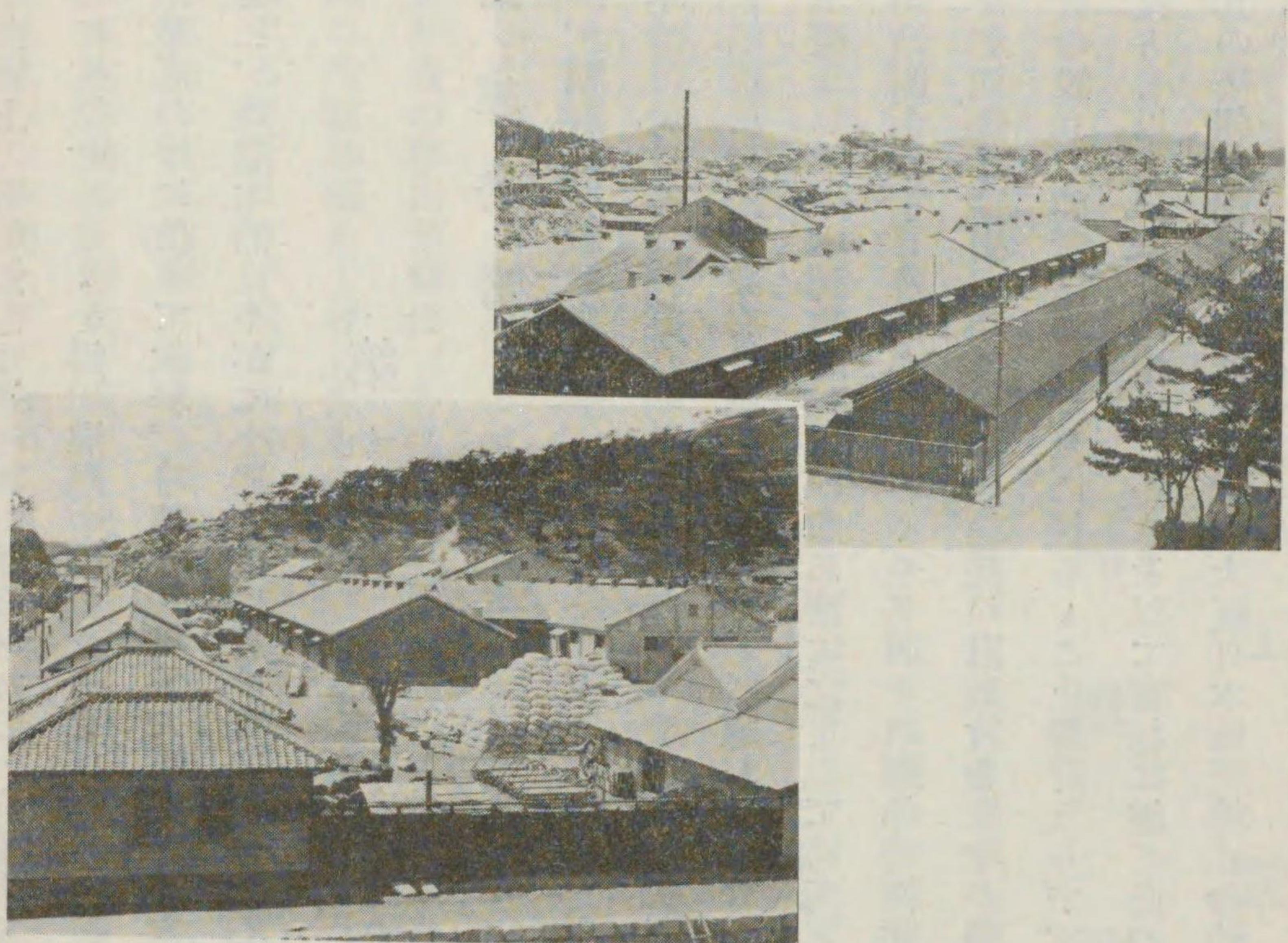
一、朝鮮棉花株式會社

木浦に於ける繰棉業は明治三十九年資本金二十萬圓を以て棉花の栽培並に棉花、繰綿輸出を目的として韓國棉業株式會社を創設し、韓國政府及棉花栽培協會と呼應し、本社を大阪に、支店を木浦に設置せり。其の當時に於ける繰棉機据付數三十臺にして、木浦に繰棉業の起る實に之を以て嚆矢と爲す。

明治四十三年日韓併合せらるゝや名稱を朝鮮棉業株式會社と改め従前の事業を繼承したり。其の後總督府に於て棉花作付反別擴張計畫樹立せられ逐年棉花の出廻數量遞増の勢を示し來りたるを以て新に天平棉業株式會社、木浦棉業株式會社兩社の設立(前者は朝鮮棉業に後るゝこと幾許ならず、後者は大正二年十一月)を見るに至り全羅南道は道内生産棉花の買収方を以上三會社に指定したるを以て實棉は總て此の三會社に於て消化せられたる上大阪に移出することゝ爲れり。

其の後朝鮮棉業株式會社は、在大阪日本棉花株式會社に包括せられて其の木浦支店と爲りしが、大正七年七月天平棉業株式會社並に木浦棉業株式會社と共に、三者を合併して名稱を朝鮮棉花株式會社と改め、資本金を二百萬圓に増額し、其

(む望りよ南西) 景全場工社會式株花棉鮮朝



の所有工場は木浦並に榮山浦、南平、光州、麗水、釜山、馬山等合計十二箇所に及び、其の据付繰棉機數は三百八十臺を算するに至れり。然るに業績上榮山浦其の他各地方散在の工場は寧ろ之を閉鎖し、悉く木浦に集約するの勝れるに若かさるを認めて漸次廢止し、大正九年以來府内海岸通工場に繰棉機二百臺を据付け以て品質の精選統一を圖り、朝鮮棉花の聲價擧揚に務め來れり。

二、南北棉業株式會社

大正七年前記朝鮮棉花株式會社と比肩して三井物産株式會社が木浦に設立したる繰棉工場は當初据付繰棉機五十臺を有工するものなりしが大正八年三月に至り一本金一百万圓の南北棉業株式會社設立と共に其の經營に移り、爾後順次工場を擴張して繰棉機を増置し現在百十七臺を設置するに至れり。

三、個人經營

從來實棉を買收したる府内の棉花業者は、前記朝鮮棉花、南北棉業の兩會社と取引し來りつゝありしが、大正十一年二・三の棉花商は、自ら繰棉工場を設置して實棉を繰棉に消

化し、直接大阪棉花商と取引を開始するに至り、爾來棉花の出廻増加と共に繰棉工場經營者續出し、昭和三年六月現在に於て繰棉工場を設置せる者三十名に達し、此の据付繰棉機三百二臺を數ふるに至れり。

第二 繰棉機臺數及輸移出總額

府内繰棉機据付臺數

會社組織に屬するもの			
朝鮮棉花株式會社	一	二〇〇臺	
南北棉業株式會社	一	一一七臺	
計	二	三一七臺	
個人經營に屬するもの			
十臺以上を据付る者	十一工場	一九六臺	
同 以下を据付る者	十九工場	一〇六臺	
計	三〇	三〇二臺	
合計臺數	三二	六一九臺	
一日繰棉能力			此の製綿量
實 棉	三十七萬斤		十二萬二千斤

場棉選社會式株花棉鮮朝



木浦府史

六三〇

場棉繰同

木浦港繰綿輸出累年表 (單位百斤)

年次	實棉 數量	實棉 價格	繰綿 數量	繰綿 價格
大正二年	四、七九一	四五、六九〇	二六、二三三	八三八、二七二
同三年	五五〇	四、九三五	四一、六一七	一、〇六二、二〇六
同四年			三三、八五四	九八六、三〇三
同五年			三三、三五三	一、二四九、六九八
同六年			四四、六五九	二、五四〇、三七〇
同七年			二六、五〇五	一、九七六、七五八
同八年			四三、七七〇	四、三五三、三三四
同九年			三二、七四七	二、七七八、六七八
同十年			六三、〇三六	二、四五一、七一六
同十一年			五七、七五三	三、〇六五、〇三六
同十二年			八八、七六五	六、一六四、四一五
同十三年			九四、一八九	八、三〇八、七五〇
同十四年			八五、九二一	七、四二〇、八一二
同十五年			六七、六五六	三、六三六、九七七
同十六年			八八、八〇八	三、八七〇、七四六
同十七年			九〇、二二一	四、九二四、〇七六

市内に漸次繰綿工業興り、實棉の輸出無きに至る

備考

實棉は開港以來繰綿と頤頤の勢を持せしが繰綿事業の隆盛と共に次第に其の輸出量を遞減し、大正二年四、七九一擔、四五、六九〇圓、大正三年五五〇擔、四、九三五圓を最後として本統計表中より其の名目を消失せり。大正元年以前の數字につきては木浦誌を参照せらるべし。

第四編 産業經濟

第二章 工業

第二節 繰綿

六三一

第三節 粗布

大正十三年三月府内海岸通三丁目に朝鮮棉花株式會社經營の織布工場設立せられ、原料綿糸は之を大阪より移入せしが其の當時据付織機臺數百二十八臺にして、十六封度及十四封度の二種類を製織したり。其の後十六封度製品は販路抄々しからざるを以て専ら十四封度品(八卦票)の製織に務め、製品の精選と販路の擴張に努めたる結果、鮮内各市場に於て品位を認められ、賣行漸次増加し需用は優に供給を凌駕するの狀態となりしを以て、昭和二年四月更に織機三十臺を増設し、現在百五十八臺を運轉操業し、八卦票粗布は鮮内到る所の市場に見受けらるゝ盛況を致せり。

今左に最近五ヶ年間の製産高を示さん。

粗布生産表

大正十三年度	十四ポンド	九、三三三 ^反 (但し四十ヤール)
同 十四年度	十四ポンド	四、九五二
昭和元年度	十四ポンド	二七、七二七
	十六ポンド	一九、六六二
	十六ポンド	一三六、六〇八
	十六ポンド	一一、三三四
昭和二年度	十四ポンド	六四、九五九 ^反
同 三年度	同 上	七六、二〇五

第四節 棉實油

大正七年六月十五日府内海岸通に資本金五十萬圓を以て鮮内に於ける斯の種唯一の會社たる朝鮮製油株式會社設立せられて以來、鮮内繰棉業者が従前内地に輸出せる棉實は茲に當地本會社に依て消化精製せられ、棉實油(食用白絞油)とし

て内地及鮮内各地の厨房に供給せらるゝに至れり。然るに大正十五年八月三十一日若松に本店を有する日華製油會社に合併せられ、目下日華製油株式會社木浦工場の名稱の下に操業を繼續し、設立當時は機械の一部不完全なりしも爾來研究を重ねて改良を施せしと、脱臭装置の完備とに伴ひて品質大に向上し、今や他の食用白絞油に優るとも劣らざる良品として市場の聲價を博しつゝあり。

- 一日の原料(棉實)消費量 一一〇、〇〇〇斤
- 一日の製産能力 二五〇箱(一箱二斗)
- 一ヶ年の製産能力 七〇、〇〇〇箱

尙木浦工場製品の販路及數量につき既往五ヶ年間の状態を示せば左の如し

棉實油生産表 (一箱二斗)

年度別	販路別	數量
大正十二年度	内 鮮	四五、〇〇〇
	内 鮮	二、五九〇
	内 鮮	五〇、五九〇
同 十三年度	内 鮮	三〇、五〇〇
	内 鮮	三、六八九
	内 鮮	三五、六八九
同 十四年度	内 鮮	六五、四六〇
	内 鮮	三、七一九
	内 鮮	六八、六八九

六三三

日華製油株式會社工場



大正十五年度
昭和元年度

内 地
朝鮮 内 地

五六、九四〇
三、〇六六

昭和二年度

内 地
朝鮮 内 地

四三、二〇〇
五、六〇〇

六三四

又棉實油には種々有用なる副産物あり次の如し。

粕 粕は完全肥料として其の效顯著なり、當初悉く内地に移出せられしが、最近鮮内に於ても其の眞價を認めらるゝに至りて漸次需用を増加し、忠州煙草組合の如きには毎年三十萬貫以上を納入し、黃州、鎮南浦方面の果樹園或は本道各郡農會等にも亦尠からざる納入を爲し好評を得つゝあり。

挽穀 棉實の外皮たる挽穀は燃料として最も經濟的なると、温度の調節他の燃料に勝れるとに依り、原動機の燃料乃至炊事用、煖爐用等に廣く需用せらる。

第五節 粃摺及精米

第一 斯業の推移

昭和二年末現在斯業の統計に依れば、工場數四十、資本金百四十四萬五千圓、從業人員九百十五名、年産額四十餘萬石、一千餘萬圓にして實に木浦港總移出米の大半を占め、其の資本に於て製油、繰棉、織布の三事業に稍々遜色ありと雖も、産額に於ては一頭地を抜き、全然他の企及し得る所に非ず、米の木浦に在りて正に主要の大工業なりとす。

府内の粃摺及精米事業は、概観するとき何れも異常なる發達を遂げたるに相違なけれど、之を兩者の相對的消長に就きて検討せむか、頗る興味ある現象を呈す。開港當初に在りては専ら粃を以て回着し之を木浦に於て玄米と爲し、内地其の他へ搬出したるものなるが、調製、乾燥、包裝、荷造其の他遺憾の點尠からず、爲に朝鮮米の聲價を毀損せしが故に、之

が救済を目的として木浦商業會議所は、自發的に玄米検査規則を制定して之が改善を圖れり。時に明治四十二年十二月六日にして、當時日露戰爭後の好況時代に屬し、戰前輸出年額二十萬圓内外なりしもの、一躍七、八十萬圓を維持するに至り、其の大半五十餘萬圓(約六萬石)は、

既に府内の粃摺業者に依りて調製せられたり。爾來暫らく玄米全盛時代を現じ、爲に大阪方面に多數の精白米業者を生じ、以て大正の初頭に及べり。會議所の玄米検査は其の後繼續施行せられしと雖も、之を現今の施設に比較するとき元より同日に論ずべからず。乃ち大阪商人は却つて奇貨措くべからずとなし、諸種の缺點を誇張し其の際に乗じて、玄米より白米への操作中に於ける不當の利潤を擧げつゝありしこと、漸次明かとなりしかば、茲に木浦府内に於ける

精米業擡頭し、反對に大阪方面に於て萎微屏息したり。此の現象は、大正七、八年頃迄持續し、一時は白米二、玄米一の割合に達し、所謂白米時代を現出したるものとす。時に府内に於ける扱高玄、白米を合せて七、八萬石、百二、三十萬圓に及べり。



精米工場及粃乾場

精米工場



然るに大正四年米穀検査規則の發布あり、其の趣旨徹底と共に、玄米の品質昂上し、内地市場に於ける聲價を發揚したる結果、漸次玄米移出の有利なる事情を生じ、今や再び玄米時代に復元せり。

之と同時に内地取引先諸都市に、又々精米業發達し、特に最近に於ては三馬力、五馬力の副業的小動力機に依る斯業者簇出し、東京市内に七、八千戸を數ふと謂はるゝに至れり。白米時代に於ては玄米を併せて操作の採算上、比較的大規模なる工場設備を施すの可能性ありしも、現下玄米時代に入りては、大工場は收支償はざるを以て漸次縮小の傾向を示し、朝日精米所の如き、昭和三年來既に全然休止中にして、將來其の顰に倣ふ者を續出せんとする趨向に在り。

尙茲に著明なる變化は、粃摺業の地方化なり。最近農村の發達と覺醒とは、次第に粃の儘港市に回漕するを避け、工賃、場屋設備費、副産物等幾多有利なる條件に立脚して、成るべく自ら粃摺を爲し、玄米として搬出するの傾向を示し來りしかば、各種の點に於て不利の立場に在る都市粃摺業者は

次第に失脚し、やがて單に地元の需要に應ずる底の精白米業を除き絶滅するの期遠からざるを保せず。又地方農村に在りても、地主の經營に屬する粃摺は、次第に又小作人を刺戟し、或は移動式質搗の時代來るに非ざるか。要するに木浦の粃摺及精米業は、初めに玄米時代の要求に應じ、次に白米時代を迎へて善處し、再び玄米時代に還元し、更に再轉斯業を都市より地方農村に移譲し、都市に於ける從來の精米業者は、専ら移出業者たる本來の面目に歸り、漸次又仲介業者としての將來を打開するに至ると見るべし。

砂石の混入は、朝鮮米の最大缺點にして、從來當業者は粃摺の際、萬石通しに依り之が脱去に努め、精米業者は更に直接手指を以てする選り抜き作業を行ひ、初めて各戸の需要に應じ得る状態なるが、其の原因たる一に、農家に於ける調製法粗雑なるに基くものなり。然れども在來の地面取扱を改めて、席上取扱となせる今日、且つ又粃摺作業の萬石通し使用と併せて、昨今土石混入は、殆ど問題とするに足らず、石拔玄米の名の下に何等故障なく内地市場に取引せられつゝあり。今後數年ならずして全然其の弊を認めざるに至るべしと謂はるゝは、朝鮮米の品位向上に就き誠に喜ぶべきなり。顧みるに此の問題は對外取引開始以來の久しき懸案にして、明治三十四年早くも木浦會議所は、釜山會議所と共に時の帝國公使に對つて、改善方請願の第一聲を擧げ、氣運の促進に怠らざりしと雖も、因習の久しき寸效をも期する能はず、砂石除却のため無用の操作を要する理由の下に、品質は本來佳良なるに拘らず、内地需用者より嫌忌され、常に劣等品としての待遇を忍ばざるべからず、明治四十年初めて奉天、大連方面へ輸出を試みたる時の如き、木浦米は石拔不完全の名目に依り仁川米の壓倒する所と爲り、徒らに倉庫裡に堆積せられて荷動き頗る鈍かりしものなり。

第二 斯業發達の經路

動力に依る精米業勃興以前に在りては、精米、粃摺共に人力に依る舊式小規模の作業に過ぎざりしが、機械設備の普及

發達につれ、漸次精米動力の一部を糶摺に應用する者續出し、現今に於ては人力に依るもの皆無にして、且つ悉く兩者の兼營なるのみならず、精米と糶摺とは既に其の主客の位置を顛倒したり。

開港當時糶の處理は概ね朝鮮人夫を使役し、日本式手挽糶摺臼に依りて玄米に調製し、朝鮮在來の法に依れるものを外、玄米と名くるに對し、之を改良、玄米と稱せり。而して外玄米は改良玄米に壓倒せられて間もなく出廻りを絶ち、凡て糶の儘回着するに至りたれば、糶摺業は精米業と共に愈々盛況を呈し、夙に當港に於ける重要工業と爲りたり。最初専ら人力に依り、前記の如く動力精米工場の施設起り、茲に一時動力、人力二種の糶摺業者併立し、次で動力機に統一せられて今日に至れるものとす。糶の乾燥不十分なる朝鮮に於ての糶摺業は、必然糶干場の設備を要し、去らぬだに土地狹隘なる木浦市街地に於て、將來果して支障なき發達を期し得べきや最初より疑問にして、此の點今日に至るまで終始當事者頭痛の種たりしが、今や遂に操業を農村へ委譲するの時期に到達せむとす。

使用動力は蒸氣、石油、電氣の各種あり。明治三十二年七月井出清造が石油發動機を裝置し、福山町現丸三、吳服店所在地に開始したる井出精米所を、動力機使用工場の鼻祖とすれども後之を宇津木競に譲り、次で火災に罹り焼失したり。又武内鶴太郎は明治三十八年東海岸に蒸氣機關を裝備せる武内精米所を經營したりしも、四十三年中西合名會社に譲り、會社は之を練棉工場に應用し、後天平棉業株式會社と爲れり。創業以來最も久しき歴史を有するは株式會社朝日精米所にして、明治三十四年榮町一丁目に開業したる木村福次郎、木村健夫、福田有造三名共同の木浦精米所を其の發端と爲す。三十五年木村福次郎脱退して殘る二名の經營に移り、同三十八年木村健夫個人の所有に歸し乃ち木村精米所と改稱せり。工場建坪三〇〇坪を有し、蒸氣機關三十八馬力なりしもの茲に於て八〇馬力に増大し、一旦火災を経て更に一二〇馬力と爲せり。大連に支店を置き、主として滿洲方面輸出を目標となし、又大阪、釜山、元山、浦鹽等へも輸移出（大正の初

頭朝鮮米の内地移入稅撤廢と共に滿洲輸出行はれざるに至る）し、一日の最高生産高玄米二百石、白米一百石と稱せられたり。大正十年朝日精米所の名義に更められ、同十年焼失したるも直に復舊し、坪數五〇六、馬力一八〇、一日生産能力玄米三五〇石、府内唯一の大工場なりしが、既記の如く昭和三年以來休業中に屬す。

福田精米所は南海岸に在り。前記木村精米所開設の際分立したるものにして、爾來相並て木浦精米業界の雙璧と目せられ、工場百五十坪、新式蒸氣機關五十馬力、一日の生産能力白米五十石、大阪、釜山、元山、浦鹽方面へ搬出するの外、地元及附近の常用米を供給せしが、大正三年廢業したり。此の外石油發動機を裝置したるものには、明治四十年幸町藤井精米所、同町高田精米所（大正三年頃、内谷萬平の經營に歸す）の創立あり。翌四十一年には松永精米所の新設あり。當時一日の最大生産量三者合して白米七十石を算したり。

其の後大正三、四年頃に至りて蒸氣機關を備ふる寶町森田精米所（昭和三年廢止）祝町太田精米所起り、大正十三年に至りては京町井上精米所創立せられたり。井上精米所の前身は大正八年開業せる大岡米穀部なるが、現在九〇馬力機を運轉し、一日玄米四百石、白米二百石の生産能力あり。

現今盛に行はるゝ電力發動機の使用は大正十年以來のことにして、柳町に於ける徳富某の木浦精米所（約一年半にして廢止）を其の先着と爲す。其の後某鮮人群山より來りて湖南銀行前に同様開始せしも、未だ晝間電力供給の便あらざりし時代とて、連日の夜業に各種の缺點を伴ひしもの、如く久しからずして廢せり。斯くて從來足踏を以て僅かに精製しつゝ、白米の小賣を其の業とせし者も、大正十年以來次第に電氣モーターを取り付け利用するに至り、衛藤、岸本、立石、禹亭圭、金鐘泰、崔守鳳、金龍文、文在玉等内鮮兩者に互り、近次大に殷賑を加へ來れり。

即ち明治三十二年井出精米所設立以前は、全然手工業の時代にして、爾後動力機精米は主に輸出向に、人力精米は市内

小賣向に、大體別個の領域を占有せしが、其の間にも手工業の範圍漸次狭められ、大正十年電力使用開始以來、全く機械力の獨占到歸したり。單に朝鮮に於てのみならず、内地に於ても亦近年、小馬力電力機流行の大勢を現じつゝあり。

主要精米工場表 (昭和二年度)

位置	名稱	工場	倉庫	機關	馬力	十時間の能力		輸移出高	起業年月
						玄米	白米		
幸町	内谷萬平	二六八	六八	吸入ガス	三〇	三〇〇	一〇〇	一一、二七二	大正三年十一月
榮町	森田泰吉	四〇	三四	同	一五	二〇〇	—	一〇八、九四四	同 三年二月
京町	井上留吉	二二一	六八	蒸氣	九〇	四四〇	二〇〇	八二、五七四	大正十二年一月
壽町	朝日精米所	一八七	一五七	同	一二〇	二七〇	一八〇	六五、五五〇	同 九年九月
祝町	高津福太郎	五〇	二〇	電氣	二〇	九六	—	四三、二六四	昭和二年十二月
旭町	鮮一社	一五〇	九五	蒸氣	七五	一二〇	—	一四、五六四	大正十二年十二月
祝町	太田孫三郎	五二	五〇	同	八五	二〇〇	一〇〇	九、三六二	同 四年十二月
榮町	直場健三	五〇	一三〇	電氣	一〇	一〇〇	五〇	七、五七五	昭和二年十一月

第六節 電氣

第一現況

木浦電燈株式會社は福山町七番地に在り。明治四十四年十二月創立、大正二年二月の開業にして發電所を櫻町に有す。資本金は創立以來二回の増資を経て五十萬圓(一萬株)を稱し、昭和四年末に於ける點燈總數一五、三七五燈、需用家數四、〇五一戸、動力使用馬力數五六六馬力、使用家數七五戸。地域は木浦市街の外咸平、鶴橋、外邑に及び、毎半期收入

概ね十一萬圓、利益金三萬圓を超え、近年一割二分の配當を繼續維持して變らず。而かも其の資産状態頗る有利堅實にして、創立以來營業各部の成績を徴すべき計數を見るに、悉く向上増進の一路を辿り、殆ど他の諸會社中比類なき美果を收めつゝあるものとす。昭和四年末に於ける株主總數五十八名、一人の所有數最大四、四三〇株、最小一〇株、總數一萬株、五十萬圓の七割三十五萬圓は既に拂込済なり。發電機は創立當時の九四K、V、A一臺、其の後増設に係る二九〇K、V、A一臺(ユニフローエンジン)六二五K、V、A一臺(B、B、C社製タービン)計三臺を備へ、新舊併せて一、〇九K、V、Aの出力を有するに至れり。

電燈需給表 (昭和四年十二月末)

電燈別	10 C		16 C		24 C		32 C		50 C		100 C		150 W		200 W		250 W		300 W		500 W		計
	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	定額	從量	
室内燈	三、七四一	一、四九七	一、一六五	四六五	二七〇	六七	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七、二二二
軒燈	二、四五二	一、八五二	八一一	四〇七	六三三	一三三	一七	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六、三一二
計	六、一九三	三、三四九	一、九七六	八七二	九〇三	二〇〇	二二	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三、五二四
計	一、〇四二	六一	二五	四	一七	四五	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二一一
計	四四九	四五	一〇三	一七	一五	七	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六四〇
計	一、四九一	一〇六	一二八	二一	三一	五二	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八五一
計	七、六八四	三、四五五	二、一〇四	八九三	九三五	二五二	三四	八	三	五	四	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五、三七五

電燈電力供給比較表 (昭和四年十二月末)

需用種別	本期末		前期末		増減
	數	戸	數	戸	
第四編 産業經濟	四、〇五一	三、八二二	—	—	二二九戸

點燈總數	一五、三七五燈	一三、六七六燈	增	一、六九九燈
表外不定時燈數	八三七燈	一、二一三燈	減	三七六燈
十燭換算燈數	二九、三〇九燈	二三、七二八燈	增	五、五八一燈
動力使用家數	七五戶	六二戶	增	一三戶
動力使用馬力數	五六六馬力	三七九・五馬力	增	一八六・五馬力

備考 但し前表同様市外を含む。

電燈市外供給比較表 (昭和四年十二月末日)

種別	本期末		前期末		増減
	數	數	數	數	
需用家數	三六四戶	一、〇二七燈	三二七戶	八五九燈	增
點燈總數	一、〇二七燈	一〇八燈	一〇九燈	一〇九燈	減
表外不定時燈數	一〇八燈	一、四三一燈	一、一四〇燈	二九一燈	增

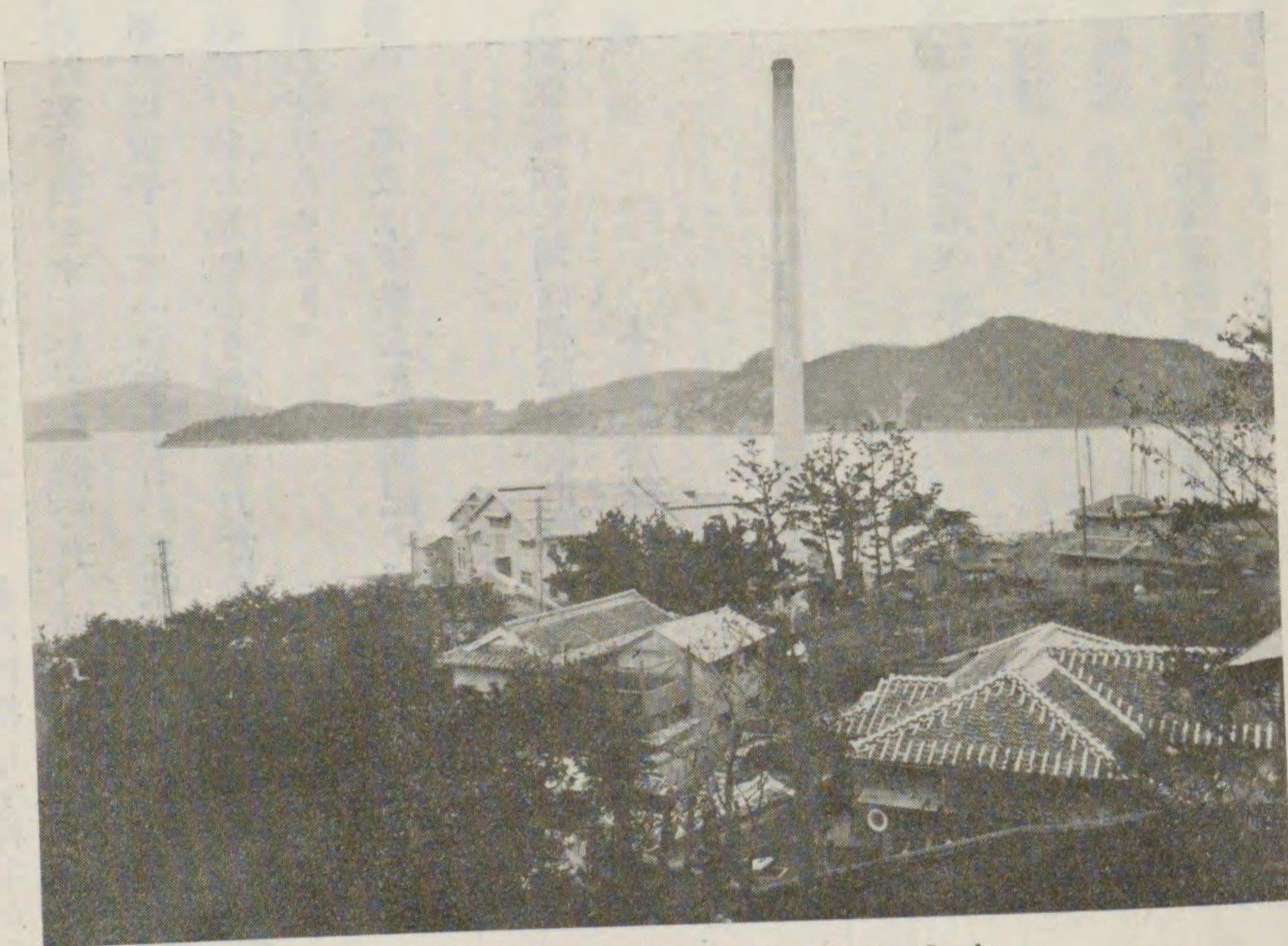
第二沿革

明治四十三年七月二十三日電氣事業發企者領事館通二七番地福田有造外十一名連署の上、許可申請書を其の筋に提出したり。其の後福岡縣の人榊田惠次外數名、同一目的を以て申請の意あり、同年八月總代として柳田惠次來木したるが、既に先願者あるを知り、合同して經營せむことを地元派に申出でたり。此の時偶々東京の安立綱之等數名よりも、別に斯業に對する許可出願あり、同派は一面單獨出願と共に、他面亦福岡派と同様、同年十月地元派に合同を提議し來りたり。茲に於て地元派は發起人會を開催し、合同に對する種々の協議を遂げたる結果、發起人中より各別に代表者を選んで、兩派と更めて交渉を重ねしむるに決し、福田有造を以て福岡派に、青木十三郎を以て東京派に對せしめ折衝することゝせ

り。青木十三郎は同年十一月十二日東京に於て、其の地の代表浦上格と會見し、福田有造は同十二月大阪に於て、福岡派の柳田惠次に會見し、各何れも合同經營の議を決し、木浦派の出願にして許可を得たる場合は東京、福岡兩派に各總株式の四分の一を分配すべく誓約したり。即ち福岡派は出願前に於て、東京派は出願後に於て、兩者申出の時機に於て先後ありしと雖も、等しく合同の議を決せしものなり。

十二月二十三日附を以て、曩きに提出せる電氣事業許可申請書に對し急速許可あらんことを請願せしところ、一旦單獨許可申請書を提出したる東京派の發起人より、合同經營承諾書を徴し差し出すべき旨指示あり。直に案文を具して至急署名捺印の上回送方、東京派浦上格宛照會し、其の後更に電報を以て督促すると同時に、發起人青木十三郎より、私信を以て此の間の成り行きに就き詳細通報し、承諾書の回送を促したるに、東京派總代は、歳末多端の爲か乃至又他に事情の存するありしか容易に回答を送らず。

然るに木浦電燈要求の聲は、發企以來日に月に熱と大とを



木浦電燈株式會社櫻町發電所

加へ、多數港民悉く點燈の一日も早からんことを冀望しつゝあり。加之電燈需用者の過半は、多少に拘らず株主たむことを欲する者なるに依り、遷延久しきに亙らば更に第二、第三の計畫者發生する無きを保せず、現に東京より平渡信外名の新規請願ありたりとの説もありて、荏苒猶豫し難く速かに事業に着手して一は需用者の希望に副ひ、一は競願に因る無益の紛争を避くるは、此の場合頗る必要のことなりと信じたれば、此の點につき爾來極力當局の諒解を求めたる結果、遂に明治四十四年六月二十二日附を以て、地元派に對し電氣事業の許可ありたり。

今事業計畫の内容を知るに便せむため、許可申請書及附屬書類の一部或は要點を左に摘記すべし。

〔電氣事業許可申請書〕

今般朝鮮木浦港に於て電氣事業經營致度候間御許可被成下度右關係書類及圖面相添此段申請候也

明治四十三年七月二十二日

木浦電燈株式會社發起人(連名)

(事項書)

- 一、電氣事業の名稱 木浦電燈株式會社
 - 二、資金運用 (イ)總資本金 二十萬圓
(ロ)工 事 費 別表の通り
(ハ)事業上の收支概算書 別表の通り
 - 三、原動力の種類 火力とす
- (起業目論見書)(圖面は略す)
- 一、事業の目的 電氣を應用し電力、電燈の供給を營業とす。

二、供給區域 木浦居留民團區域内

三、發電所は木浦港の東海岸通六丁目に設置し、木浦港市街一圓に送電す、其の電線路の經過地名及其の亘長は左の如し。

- 1、第一幹線及支線は別紙添附圖面に表示する如く、其の亘長の概數
 - 2、第二幹線及支線は別紙添附圖面に表示する如く、其の亘長の概數
- 右電燈、電力供給區域及電線經過地並に發電所の位置は別紙添附圖面に表示の通り

(工事設計書)

- 一 電 氣 方 式 高壓交流單相二線式
- 二、ワ ッ ト 數 六十キロワット 最大電壓二千ヴォルト
- 三、電線路の種類 架空式 擔當技術者 三 枝 彦 雄

(工事設計明細書)(圖面は略す)

第一、發電所内機械器具の裝置法

別紙第二號圖面の通り

第二、發電機の種類及個數ワット數

- 一、單相交流發電機 一 臺
- 一、周 波 度 數 百サイクル
- 一、最 大 電 壓 二千ヴォルト
- 一、容 量 六十キロワット

一、勵磁法

單一法

第三、變壓器の種類

單相變壓器

一次電壓

二次電壓

二千ヴォルト

コワ又はシェール形にして鐵函内に納め、油入れ又は冷氣式なり。

第四、電氣方式

高壓交流單相二線式

低壓交流單相二線式

第五、電線路の種類

一、電線路は架空線式にして、高壓に使用する電線は大日本帝國電氣事業取締規則第四十六條第三項規定の護謨線を用ひ、低壓に使用する電線は大日本帝國電氣事業取締規則第四十六條第一項規定の二度編東京線を用ゆ。

二、電柱は長さ二十八尺、末口五寸五分乃至長さ四十尺、末口七寸の杉材にして、全長の六分の一以上を地中に埋没し、電柱相互の間隔二十五間乃至三十間と定め、必要に應じ支線又は支柱を施し堅固に建設す。

三、碍子は陶器製、高壓用は二重碍子を使用す。

四、腕木は椶材にして、高壓用は二寸五分角長さ三尺とし、低壓用は二寸五分角長さ二尺五寸のものを使用す。

五、電線路中、道路を横斷する處は、最低架空線と地表面との距離二十尺以上、其の他の處に於ては十六尺以上、造營物に沿ひ架渉する處は四尺、造營物の上に架渉するときは六尺以上の間隔を保たしむ。

六、電線路中、電信、電話其の他電氣信號線と交叉する處は、凡て三尺以上離隔せしむ。

七、屋内電線路中、點檢容易なる場所に施設するものは、大日本帝國電氣事業取締規則第四十六條第二項に該當の二度編東京線を用ひ、陶器製クリート又は碍子にて支持し、點檢容易ならざる場所又は濕氣の充ち易き場所に施設するものは、大日本帝國電氣事業取締規則第八十條に該當する護謨線を、陶器製の碍子にて支持す。需用家屋内、點燈可撓紐は、大日本帝國電氣事業取締規則第八十一條規定のものを用ゆ。

構造法は、屋外に施設する高壓及低壓線路は架空線式にして、眞直なる杉材電柱末口五寸五分、長さ二十八尺乃至末口七寸、長さ四十尺にして、之を椶材腕木高壓用は二寸五分角長さ三尺、低壓用は二寸五分角長さ二尺五寸のものを、亞鉛鍍の徑四分のポルトにて堅固に縮付け、之に陶器製二重碍子にて電線を支持す。電柱に對する地線として、亞鉛鍍八番鐵線を装置す。需用家の屋内に施設する低壓電線路は、大日本帝國電氣事業取締規則第七十九條各項の規定により、同第八十四條の規定に従ひ施設す。

第六、保安装置法

- 一、發電所内に装置する分、別紙第三號圖面の通り。(圖面は略す)
- 二、發電機の幹線用開閉器は大理石の臺を用ひ、可溶安全線付雙極とす。之が接地装置はBS線號六番銅線及十八平方尺の表面積を有する銅板を以て、完全に大地と電氣的接觸を施すものとす。
- 三、檢漏装置は發電機母線に靜電式檢漏器を取り付けたるものとす。前記の檢漏器附屬の地中盤を兼用して大地に放電せしむ。
- 四、避雷器は高壓幹線の引出口に於て各線に之を装置し、前記の檢漏器附屬の地中盤を兼用して大地に放電せしむ。
- 五、他の電線との混觸豫防装置は、大日本帝國電氣事業取締規則第四十六條第二項、第三項、同第五十六條、同第七十

六條の規定に従ひ施設す。

六、高壓及低壓電線相互の接觸より生ずる危険豫防のため鋭敏なるヒルム式カットアウトを装置す。

第七、電線路圖

別紙添附第一號圖面の通り。(圖面略)

第八、落成期限

許可の日より貳ヶ年以内とす。

擔當技術者 三枝彦雄

(工費概算書)

金 五 萬 圓 也 總資本金の四分の一拂込

内 譯

金 一 千 圓 設計監督、測量、俸給、旅費、通信費、什器、其他

金一萬六千三百五十圓 原動力工事費 金八千四百七十圓 電氣工事費

金一萬一千七百五十圓 電線路費 金 四 千 圓 電燈引込室内取付費

金二千二百五十圓 雜 備 費 金五千八百八十圓 豫 備 費

(收支概算書)

收 入 之 部

金二萬三千四百圓

内 譯

金二萬二千二百圓 點燈料 十六燭光一千燈一ヶ月一圓八十五錢 十二ヶ月分

金一千二百圓 賣品賣上益金

支 出 之 部

金一萬三千四百八十八圓七十五錢

内 譯

金五千九百四十八圓七十五錢 石炭 一日平均四千五百斤

金二千四十圓 内外維持修繕費 金五千五百圓

社長以下給與

差引純益金九千九百一十一圓二十五錢也(此の内より一割四分配當)

(發起人住所氏名)

木浦港領事館通二十七番地 福田有造、山手通二丁目三番地 青木十三郎、務安通一丁目二番地 松井邑次郎、東海岸

通一丁目十六番地 山野瀧三、同二丁目一番地 谷村道助、同三丁目十八番地 土肥庄作、領事館通三番地 伴諒輔、

同四番地 藤森利兵衛、務安通一丁目一番地 松村徳治郎、同二番地 村上直助、東海岸通一丁目五番地 麻生作男、

同四番地 波多野龍介、以上

斯くて明治四十四年六月二十二日許可の指令に接したること既記の如し。翌七月五日東京派より、株式四分の一把握に關する權利拋棄の通知に接したるが、之れと引違へに八月帝國瓦斯電燈株式會社創立事務所より、左記條件を附して共同經營方申込ありたり。

し、株式の半數以上をもちて共同經營を爲すこと。

2、不足の株式のみを引受くる場合は機械の納入及工事を擔當すること。
發記人會は直に之れを拒絶せり。一方福岡派も「機械の納入及工事の請負を自己の手中に收めんとして申出ありたるも「機械の選定及工事の施行は、吾人素人の能くする所に非ず、擧げて之を通信當局の指示に委したり」と、同じく提議に應ぜず。

茲に於て發起人は木浦電燈株式會社創立委員を擧げ、現取締役社長松井邑次郎を創立委員長と爲し株式の募集に着手したり。時に福岡派は、前記の要求容れられざるや、東京派の足跡を襲ひて同じく前約に背き、今に至つて株式の引受を拒みしかば、會社は名實共に木浦の事業會社と爲り、木浦在住者に於て總株式を分擔することを得るに至れり。今日より之を見て木浦産業界のため誠に賀すべき結果と爲りしこと疑ひ無しと雖も、當時木浦に於ける電氣事業の將來たる、未だ必ずしも樂觀を許さず、東京、福岡兩派の脱退に因りて、遽かに豫定に二倍する株式を引受け、消化せざるべからざることと爲りたる創立委員は、茲に募集上著しき困難を喫するに至りしが、幸にして奮闘の結果、同年九月二十五日株式申込を締切り、十一月十五日第一回拂込を了し、十二月二十三日設立の登記を済ませたり。當時株主八十名、總株四千株にして、青木十三郎の三百二十株保有を最多とし、福田、内山、阿部の各三百株、木村、松井の各二百株等之れに次げり。第一回の役員には取締役社長として青木十三郎、取締役として松井邑次郎、村上直助、平岡寅次郎、松村徳次郎、監査役として福田有造、木村健夫、谷村道助を擧げたり。

明治四十五年三月二十二日電燈工事に付き認可申請書提出、同年四月二十九日認可あり、七月十九日工事に着手す。大正二年二月四日検査終了し同日より點燈を開始せり、點燈開始當時の十燭光換算燈數一、〇八六燈なり。曩に工事に着手するや、之れが完成に金八萬圓を要し、不足額は光州農工銀行より借入れ充當したり。

開業以來年々増燈を續け、發電所の能力より見て良好の成績なりと雖も、物價の暴騰は年に月に甚だしく、殊に石炭及運賃の騰貴は、到底増燈に依る増收のみを以て經費を補填すること能はず、終に大正七年上半年の營業報告には「會社の經營は困憊其の極に達し、日に増し悲運に向ひつゝあり」と記載するに至り、同年八月一日電燈料金の値上を認可せられて漸く苦境を脱したり。

大正八年府内各種工場事業の發達に鑑み、晝間動力の需用に應じ以て收入の増加を圖らむと計畫し着々順備を進めしも、同年惡疫大に流行し、爲に貨物は輸送を制限せられたるの結果、六月完成の豫定は五ヶ月を後れ、十一月に至り初めて晝間動力の送電を開始することを得たり。然れども、炭價は依然一萬斤、二百二十圓餘にしてK、W、H當り十三斤半を要し、剩へ電燈は早くも五千二百燈に達して發電餘力無く（當時九四K、V、A一臺）増燈の望み全く絶へたるを以て、會社は當面を凌がむ爲め、殆ど古今無類と云ふべき燭力低下の勧誘をなし、辛うじて新需用家の點燈要求に應じたり。茲に於て大正八年十二月末重役會開催の結果、十八萬圓を投じて二九〇K、V、A「ユニフロー」エンジン、自動送炭機及節炭機を設置することに決し、乃ち從來の切込炭手焚を廢し、且つ自動送炭機に依りて粉炭を使用することとなり、大正九年九月中旬、先づ自動送炭機の設置を完了したり。之れが爲にK、W、H當り石炭消費量は三、四割を減少し、且つ又粉炭使用に依り、自然炭價を低下し得て頓に失費を軽減したり。

二九〇K、V、A「ユニフロー」エンジン及節炭機は大正十一年一月二十五日検査終了、同日より送電を開始したるが、石炭の消費量は従前の半量以下と爲りたるに反し、發電力は數倍するに至りしかば、茲に電燈電力の新規申込受付を開始し、大正十二年末現在電燈に於て十燭光換算一萬燈、電力に於て二二九馬力に達せり。

當地に於ける晝間動力の需用は、爾來益々増加の傾向を示すに拘らず、從來の汽罐は新設「ユニフロー」エンジンの全力

を發揮せしむることを得ざるに依り、大正十三年二月十一日の重役會に於て、資本金二十萬圓を五十萬圓に増加し、其の拂込に依り、借入金の一部を返却し、殘金五萬五千圓を以てボイラー一基の増設を行ふことに決定、之を同年二月二十八日開催の臨時株主總會の議に附し、乃ち定款を改正し大略左の方法に依りて新株を募集することゝなれり。

- 一、新株六千株の内、四千株は在來の株主に、一株に付一株の割宛とすること。
- 一、残り二千株は公募すること。

但し一株に付二圓五十錢以上のプレミアムを附す。

其の結果、大正十三年三月三十日公募締切までの應募者六十九名、其の株數二、八七〇株に達し、優に豫定を超過せり。割増金は最低二圓六十錢、最高三圓三錢にして、同年八月一日一名の事故無く拂込を完了したり。

之れより先、三月十三日バブコック水管式ボイラー(一、四三七平方呎)一基の購入契約を爲し、十月一日工事竣工、茲に始めて「ユニフロー」エンジンの全出力運轉を爲し得るに至れり。而かも翌大正十四年には、早くも二九〇K、V、Aにては供給不足を生じ、同年十月五日八萬餘圓を以て更にB、B、C社製六二五K、V、Aタービン發電機を据付くる事となり、大正十五年六月二十五日工事着手、同年十月四日竣工を告げ、茲に送電開始以來十三ヶ年六ヶ月を経て、合計一〇〇九K、V、Aの出力を有するに至れり。

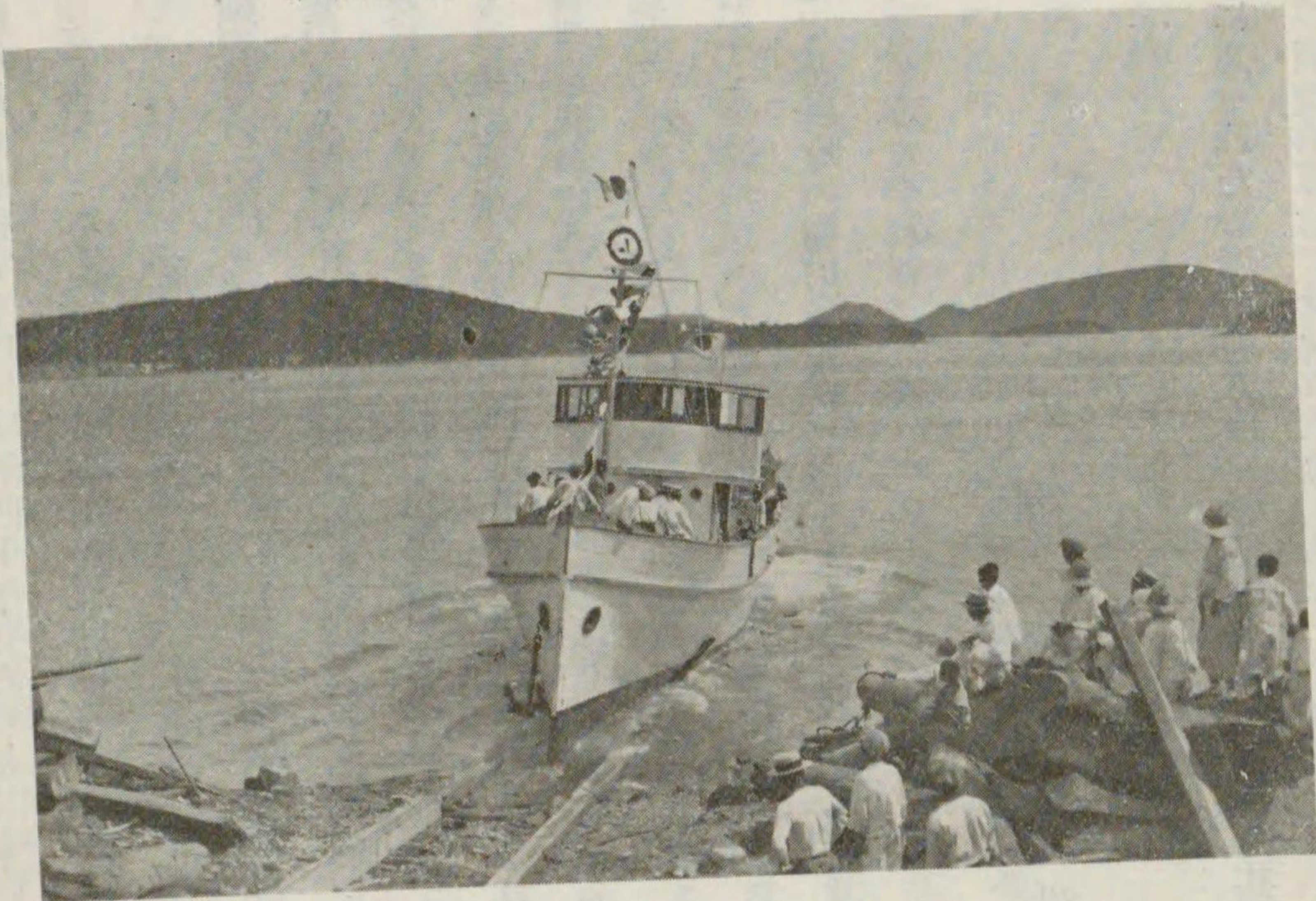
昭和三年一月には、外邑、鶴橋を経て咸平郡に達する二十五哩の送電線路延長の計畫を爲し、同年九月竣工す。茲に至て電氣供給區域を附近郡部に擴張したるのみならず、昭和四年末増燭、増燈一齊勧誘の結果、燈數急激に増加し、同年十二月末現在、電燈十燭換算數二九、三〇九燈、動力使用馬力數五六六馬力に達せり。尙同年中市内主要地點に鐵柱を建設して、從來の木柱に換へたる外、同年十月三十一日發電所の汽罐増設工事に着手し、十二月二十九日竣工、水壓試験に合格したり。

第七節 造船

造船業は土地柄夙に興らざるべからず。之を歴史的に觀察するも、少しく上流榮山江の右岸、梨山津其の他兩三箇所には、數百年前戰船廠の設けられたる記載を存し、元の征東軍を發せむとするや、幾百艘の軍船を提供したる史實ある等、以て其の賦命の如何を卜するに足るべし。唯近世に及んで全く衰退し、開港後十年、漸くにして小造船所寧ろ船大工の出現を見るに止まりし狀況なり。

明治四十年港町棧橋附近に開業し、四十二年櫻町魚市場西方の岩崎造船所を買收して同所に移り、大正元年更に溫錦洞境なる旭町現位置に轉じて繼續就業する者之を太田造船所と爲し、木浦斯業界の濫觴なり。此の外大正元年松島町に開業し、大正九年櫻町に移れる大野造船所、同じく大正九年頃起れる櫻町の河合造船所、曙町の出上造船所、大正十年頃開始せる松島町の松永造船所等あり。

新造船進水の光景(河合造船所)



造船の趨向を察するに、明治四十年初めて太田造船所開業の當時は、一方地元にはける技術の熟練を缺ける原因も有りしことを否まざれど、他方又需用の程度極めて幼稚なりしを免れず、受託建造する所は、概ね五、六噸級の最小型のみにして、沿岸島嶼周航の船と云へば、従つて皆此の類なりしなり。大正五、六年の交、警備船鵜丸級の建造を経験し、爾來年々顯著なる發達を遂げて現今優に百五十噸級の製作能力を有するに至れり。府内各造船所に於ける昭和三年産額凡そ二十餘隻、八萬圓内外、其の内容は百噸級の發動機客船、十二、三噸級の沖合漁業船、港内舳舟及夫等の修繕にして未だ頗る微々たるものなりと雖も、從來内地造船所に對して發せられたる注文は、スチーム船を除き、今日悉く木浦に於て建造せらるゝの傾向を示し來り、海運の發達と技術の進歩とは、木浦造船界の前途をして益々樂觀せしむるものあり。只造船事業は其の建造に當り比較的多額の資金を要し、而かも船價の支拂は總て船體引き渡し後なるの慣例にして、注文主の誠意と、事業成績の如何に依ては、其の決済に齟齬を來すこと多くして、經營頗る困難なる事情あり。近時發動機船の増加著しく、遠からずして帆走船、手漕船の影を没するに至らんとす。朝鮮型漁船は、從來各地に所謂船大工の居住するありて、其の地の需用を滿たしつゝあり。而かも今日其の船型は殆ど内地風に改まり、附近に於て純然たる朝鮮型船舶を見ること難きに至れり。

第八節 釀造

第一 酒

天産に恵まれたる湖南地方は、各種の工業に就きて其の殷盛を致すが中にも、農産殊に穀類の生産多く、就中米の木浦雄町は、酒造米として最近の獎勵に係るも、内地優良種と比肩して毫も譲らざるの事實あり。釀造の業は、歴史的に發達

せる所なるのみならず、最近道内木浦、光州、靈巖、靈光、羅州、麗水、松汀里、長城、潭陽等各地に斯業者競ひ起り、今や全道工産品の隨一として内地酒年産四千餘石、五百數十萬圓を生産するに至れり。今府内に於ける内鮮酒造業の沿革及現狀を述べむ。

1、内地 酒

木浦に於ける日本酒釀造の元祖は、本町の石山酒造場なりとす。明治三十一年山口縣人松野、石山等、漁船を操りて渡來し、現木浦小學校前に良質の井泉あるを發見し、以て酒を釀す可しと爲し、乃ち共同して石山釀造場を興せり。二ヶ年後、或る事情の内部に發生するありて協調を失ひ、明治三十四年遂に分裂の已むなきに至り、爾來石山の單獨經營に移れり。同時に松野は新に木浦臺下に獨力其の釀造場を設けたるが、用水を得る能はざるに苦しみ、明治四十年府外任城里に移轉（此の年上水道敷設の事決し、四十三年五月通水す）し、四、五年を経て木下千重次に、次で大正十三年現經營者栗田民治に讓渡せられたり。

一方石山は事業を繼續すること二十年餘、大正八年に至りて會社組織に改め、茲に泰平酒造株式會社なるものを創立したりしが、不幸一年許にして解散の運命を擔へり。後二年を経て大正十二年頃、同所に林酒造場起れるも、是亦數年にして府外山亭里に移り、木浦酒造株式會社昭和三年十一月二十五日創立せられて其の遺墟に據れり。此の間大正元年高下島に中野酒造場、（同場は大正七年府内霞町に良泉を得て引き移る、又同島には中野酒造場開業以前早く相浦某の釀造場ありたり。）大正五年木浦臺に松永釀造所、大正十三年十一月務安郡任城里にタミヤ（栗岡民治）酒造場、翌十四年同じく務安郡山亭里にタミヤ釀造所等順次創業し（二百石乃至五百石を釀造す）是等各場の造石高、大正の初頭に於ては總計七、八百石なりしもの、今や倍加して千五百石に達し、此年急激なる勢を以て内地其の他の移入酒を撃退しつゝあり。本道釀造

業の趨勢を察するに、從來各種の條件は殆ど備はりて遺憾なきに拘らず、唯資本と技術とに缺くるところありて、充分に驥足を伸ぶる能はず。地元産四千餘石に對し、移入品は其の二倍八千石に達する有様なるが、逐年好況に向ひやがて外來酒を驅逐して却つて或は移出の時代を見むも夢想に非ざらんとしつゝあるは慶すべく、現に府内に移入せらるゝ酒類の量は、麥酒を除き最早や一萬圓を下ること遠きに至れり。

斯くて瓢印木浦雄町の斯業界に於ける認識と醸造法の熟練とは、相共に地酒の眞價を引上げ、徒に内地酒の名に味覺を誤られざる顧客をして、次第に其の數を減少せしめつゝありと雖も、畏るべき慣性の影響は、未だ當業者をして飽くまで内地種と競争を敢てするも必ず銘酒を産出せむとするの思念に燃えしむる能はず、只暫らく尋常酒を醸して僅かに事業上の蹉躓なきを期せむとする退嬰的態度に出てしめつゝあるは、蓋し目前過渡期の已むなき現象たり。

2、朝鮮酒

朝鮮酒は其の醸造法内地酒と異り、頗る簡單なるを以て従前無數の製造販賣業者散在したる結果、關係諸規則の發布あるも、之が取締及徵稅上の成績概して豫期の如くならず、品質の統一、向上、亦従つて望むべからざるものありしかば、當局は之が救済の策として醸造所の集約を圖り、當業者に勸奨したるの結果、木浦府に於ては既存五十餘戸の小製造業者を淘汰合體せしめて、昭和四年一會社、五個人と爲せり。

五名の個人營業者は南橋洞趙贊卿、大成洞方約西亞、北橋洞前田イク、曙町姜永淑、櫻町崔俊元にして、一會社は南橋洞所在の木浦釀酒株式會社之なり。會社は同年三月の創立に係り、社長金商燮、專務取締役車南鎮、資本金十萬圓を公稱し、一年間の造石高凡そ濁酒四千石、藥酒百石、燒酎三百石なり。木浦府内に於ける濁酒の消費全量概算七千五百石、其の大半四千石を會社の生産に委し、爾餘の三千數百石を前記五名の個人營業者に依り供給せしむるものとす。朝鮮濁酒は

貯藏不可能なると運賃との關係上、他地方よりの侵入全く無し。

3、燒 酎

燒酎の需用は相當多量にして、内地及鮮内各所より移入するもの七、八千石、府内の生産を合せて一萬石に達すべし。但し内凡そ二割を消費し、八割は他へ搬出せらるゝものなり。府内に於ける生産者は、大正九年創立せられたる全南燒酎株式會社の内地燒酎一千石を最とす。

朝鮮燒酎は、前記木浦釀酒株式會社、全南燒酎株式會社及個人として泉、山田、蜂谷、松永等其の製造免許を受け居り、各若干の生産を見る。前記輸移入品の過半は亦朝鮮燒酎なり。

第二 醬 油、味 噌

1、醬 油

府内に於ける其の醸造開始は日露戰後に在り。明治三十九年二月二日海岸通りに麻生醬油醸造所起り、幸町白山醬油醸造所、祝町大塚醬油醸造所相踵いで同じく其の業を開始し、茲に三足鼎立の競争状態を現ぜり。此の状態は爾後十二、三ヶ年を繼續せしと雖も、經營上幾多の不利不便を免れざりしが故に、寧ろ之を打つて一丸と爲し、會社組織とするの優れるに若かざるを認め、協議の結果遂に大正八年十二月十日現在の木浦醬油株式會社を創立するに至れり。尙其の創立前、明治四十一年壽町に米澤醬油醸造所開業し、次で大正五年福山町に、蜂谷醸造所同じく開業したれば、大戰好況時代には、一時五者入り交て華客の争奪に腐心せり。

木浦醬油株式會社は現在規模最も大、資本金二十萬圓、醸造能力二千石と稱するも、市況を量りて大體千五百石程度の生産を爲すを通例とす。米澤、蜂谷何れも四百石内外の生産なるを以て、最近府内に於ける醬油の年産額は、一千五百石

内外なりと知るべし。其の聲價は市場に於て未だ内地品と頡頏し難しと雖も、品質に於て既に甚だしき遜色を見ず、當業者の如きは原料及處理條件の良好なるより推論して、寧ろ比較上内地品より優秀なりとの自信を有し、需用者亦漸次其の事情を諒とするに至りし結果、自然移入品を驅逐して少額ならしめ、其の市内に於て消化せらるゝものは今日恐らく七、八百石に過ぎざるべく、市價も移入品と對抗して略々同率を維持し、最高八十錢を唱ふ。最近鮮人間に内地醬油の需用遞増の風を生じたる結果、供給者は一升最低十錢乃至二十五錢程度の品を特製して其の要求を満しつゝあり。

道内に於ては、木浦の外光州(六〇〇石)、長城(約四〇〇石)、羅州(約二〇〇石)、松汀里(約一〇〇石)、麗水(約一〇〇石)等各地に生産せられ、味噌と合して年産二十三萬餘圓に達す。

2. 味噌

醬油醸造者の兼業にして、最も大量に製造する者は、木浦醬油株式會社の年額二萬貫なりとす。米澤、蜂谷兩醸造所に在ては、凡そ各三千貫に止まり、其の他販賣店の取扱に係る移入品は、是亦合計三千貫以下なりと認めらる。

原料は天然資源豊富なる本道として、任意に購求することを得る自由を有すと雖も、大量製産者に在りては、之をしも尙満足とせず、全鮮に互つて特産地の優良品を物色することに依り、陰に職業的自負の念を強調しつゝあり。

第九節 其の他

第一護 謨

現代に於ける護謨の需用は極めて廣汎に互り、其の製品は吾人の衣食住の有らゆる部に織り込まれあり、當に護謨の時代と謂ひて不可なからんとす。我が國の護謨消費量は今日世界の第六位に在りて年々四千萬圓内外の輸入を見、主とし

てタイヤ、ゴム靴、玩具等に使用せられ、朝鮮にてはゴム靴を就中其の主要なるものとす。

木浦に於ける斯業は大正十三年旭町に木浦護謨工業所、大正町に金剛護謨工業所の並び起れるを發端とす。時恰かも世界護謨總産額の七割を支配する英國が市價の人為的吊り上げを目論見、大正十一年以來自國領よりの輸出を制限したる結果、大正十三年末より遽に奔騰して翌十四年は平價の三倍餘に達し、護謨工業の歴史有つて以來空前且つ恐らくは絶後なるべき氣違ひ相場を現出せしかば、折角着手したる前記二工業所も暮年ならずして相次で蹉躓するに至れり。然れども護謨工業の大勢は事業家をして久しく緘黙せしめず早くも翌十四年二月南橋洞に東亞護謨株式會社創立せられたり。幸ひ護謨の原價は其の後英國の輸出制限繼續するに拘らず他方蘭領印度の増産、米國の新植計畫及再製護謨の發達、英領に於ける密輸出、將來に於ける生産過剰の憂懼等の諸原因に依り輸出制限をして豫期の價格吊り上げに成功せしめず昭和元年來早くも平價に近接し、英國政府亦昭和三年十一月遂に其の制



護謨社會及工場

限を撤廢するに至りし等の好條件を以て前記東亞護謨會社は年々優良なる業績を挙げつゝあり。會社は資本金三十萬圓を擁し百四十馬力の蒸汽發動機を備へ、男四十名、女百五十名凡そ二百名の従業員を使用しつゝ一年四十萬足の護謨靴を生産す。内、市中の消化は凡そ十五萬足にして二十五萬足は地方に搬出せらる。他地方よりの移入品約三十萬足も亦其の過半数は奥地及島嶼へ仕向けらるゝものなり。單價は六十錢乃至九十錢、而して其の需用と販路とは比年擴充せられ約十萬足の累増を見る盛況にして現工場は八十萬足までの製造能力を有す。一年を通じ閑散期凡そ一百日を休業するの例なるが春季三、四、五月と夏季七、八月頃は其の最も顯著なる時期なりとす。原料護謨は阪神地方より輸送せられ未だ原産地よりの直接輸入を開始するに至らず。世界護謨需給の前途は生産過剰に陥るの危険ありと傳へらるゝ傍、昭和二年度に於ける米國の再製護謨は既に世界總産額の三割に垂とする實情あり、將來再び大正十四年代の如き品薄に依る原料の暴騰は絶無と謂ふことを得べく、多々益々辨じて眞個護謨時代を現出するに至らん。

第二 鑄物

鐵及鐵製品の木浦に移入せらるゝものは機械類を除き昭和二年度に於て優に二十數萬圓に達し、重要輸移入品十種中に儂指せらるゝものなり。内、鑄物品は大工場的大量生産を便とするも、移入品は土木建築材料僅かに數千圓、ストーブ、鍋、釜及之が代用品類合計十萬圓以下なるに對し、市内生産は却つて十二萬圓を超過せむとし、次第に地元製品を以て移入品に代らむとしつゝあるは喜ぶべき現象なり。

抑々木浦に於ける鑄物工業は二十餘年前日露戰爭當時溫錦洞に開始したる安國煥を其の鼻祖とし、次で又大成洞に某鮮人の開業を見たり。是等は第一期に於ける開拓功勞者なりと雖も、何れも舊法に遵ひて鑄造せしものなるを以て製品は巧妙輕便なるを得ず、第二期に入ると同時に當然凋落の運命を有せしが、果然大正十五年安國煥の死亡を交謝期として其の

製造を中止するに至れり。

先是大正十三年常盤町に駒田鑄造所、驛前大正町に雙興昶並び起り、翌十四年南橋洞に木浦鑄造株式會社創立せられ斯業一時に勃興の氣運を示せり。然るに鑄造會社は故ありて昭和二年十月解散したるが故に現在にては府内に二工場を存すのみと爲れり。駒田鑄造所は従前海南郡に於て製造に従ひ次で木浦に移りしものなるが、材料を兼二浦及滿洲本溪湖より、燃料コークスは支那青島より(最初は市内の製品を使用したり)各購入す。職工は初め朝鮮人を使用したも其の手法は出來榮と能率に遺憾を存し、内地人職工は出來上りに於て申分なしと雖も人件費の嵩む缺點ありて共に適當ならず、遂に技術、能率、經費の三點より支那人を選択するに至れり。品目は鍋、釜、農具、溫突、焚口、風呂釜、ストーブ、火鉢、七輪等にして年額凡そ五萬圓なり。釜は東方より釜山釜、北方より平壤釜の侵入あるに對抗し、我が木浦釜は南岸及島嶼部に多く使用せらる。各型式に特色を有し、圓味豊なるを木浦釜と爲す。焚口は溫突改良十年計畫の道是に基き、當局指定の下に年々大約五千個を製造しつゝあり。

雙興昶は支那資本の經營にして代表者を王僊洲となす。該資本主は鮮内各地に工場を有し、木浦は其の一分工場に過ぎず、釜の鑄造を専門とし年産二萬圓なり。

本道内以前は各郡何れも三、四箇所の鑄造所を有し、以て附近の需用を充しつゝありしも既記の如く其の製品は近代のものに競争する能はず、且つ其の工場は概ね露天にして天候に妨げらるゝこと多く、優勝劣敗の原理は今日其の大部分を一掃し去り、僅かに松汀里(支那人經營)、光陽、筏橋(共に鮮人經營)等三、四の製造工場を剩すのみとなれり。鮮人職工を支那人職工に代ふるの方針は各工場の軌を一にする所なり。

第三 菓

製菓事業も亦府内主要工業中の右翼を占むるものにして年産十萬圓と稱せらる。製造戸數三十四、宍戸、松本、青森、金山等を主なる製造販賣業者とす。開港後最初の製菓商は務安通りに於ける長野某の引島屋（後經營者交替、昭和三年閉店す）にして、之に次ぐは明治三十二年開業に係る榮町の有海商店なり。壽町宍戸、本町青森、同松本、幸町金山等皆大正年代の開業に屬す。現在稍々規模の見るべき製菓工場を有するは宍戸商店なるが、同店は去る大正三年七月の開業にして其の大量生産に着手したるは同十二年六月以來のことなり。年間の原料消費高砂糖二千俵、麥粉三千袋、卵千五百貫、薪炭三千六百圓を算し従業員二十名を使用す。砂糖、麥粉は下關より卵、薪炭は地元にて各購買せらる。製品の販路は府内外相半ばし、府外は羅州、咸平、靈光、務安、靈巖、海南、珍島、康津、莞島、長興の各郡に互り本道の沿岸部及島嶼は殆ど一手に包括する有様なり。嗜好の推移に就いて窺ふに、開港前殆ど砂糖を知らざりし鮮人間に一朝、飴、蜂蜜以外の甘味に對する欲求起るや、爾來滔々として僻陬に浸潤し、甚だしきは燒酎の肴に用ひらるゝ迄年々需用を増加しつゝ、あれば、斯業の前途は猶ほ大に發展の餘地を存するものと謂ふ可し。況んや鮮人嗜好の向上は、當年内地風の菓子は甘きに過ぎて常用に適せざると、且は民度に比し價格の高直なるに原因して、所謂鮮人向特製菓子の賣行盛なりしを、今日は地方行に幾分其の餘勢を留むるのみ、市内に於て内鮮の需用に何等軒輊を見ざるに至れり。

技術は相當優秀なるものあり、或は菓子品評會に、或は特産博覽會にカステラ、羊羹を出品して金銀牌を受領せしもの前出諸商店中二、三にして止まらず。唯所謂餅菓子類は久しく光州製菓業者に一籌を輸し、態々同地より取り寄する市民も尠からざりしが、大正十五年清水近造の東京職人傭入以來、嶄然舊殻を脱し優に光州製菓を凌駕するの新味を出すに至れり。總じて製品の産出は前記の如く遞増しつゝありと雖も大正十二、三年頃より一般不景氣に伴ひて斯業も亦振ふ能はず、到底大正八、九年頃の盛況と比較すべきに非ず。殊に昭和三年以來最も甚だしきものあり、今後の對策は手工業

を廢して成るべく機械生産を目論見、以て工費の節減に依る價格の低下を圖り、而して一般購買力に順應し又營業の安固を期せざるべからず。否らずんば今日本道の消費量四、五十萬、過半は釜山京城を経ての移入品に占めらるゝ頽勢を驅つて倍々不良に導くものあらんなり。

第四 印 刷

現時府内に内鮮を合して八印刷工場を有し其の印刷量は年額十萬圓に達す。明治三十二年二月仁川より山本岩吉なる者印刷業開拓の目的を以て渡來し、有志の後援を得て同六月本町に木浦活刷所を創立したり。是れ即ち全南印刷株式會社の前身にして又木浦に印刷業あり新聞發行ある最初なり。此の活版所は明治四十年八月組織を改めて木浦印刷株式會社と爲り、大正八年五萬圓に増資し、光州日報を買収すると共に再び其の名稱を改めて全南印刷株式會社と爲せり。但し該會社は

大正十二年以來新聞發行に主力を傾け一般印刷を顧みざるに至れり。木山印刷所は明治四十五年十一月木浦印刷株式會社時代寶町三丁目に開業したるものにして、同社に次で舊き歴史を有す。後明治町を経て昭和四年八月新道路開鑿と同時に務安通りに移る、新聞印刷を除き本道に於ける印刷業の鼻祖を以て任す。榮町大正印刷株式會社は大正十五年の組織變更にして、爾前は染川印刷所と稱し大正三年の創業に屬す。此の外大正十三年明治町の齋藤製本印刷所、大正十四年京町の廣澤印刷所、同年務安通りの庄島印刷所、鮮人經營にては常盤町の光鮮印刷所及昭和四年湖南印刷所等相踵いで起り、今や其の多きに苦しむの状なり。

器械設備の状況を見るに、明治四十一年以前は、全南に於て足踏ロール、マシンを備ふるもの只木浦印刷株式會社ありしのみ。後光州日報に一臺を、明治四十五年木山印刷所に又一臺を購ひて初めて三臺を算するに至れる程度なりしが、當今に於ては計十九臺の印刷機を有す。截斷機は年額三萬圓の印刷量ある庄島印刷に一臺あり、大阪櫻井鐵工所の製作にし

て昭和四年八月購入するところなり。

印刷事業創始の時代に在つては経営困難を極めしものなるが漸次利用の範囲を廣め、其の併合後に至るや庶政改革の際、官廳方面の需用殺到し應接に遑あらざらんとせり。爾來文化の進展につれ斯業の發達亦之に雁行し其の技術の點に至りては寫眞製版等特殊部分的のものを内地、京城等に分囑する外大體に於て普通の印刷を擔當處理して殆ど逕庭を認めざるに至れるも唯市勢の現狀を以てしては印刷業者の數、少しく多きに過ぐるの感あり同業者は互に自然淘汰の推移を待てり。材料は内地製品を京城より買入れ使用する有様にして一部廣告用ザラ紙のみ鮮内新義州産品を充用することあり。

第五 製 氷

製氷事業は木浦の如き多量に海洋漁獲物を吞吐する地方に於ては冷凍用として氷の使途尠からざれば、夙に起業を見るべかりしものなるに拘らず資本、動力費等の原因に由り内地品と競争する能はざりし關係上、久しく手を觸るゝ者無かりしが、大正十一年海岸通に平岡製氷所初めて設立せられた



木浦製氷株式會社

り。這は先是大和町松尾某が大阪より機關、機器を取り寄せたるまゝ久しく使用せず抛擲したりしを引き受け開業したるものにして大正十三年五月放賣して石川製氷所となる。資本金三萬圓、十八馬力の蒸氣機關を運轉し年額六〇〇噸、一萬六千圓を産出せり。然れども亦經營四年、昭和三年六月に至りて以下記述せんとする新設會社の買收するところと爲れり。

現在府内の製氷事業を一手に掌握する木浦製氷冷蔵株式會社は昭和四年一月の創立にして港町海岸に在り。初め昭和二年四月石森製氷所として業務を開始せしものなるが翌年前記石川製氷所買收と共に資本金を十五萬圓に増額し、會社組織に變更したり。五十二馬力の電動機を備へ一日十噸年三千噸の製造能力あり。工場八十八坪、貯藏庫二十四坪には二五〇噸を收藏し得べし。諸種の條件は未だ水産冷蔵用其他大量使用に際し内地製氷を壓倒するの域に達せず、沖合漁業者の如き遠く發航地より所要の水を搭載し來るの狀に在れども一般市中の需用は大體會社製品に充當し、嘗て鐵道により輸送せられたる天然氷は全然驅逐し了せり。漁船の冷蔵用としても漸次用途を擴大し行き昭和四年盛夏の如き天候の關係上近年稀なる氷の賣行を示し時に供給不足を訴ふることさへありたり。市外への搬出は微量にして出盛期中と雖も一日尙一噸に満たず。時價は角氷噸當り十五圓、碎氷同十三圓まで取引せられ、機械は十二月一月を除き常に運轉しつゝあり。道内の製氷狀況は木浦以外麗水に一工場ありて同地方の需用に應じつゝあゝが、麗水製氷工場は木浦製氷冷蔵株式會社に少しく遅れて同年中設置せられしものにして、其の沿革比較的新しく唯其の製氷機は一日十五噸の生産力を具ふ。

第六 製 材

本事業は比較的晩近の發達に屬すれども其の或は將來あるやを注目せられつゝあるが故に此に併せて記述を試みむとす。府内に於ける第一着手は本町の建築請負業岡田松三郎にして大正九年以來の事とす。同人は家業上平素多量の木材を

使用するも従来義州或は内地方面より供給を仰ぎし製材は寸法に一定の規格あり、定寸以外のものを購求する能はずして其の都度木挽に依りて臨機必要を充すの外なく然も木挽雇傭に就ては不便苦痛を感じしこと尠からず、且つ其の備償も毎月一百圓を下らざる状況なりしに省み遂に此の不自由より脱せむとして開始したるものなり。即ち謂はゞ建築請負業なる本業の補助機關に過ぎず、十馬力の電動機を備へ一日千五百才を製材し得べし。次で大正十二年櫻町河合造船所に同じく十馬力、翌十三年五月祝町南鮮材木店に同じく七馬力半を備へ付け以上三者を合計して年間、百五十萬才の生産あり。但し何れも定寸のものは不相變新義州及内地に供給を仰ぎ、特寸品のみ手許に於て製材するものとす。此の外松島町の材木商木下政太郎は昭和三年十二月來、電力に依る二十馬力機を据へ付け稍々力を用ひて挽材作業を開始する所ありしが昭和四年意を決して五十馬力機に改め、一層力を傾注するに至れり。一日七千才、年計二百五十萬才の生産ありと稱す。五割は地元及沿岸島嶼に、五割は湖南線沿道に消費せらる。原木は主に樺太、領露沿海州及豆滿江岸産出のものにして又アマリカ材の回着もあり。船舶を以て輸送せられ、紅松、杉松、赤松、樺、米松、米杉多し。

本道内に於ける製材所の分布は木浦を除いて其の施設なく、單に道内の需要を満たすのみと假定するも顧客を逸することなくんば猶ほ大に興隆するの餘地あり。大量生産の出來榮を云爲する需用者をして納得せしむるを得ば多く憂ふることを要せざらん。南鮮には目下釜山、木浦、群山の三港に各製材工場を有せり。是等は前述の理由に基き商略の如何に由ては共に頗る前途ありと謂ふことを得。

第三章 水産業

第一節 總説

朝鮮は三面環らすに海を以てし、海岸線の延長は本土及島嶼を合せて約九千三百三十哩に及び、其の地勢、氣候、海流等の關係上、水産に於ける天恵極めて厚く、斯業の發達歴史的に著しきものあるべきに拘らず、古來一般に漁業を貶卑するの風強く、當路者の漁政に對する關心亦甚だ薄かりしもの、如く、始政當時に至るまで之が基礎殆ど見るべきものなかりしは案外の實相なり。併合以來當局者は鋭意水産業の發達に力を致し、水産法規を整備して漁政の基礎を確立し、漁業の保護取締を周密にし、漁船獎勵補助に依りて優良漁船の普及を圖り、海苔、牡蠣増殖補助或は水産物冷蔵獎勵補助に依りて養殖漁業の振興及水産物の利用増進に資し、水産製品の検査施行に依りて製品の改良統一を圖り、對支水産貿易助長の爲め水産輸出獎勵補助の途を講じ、漁業組合を設立して漁民共同の福利を増進せしむるため事業助成補助金を交付し、水産會の組織に依りて水産業の改良發達を庶幾し、水産試験場を設置し各種の水産試験及調査を進むると共に水産に關する傳習、講習等を施行して營業者の知識技能を啓發し、水産教育機關を設けて水産教育の普及を期し、漁港又は避難港修築の爲め年々國費の一部を補助する等各般の施設を講ぜしめたる結果、斯業界は爲に異常なる躍進を遂ぐるに至り、昭和三年度に於て、

漁獲高	六千六百十一萬餘圓	製造高	四千四百八十六萬餘圓
養殖生産高	三百三十二萬餘圓	合計	一億一千四百三十餘萬圓

に上り、始政直後の明治四十四年に於ける九百四十二萬餘圓に比して約十二倍の増産を示し、今や全く昔日の面目を一新せり。然りと雖も靜かに半島水産界天恵無盡の實際に顧るとき、今後尙開發の餘地極めて多きを意識せざるを得ず。

本道は朝鮮の西南端に位し、沿岸の出入頻繁にして海岸線の延長實に三、六一八海里（全鮮の約四割）に互り加ふるに大小千七百有餘の島嶼は海上遠近に星羅棋布して所謂多島海を形成し、到る所適當の漁港あり。而も寒暖二潮流相錯綜するが故に、魚族・藻類の蕃殖生棲するもの極めて多種に上り、夙に天恵無盡の寶庫と稱へらる。今其の著名なるものを摘記せんに、濟州島は木浦を距る南八四海里に横はる朝鮮第一の大島にして數多の漁港を有し、從來鱈、鯖、鱧、若布、鮑等の産出豊富なるを以て知られしが、近時沖合漁業の進展に伴ひ、同島を根據とする動力付汽船の噸に輻輳するを見るに至れり。黒山島は木浦を距る西方五八海里の海上に位し、捕鯨及鯛・鱈漁を以て著聞し、同島を根據とする沖鯨網・手繰網・延繩等に依る漁法の普及發達は、將來本道沖合漁業を左右するに至らむ乎。此の外巨文島の打瀬網（雜魚）、楸子島の鱈・鱈、青山島の鯖、嵯島の石首魚、大臺耳島の鮠、羅老島・法聖浦の蝦・鱧、安島の太刀魚等枚舉に遑あらず。之等漁獲物は、直接漁場より内地に移出せらるゝものもあるも、其の多くは交通運輸の關係上、木浦に集中して内陸消費地へ輸送せらる。次に藻類殊に海苔・海蘿は、本道の特産物にして其の中絹織・毛織等に使用せらるゝ眞海蘿は、主として玄海を挾む内鮮兩海岸地帯に限り生産を見るものなるが、其の産出量は、内地の一に對する三の比例に在り、而も本道は全鮮總産額の過半を占む。又海苔は内地に於て東京灣其の他を初め、殆ど行詰りの状態にあるも、獨り本道は海岸到る所の干潟地を利用して顯著なる發達を遂げ、年額既に三百萬圓に達せるのみならず今後尙開拓を待てる適地數萬町歩を算し將來に向て期待せらるゝ所甚大なり。輓近木浦を中心とする西海岸地方にも、着々新漁場の發見せらるゝあり、昭和四年度に於ては、木浦に海苔検査所及共同販賣所の設置を見るに至り、其の發展眞に洋々たるものあらむとす。思ふに本道水産界

は、交通、金融其の他各種の經濟機關を具備し、全南の中心市場を以て任ずる木浦に依りて、將來益々活躍の地歩を進むべきこと疑を容れず。今本道内主要漁獲物の數量、價額を示せば左の如し。

本道内漁獲高類別表（昭和三年度）

種別	數量	價額	備考
鯖	六、一五五、三八二	一、六二六、八〇八	價額に従て排列せり 藻類は魚族の後に掲げたり
鮪	一、五一一、〇八二	八五七、一五六	
石首魚	二、三六六、二〇三	八〇一、五四七	
鱈	二、五五七、二五五	七五八、六三四	
鯛	三九六、〇六一	五八六、五八四	
鮠	五一三、六〇〇	五六五、〇〇〇	
鱧	五七七、二七八	五四四、二九九	
鮑	三三八、〇五四	四七二、二一一	
鱈	八一二、九四八	四一〇、四三九	
鱈	二、一六四、五〇〇	三八七、七五三	
鱈	七二九、四一八	三八六、〇二九	
鱈	五、九五二、六一六	三五七、〇九七	
鱈	一、二八九、四三五	三五二、四五九	
鱈	二一六、二四四	二四〇、六四五	
刀魚	二二九、七七三	二二七、七〇〇	
鱈	四三一、九七五	二一三、九八一	
鱈	三七九、一一八	二一一、三五二	

第四編 産業經濟 第三章 水産業 第一節 總説

葛	一、九〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
蒲	三五、一五〇	一〇、五四五
カ	二二、一三〇	三、九二八
於	四、四六〇、九四九	一七三、八七〇
雜		

第二節 海藻

第一 全南の海藻

1、地利

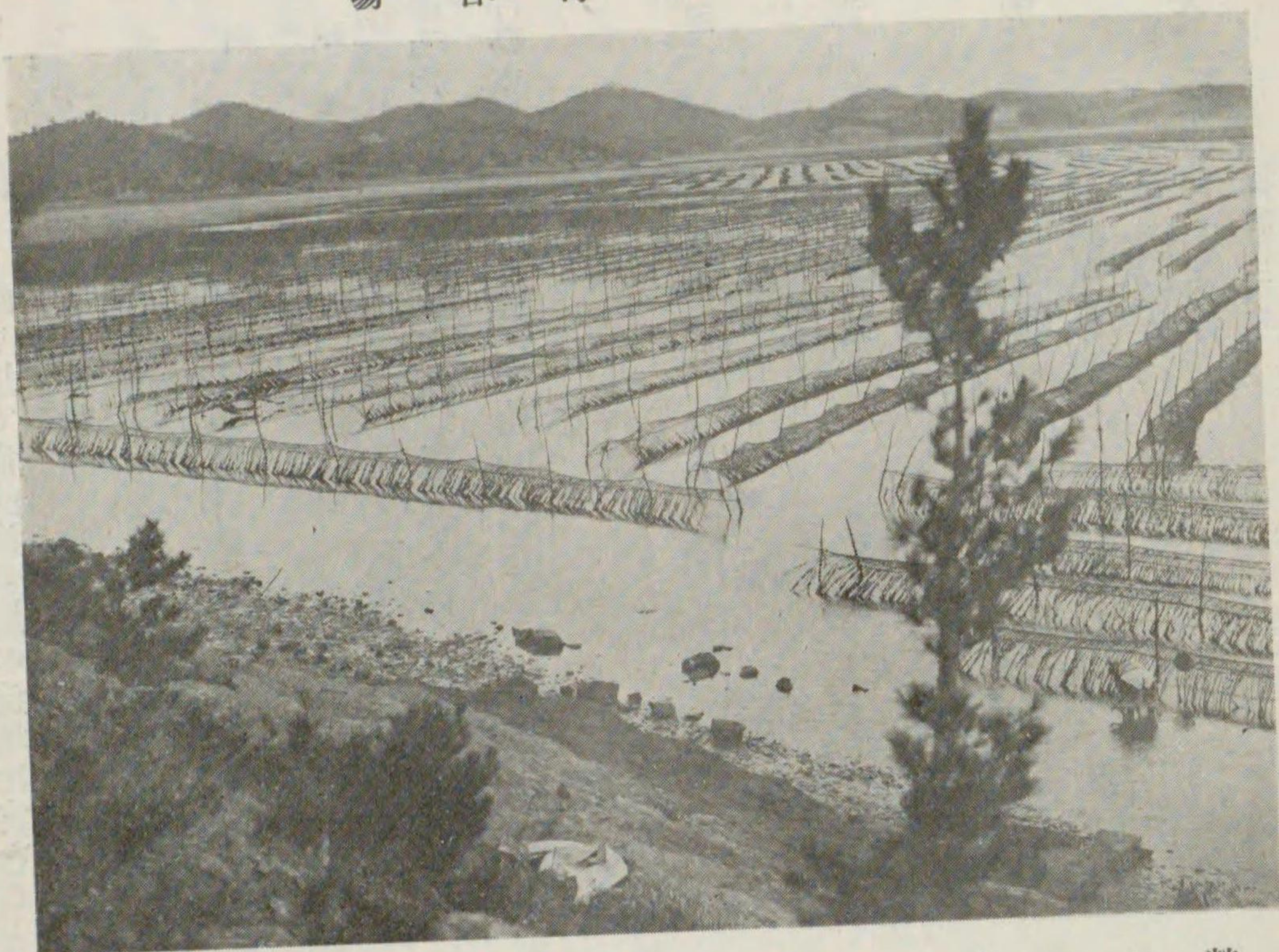
東、西、南の三面に海を繞らせる朝鮮半島に於て、本道は西、南二面に跨りて其の要部を占め、恰かも楔子を爲すの状あるのみならず、前面所謂多島海は有人島三七〇島、無人島、一、三七七島、合計一、七四七島甚布羅列し、全鮮の總島數三、〇〇九島に對して約六割を占むるの有様なれば、海岸線の延長從つて比類なく無慮四、四四一哩是亦實に全鮮の四割に達せむとす。加之沿岸に廣漠十五萬町歩を越ゆる干潟地ありて養殖に適し、潮汐干満の差は最大の時三米乃至五米、最少の時一米乃至三米、而して全道、一府一島二十一郡中、海灣に臨むもの一府一島十五郡を數へ、内に漁村八百五を包容せり。而かも水深四十尋を越ゆる所尠く、岬島の錯綜は以て風浪を防ぎ、船舶の航行繫泊共に安全なり。且つ渤海の寒流と對馬暖流との交流は、一般水産をして多種豊富ならしめ、大小の魚藻中重要なもの八十餘種を産し、海藻に就ては海苔、フノリ、天草、和布、イギス等を就中其の主なるものと爲す。

2、發達及現狀

如上地の利は既に十二分なるも舊時代に在りては海上發展の計圖、兎角上下に閑却せられ、水産關係の施設殆ど省みら

るゝなく、漁民は徒に舊慣を墨守して當面を湖塗するのみ、經營の安定毫も期する能はざりしと共に背後内陸の所謂湖南富庫に對する歴史的自負心は不知不識の間、海底無盡の寶珠を探るの進取的勇氣を阻みしこと多く、斯業久しく振はざりしものなり。

莞島の海苔場



區別	海岸線	總漁獲高	海岸線一里に對する	
			漁船	漁獲高
内地	七、〇四〇里	三三九、三〇〇、〇〇〇円	五五・四	四八、一九六
朝鮮	四、三九五	六四、〇七五、二五〇	八・七	一四、五七九
本道	一、七〇六	一四、〇四七、八七七	四・九	三・六

備考 昭和二年度調査。

臨海十二道中慶尙南道及本道を除く他の十道の水産年額何れも千萬圓を越ゆる能はざること遙かなるに比し、前記兩道は嶄然頭地を抜きて優に一千數百萬圓を擧げ、本道は慶尙南道に次ぎて全鮮第二位を占むるに止まらず之を道内各生産物に比するも農産に亞ぐの重要物産たり。然るに漁船、漁戸、收穫高の海岸線一里に對する平均數が共に却つて慶北、江原、咸南、咸北、慶南、平南、平北、黄海の諸道に及ばざるは海岸線の單り著し

く長きに基因すと雖も以て尙前途發展の途地に富むこと多きを知るに足るべく從來亦夙に顯著なる進歩の過程を示せり。

年次

年次	漁業船	戸	口	漁獲高
大正五年	鮮内 四、四八〇	六、〇九〇	一一五、九六五	二、七二三、六九一
同十四年	鮮内 六、一四七	六、八八六	一二六、九〇〇	一〇、八三七、九三七
昭和三年	鮮内 七、三九三	五、二七四	二〇七、二〇六	一四、〇四七、八七七

即ち戸數に於て大正十四年前後少しく變調を呈せしことあるに止まり、その他一様に異常の發達を遂げ、海藻類亦之れに伴ひて左の數字を出せり。但し概して朝鮮人の從事する所にして、内地人は未だ一部海苔業に携はる少數者を見るに過ぎず。

種別	年次	内地人		朝鮮人		計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
海苔	大正五年	三、五七	三、〇三	三、八二〇	八〇、六三	三、八二〇	八〇、六三
	同十四年	三、四八	五、〇三	一、四三、五七	一、八〇、〇六一	一、四三、五七	一、八〇、〇六一
	昭和三年	三、四八	二、〇六	二、七六、〇五〇	二、六八、八五九	二、七六、〇五〇	二、六八、八五九
海蘿	大正五年	—	—	二〇六、四八八	二、三三、四五八	二〇六、四八八	二、三三、四五八
	同十四年	—	—	一、〇五七、七九五	六三三、一三五	一、〇五七、七九五	六三三、一三五
	昭和三年	—	—	八七一、六三〇	六四六、〇七六	八七一、六三〇	六四六、〇七六
天草	大正五年	—	—	一四〇、〇六一	一〇一、一三九	一四〇、〇六一	一〇一、一三九
	同十四年	—	—	五九八、五九〇	三三三、〇七六	五九八、五九〇	三三三、〇七六
	昭和三年	—	—	七二二、四三三	二九八、二二六	七二二、四三三	二九八、二二六

種別	年次	内地人		朝鮮人		計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
和布	大正五年	—	—	三三〇、五五五	一〇九、九七〇	三三〇、五五五	一〇九、九七〇
	同十四年	—	—	八五七、四五四	一八四、〇八二	八五七、四五四	一八四、〇八二
	昭和三年	—	—	七七四、三五六	一四五、五〇六	七七四、三五六	一四五、五〇六
搦布	大正五年	—	—	四四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	同十四年	—	—	二、〇〇〇、〇〇〇	二四、五九一	二、〇〇〇、〇〇〇	二四、五九一
	昭和三年	—	—	八六六、六三二	一三、三〇〇	八六六、六三二	一三、三〇〇
イギス	大正五年	—	—	四、四三三	九、〇五六	四、四三三	九、〇五六
	同十四年	—	—	二九、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
	昭和三年	—	—	二九、六三〇	六五、八〇〇	二九、六三〇	六五、八〇〇
その他	大正五年	—	—	九、六一	三、一五七	九、六一	三、一五七
	同十四年	—	—	四、六三七、七六九	二七八、七九七	四、六三七、七六九	二七八、七九七
	昭和三年	—	—	一〇、四五四、四六六	四〇七、三三五	一〇、四五四、四六六	四〇七、三三五
總計	大正五年	三、五九	三、〇三	一、六六一、六三六	八二五、一〇五	一、六六一、六三六	八二五、一〇五
	同十四年	三、五九	五、〇七	一、一六一、六三六	三、四七、三六二	一、一六一、六三六	三、四七、三六二
	昭和三年	四、七三、四六七	三、五、七六	一、六、六三六、〇五七	四、二四、九九二	一、七、〇八、五三四	四、二七、一七〇

水産養殖は海苔及牡蠣の二にして後者は四十三箇所、二百九十萬坪、二十五萬圓に過ぎざるも、前者は僅かに三年の歴史を経て早く既に二百九十四箇所、五百六十萬坪、年産二百餘萬圓を算する盛況にして近き將來に於て一千万圓に到達せしむるは敢て難事に非ずと稱せらる。兩三年來頗る急激なる増進率を示し今や内地市場を制壓するの勢あり。殊に朝鮮に於ける海苔の生産は現在我が多島海方面に限らるゝ状態なるは以て前途に嚮望し得る所以なり。今養殖海苔及其の他主要海藻分布の状態を見るに、總じて南海岸を主とし西海岸は現在比較的稀薄なるも今後養殖事業の發展につれ又大に將來ありと認めらる。先づ海苔は光陽灣、高興、長興、莞島近海、珍島、海南灣、海蘿は麗水郡突山島、莞島郡甫吉島、濟州島

楸子島、珍島郡島島、天草は濟州島東岸、同島楸子島、珍島郡西南岸、務安郡小黑山島、和布は濟州島楸子島より珍島郡島島、務安郡荷衣島、長山島邊に各其の多くを産出す。

第二 木浦の海藻

一、中心市場

水産年額一千數百萬圓、海藻のみにも三百數十萬圓、全南第二の主要物産を包藏し將來益々増産の期待を掛けらるゝ多島海の其の中心市場我が木浦は、地形上既に有利の地位を占據し背後陸上交通に在りては湖南線の起點を以て内陸諸市邑に連絡し、前面は内外多數の航路を括約し眞に湖南隨一の吞吐港として夙に其の勢力を擅にしたり。近來農産に就きては隣港群山の活躍著しきあり、水産に在りても近く南沿岸鐵道工事の完成を控へて麗水港の擡頭あり、水産検査は木浦以外麗水、莞島の二箇所に於ても行はるゝに至りし結果、多少の影響なしと謂はざるも取引習慣及各種の事情は未だ容易に海藻木浦の地位を脅かす能はざるなり。殊に金融機關の優越は、將來取引の益々大量となり、且つ對外的に進むと相伴ひ彌々便否の感を痛切にし、爲に集散の形勢をして一層有利に展開せしむるの效あるべし。

二、各種機關

(1)全羅南道水産試驗場 は木浦港町に置かれ(大正十三年七月設置、同十五年木浦に移す詳細は第一編を参照せらるべし)各種の試験、調査及製造傳習を行ふ。

(2)水産製品検査所 税關支署内に在り。大正二年七月海藻移出検査規則實施、大正七年該規則を撤廢して水産製品検査規則を發布し以て現在に至るの間、引き続き輸出品の検査を行ふ。検査施行後十數年、今や内外海藻市場に於ける木浦海藻の地歩は、頗る優越にして標準的たるに至れり。

(3)本道水産會 は朝鮮水産會令の發布と同時に大正十二年四月之を組織せるものにして昭和二年光州道廳内に移さるゝまで久しく其の本部を木浦に置き(詳細は本編第五章参照のこと)道内に於て漁業又は水産物製造、取引、運搬等の業務を營む者全部を網羅せる自治的公共機關なり。政府と當業者との間に介在して斯業の改良發達に資すべき各般の施設を爲すものにして即ち關係當業者の自奮自覺を促し、自治的施設の作興を企圖し、水産業の進展に貢献するを本旨とす。次に

(4)漁業組合 は明治四十五年二月漁業組合規則の發布に基き漁村の維持、經營を圖り、其の振興を期するため、將來發達の素地ある村浦に逐次之が設立を見つゝあり。木浦關係に於ては務安郡押海島に昭和四年二月海苔組合を設け共同販賣、共同購入、漁業資金の貸付、製品検査、共同貯金、遭難救恤等組合員の爲にする共同施設事業を行ふ。又次に

(5)海産物商組合 は現在木浦及麗水の兩地に在り何れも關係有志の任意組織にして従前水産物の取引、保管等につき常に不正行爲行はれ、充分製品の品位を高め難かりしことを憂へ、兩地に於ける海産物取引商人を糾合して之が改善を企て、道知事の承認を得て大正十三年成立を告げたるものにして相當の成績を收めつゝあり。其の發端は大正三年に溯るべく、詳細に付ては同じく本編第五章の参照を望む。

(6)海苔集合販賣所 道内乾海苔の産出激増し、所在各郡に於ける海苔漁業組合のみにては、從來或は検査の徹底を缺く憾なかりしとせず、別に尙主要取引市場に於ても検査施行の制度を設くるは極めて必要なりとするの聲、近時漸く高からんとするに促され、全羅南道海苔聯合會は、昭和四年の出廻期より新に木浦及麗水の二箇所に集合販賣所を、又道水産會は同時に同所に海苔検査所を設け、賣買兩者に便するの外、未検査不良品の市場横行を防止する策を樹て、昭和五年一月以來實施するに至れり。木浦海苔検査所及同集合販賣所は港町海産物商組合内に置かる。

水産會公告 (昭和五年一月)